

官報

昭和二十六年十一月十八日

○第十二回 参議院 會議録第二十号(その一)

昭和二十六年十一月十八日(日曜日)午前
十時十二分開議

議事日程 第十九号

昭和二十六年十一月十八日

午前十時開議

第一 平和条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第三 連合国財産補償法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨十七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

恩給法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の議案を提出した。
よつて議長は即日これを通商産業委員会に付託した。

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その一) 議長報告 會議

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
通商産業委員会に付託

関税法等の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

糸価安定特別会計法案
学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案

大蔵委員会に付託
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託
外務省設置法案

内閣委員会に付託
特別職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

人事委員会に付託
農林委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

旅券法案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際小麦協定への加入について承認を求めるの件

国際労働機関憲章の受諾について承認を求めるの件

公衆衛生国際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求めるの件

国際連合食糧農業機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件

平和条約の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

内閣提出案は同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

旅券法

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国際小麦協定への加入について承認を求めるの件

国際労働機関憲章の受諾について承認を求めるの件

公衆衛生国際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求めるの件

国際連合食糧農業機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件

同日委員長から左の報告書を出した。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該覚書の指定の解除に関する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該覚書の指定の解除に関する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該覚書の指定の解除に関する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該覚書の指定の解除に関する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該覚書の指定の解除に関する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該覚書の指定の解除に関する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該覚書の指定の解除に関する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該覚書の指定の解除に関する法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書を出した。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該覚書の指定の解除に関する法律案可決報告書

連合国財産補償法案可決報告書

平和条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

建設委員会請願審査報告書第二号同特別報告第三号及び第四号

一昨十六日委員長から左の報告書を出した。

建設委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号及び第二号

建設委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号及び第二号

昨十七日議長から、内閣総理大臣、農林大臣宛左の決議を送付した。

農林業振興基本政策確立に関する決議

同日本院は、国会の会期を十一月二十八日まで十日間延長することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

同日衆議院から、同院は、第十二回国会の会期を十一月十九日から十一月二十八日まで十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

この際、日程第一、平和条約の締結について承認を求めるの件、日程第二、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

二、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

三、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

四、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

五、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

六、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

七、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

八、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

九、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

十、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

十一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

めるの件

十二、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議第二十号(その一) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

めるの件、(いずれも衆議院送付)、以上両院を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。平和条約及び日米安全保障条約特別委員長大隈信幸君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

平和条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十月二十六日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武君

平和条約の締結について承認を求めるの件

平和条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国との平和條約

連合国及び日本国は、兩者の關係が、今後、共通の福祉を増進し且つ國際の平和及び安全を維持するために主権を有する對等のものとして友好的な通商の下に協力する國家の間の關係でなければならないことを決

意し、よつて、兩者の間の戦争狀態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和條約を締結することを希望するので、

日本国としては、國際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に國際連合憲章の原則を遵守し、世界人權宣言の目的を實現するために努力し、國際連合憲章第五十五條及び第五十六條に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の條件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において國際的に承認された公正な慣行に従ふ意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よつて、連合国及び日本国は、この平和條約を締結することに決定し、これに應じて下名の全權委員を任命した。これらの全權委員は、その全權委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一章 平和

第一條

(a) 日本国と各連合国との間の戦争狀態は、第二十三條の定めるところによりこの條約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領水

に對する日本国民の完全な主権を承認する。

第二章 領域

第二條

(a) 日本国は、朝鮮の獨立を承認し、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に對するすべての權利、権原及び請求權を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に對するすべての權利、権原及び請求權を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五十九年九月五日のポーツマス條約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に對するすべての權利、権原及び請求權を放棄する。

(d) 日本国は、國際連盟の委任統治制度に關連するすべての權利、権原及び請求權を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の國際連合安全保障理事會の行動を受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由來するか又は他に由來するかを問はず、南極地域のいづれの部分に對する權利若しくは権原又はいづれの部分に關する利益についても、すべての請求權を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に對するすべての權利、権原及び請求權を放棄する。

第三條

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む)、彌留島の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政權者とする信託統治制度の下におくこととする國際連合に對する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に對して、行政、立法及び司法上の權力の全部及び一部を行使する權利を有するものとする。

第四條

(a) この條の(b)の規定を留保し、日本国及びその國民の財産で第二條に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその國民の請求權(債權を含む)で現にこれらの地域の施政を行つてゐる当局及びその住民(法人を含む)に對するものの處理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその國民に對するこれらの当局及び住民の請求權(債權を含む)の處理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第二條に掲げる地域にある連合国又はその國民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行つてゐる当局が現状で返

還しなければならない。(國民という語は、この條約で用いるときはいつでも、法人を含む。)

(b) 日本国は、第二條及び第三條に掲げる地域のいづれかにある合衆國軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその國民の財産の處理の効力を承認する。

(c) 日本国はこの條約に従つて日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終點施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終點施設を保有する。

第三章 安全

第五條

(a) 日本国は、國際連合憲章第二條に掲げる義務、特に次の義務を受諾する。

(i) その國際紛争を、平和的手段によつて國際の平和及び安全並びに正義を危うくしないようにに解決すること。

(ii) その國際關係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる國の領土保全又は政治的獨立に對するものも、また、國際連合の目的と兩立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

(iii) 國際連合が憲章に従つてとる
いかなる行動についても國際連
合にあらゆる援助を與え、且
つ、國際連合が防止行動又は強
制行動をとるいかなる国に対
しても援助の供與を慎むこと。

(b) 連合国は、日本国との關係にお
いて國際連合憲章第二條の原則を
指針とすべきことを確認する。

(c) 連合国としては、日本国が主權
國として國際連合憲章第五十一條
に掲げる個別的又は集團的自衛の
固有の權利を有すること及び日本
國が集團的安全保障取極を自發的
に締結することができるところを承
認する。

(a) 連合国のすべての占領軍は、こ
の條約の効力發生の後なるべくす
みやかに、且つ、いかなる場合に
もその後九十日以内に、日本國か
ら撤退しなければならない。但
し、この規定は、一又は二以上の
連合國を一方とし、日本國を他方
として双方の間に締結された若し
しくは締結される二國間若しくは多
數國間の協定に基く、又はその結
果としての外國軍隊の日本國の領
域における駐屯又は駐留を妨げ
るものではない。

第六條

(b) 日本國軍隊の各自の家庭への復
歸に關する千九百四十五年七月二
十六日のポツダム宣言の第九項の

規定は、まだその實施が完了され
ていない限り、實行されるものと
する。

(c) まだ代償が支拂われていないす
べての日本財産で、占領軍の使用
に供され、且つ、この條約の効力
發生の時に占領軍が占有している
ものは、相互の合意によつて別段
の取極が行われない限り、前記の
九十日以内に日本國政府に返還し
なければならない。

第四章 政治及び經濟條項

第七條

(a) 各連合國は、自國と日本國との
間にこの條約が効力を生じた後一
年以内に、日本國との戦前のいず
れの二國間の條約又は協約を引き
續いて有効とし又は復活させるこ
とを希望するかを日本國に通告す
るものとする。こうして通告され
た條約又は協約は、この條約に適
合することを確保するための必要な
修正を受けるだけで、引き続き有
効とされ、又は復活される。こ
うして通告された條約及び協約
は、通告の日の後三箇月で、引き
續いて有効なものとなされ、又は
復活され、且つ、國際連合事務
局に登録されなければならない。
日本國にこうして通告されないす
べての條約及び協約は、廢棄され
たものとみなす。

(b) この條の(a)に基いて行つた通告に
おいては、條約又は協約の實施又

は復活に關し、國際關係について
通告國が責任をもつ地域を除外す
ることができる。この除外は、除
外の適用を終止することが日本國
に通告される日の三箇月後まで行
われるものとする。

第八條

(a) 日本國は、連合國が千九百三十
九年九月一日に開始された戦争状
態を終了するために現に締結し又
は今後締結するすべての條約及び
連合國が平和の回復のため又はこ
れに關連して行つた他の取極の完全
な効力を承認する。日本國は、ま
た、従前の國際連盟及び常設國際
司法裁判所を終止するために行わ
れた取極を受諾する。

(b) 日本國は、千九百十九年九月十
日のサン・ジェルマン・アン・レー
イの諸條約及び千九百三十六年七
月二十日のモントルーの海峽條約
の署名國であることに由來し、並
びに千九百二十三年七月二十四日
にローザンヌで署名されたトルコ
との平和條約の第十六條に由來す
るすべての權利及び利益を放棄す
る。

(c) 日本國は、千九百三十年一月二
十日のドイツと債權國との間の協
定及び千九百三十年五月十七日の
信託協定を含むその附屬書並びに
千九百三十年一月二十日の國際決
済銀行に關する條約及び國際決済

銀行の定款に基いて得たすべての
權利、權原及び利益を放棄し、且
つ、それらから生ずるすべての義
務を免れる。日本國は、この條
約の最初の効力發生の後六箇月以
内に、この項に掲げる權利、權原
及び利益の放棄をバリの外務省に
通告するものとする。

第九條

日本國は、公海における漁業の規
制又は制限並びに漁業の保存及び発
展を規定する二國間及び多數國間の
協定を締結するために、希望する連
合國とすみやかに交渉を開始するも
のとする。

第十條

日本國は、千九百一一年九月七日に
北京で署名された最終議定書並びに
これを補足するすべての附屬書、書
簡及び文書の規定から生ずるすべて
の利益及び特權を含む中國における
すべての特殊の權利及び利益を放棄
し、且つ、前記の議定書、附屬書、
書簡及び文書を日本國に關して廢棄
することに同意する。

第十一條

日本國は、極東國際軍事裁判所並
びに日本國內及び國外の他の連合國
戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且
つ、日本國で拘禁されている日本國
民にこれらの法廷が課した刑を執行
するものとする。これらの拘禁され
ている者を赦免し、減刑し、及び仮

出獄させる權限は、各事件について
刑を課した一又は二以上の政府の決
定及び日本國の通告に基く場合の
外、行使することができない。極東
國際軍事裁判所が刑を宣告した者に
ついては、この權限は、裁判所に代
表者を出した政府の過半数の決定及
び日本國の通告に基く場合の外、行
使することができない。

第十二條

(a) 日本國は、各連合國と、貿易、海
運その他の通商の關係を安定した
且つ友好的な基礎の上に置くため
に、條約又は協定を締結するため
の交渉をすみやかに開始する用意
があることを宣言する。

(b) 該當する條約又は協定が締結さ
れるまで、日本國は、この條約の
最初の効力發生の後四年間、

(i) 各連合國並びにその國民、産
品及び船舶に次の待遇を與え
る。

(i) 貨物の輸出入に対する、又は
はこれに關連する関稅、課
金、制限その他の規制に關する
最惠國待遇

(ii) 海運、航海及び輸入貨物に
關する内國民待遇並びに自然
人、法人及びその利益に關す
る内國民待遇。この待遇は、
税金の賦課及び徵收、裁判を
受けること、契約の締結及び履
行、財産權(有体財産及び無

休財産に関するもの、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

(2) 日本国の国営商業企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。

(c) もつとも、いずれの事項に関しても、日本国は、連合国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最惠国待遇を日本国に與える限度においてのみ、当該連合国内に内国民待遇又は最惠国待遇を與える義務を負うものとする。前段に定める相互主義は、連合国の非本土地域の産品、船舶、法人及びそこに住所を有する人の場合並びに連邦政府をもつ連合国の邦又は州の法人及びそこに住所を有する人の場合には、その地域、邦又は州において日本国に與えられる待遇に照らして決定される。

(d) この條の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商條約に通常規定されている例外に基くもの、その当事国の対外的財政状態若しくは國際收支を保護する必要に基くもの(海運及び航海に関するものを除く)又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相応してお

り、且つ、はしいままたは不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最惠国待遇の許與を害するものと認めてはならない。

(e) この條に基く日本国の義務は、この條約の第十四條に基く連合国の権利の行使によつて影響されるものではない。また、この條の規定は、この條約の第十五條によつて日本国が引き受ける約束を制限するものと了解してはならない。

第十三條

(a) 日本国は、國際民間航空運送に関する二国間又は多數国間の協定を締結するため、一又は二以上の連合国の要請があつたときはすみやかに、当該連合国と交渉を開始するものとする。

(b) 一又は二以上の前記の協定が締結されるまで、日本国は、この條約の最初の効力発生の時から四年間、この効力発生の日にいずれかの連合国が行使しているところよりも不利でない航空交通の權利及び特權に関する待遇を当該連合国に與え、且つ、航空業務の運営及び発達に関する完全な機会均等を與えるものとする。

(c) 日本国は、國際民間航空條約第九十三條に従つて同條約の当事国となるまで、航空機の國際航空に適用すべきこの條約の規定を実施

し、且つ、同條約の條項に従つて同條約の附屬書として採択された標準、方式及び手続を実施するものとする。

第五章 請求權及び財産第十四條

(a) 日本国は、戰爭中に生じさせた損害及び苦痛に對して、連合国に賠償を支拂うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に對して完全な賠償を行い、且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。

よつて、

1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を與えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによつて、與えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担

を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならない。

2 (I) 次の(II)の規定を留保して、各連合国は、次に掲げるもののすべての財産、權利及び利益でこの條約の最初の効力発生の時にその管轄の下にあるものを差し押さへ、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する權利を有する。

(a) 日本国及び日本国民
(b) 日本国又は日本国民の代理者又は代行者並びに
(c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体

この(I)に明記する財産、權利及び利益は、現に、封鎖され、若しくは所屬を變じており、又は連合国の敵産管理当局の占有若しくは管理に係るもので、これらの資産が当該当局の管理の下におかれた時に前記の(a)、(b)又は(c)に掲げるいずれかの個人又は団体へ歸し、又はこれらのために保有され、若しくは管理されてい

たものを含む。

(II) 次のものは、前記の(I)に明記する權利から除く。

(i) 日本国が占領した領域以外の連合国の一国の領域に当該政府の許可を得て戰爭中に居住した日本の自然人の財産。但し、戰爭中に制限を課され、且つ、この條約の最初の効力発生の日にこの制限を解除されない財産を除く。

(ii) 日本政府が所有し、且つ、外交目的又は領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具及び用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であつたもの

(iii) 宗教団体又は私的慈善団体に屬し、且つ、もつぱら宗教又は慈善の目的に使用した財産

(iv) 關係国と日本国との間における千九百四十五年九月二日後の貿易及び金融の關係の再開の結果として日本国の管轄内にはいつた財産、權利及び利益。但し、当該連合国の法律に反する取引から生じたものを除く。

(v) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する權利、權

原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に關する利益又はこれらについての証書。但し、この例外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務にのみ適用する。

(III) 前記の例外(i)から(v)までに掲げる財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支拂われることを條件として、返還しなければならぬ。これらの財産が清算されているときは、代りに売却金を返還しなければならない。

(IV) 前記の(i)に規定する日本財産を差し押さへ、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利は、当該連合国の法律に従つて行使され、所有者は、これらの法律によつて與えられる権利のみを有する。

(V) 連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作權を各國の一般的事務が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。

(b) この條約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求權、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動

から生じた連合国及びその国民の他の請求權並びに占領の直接軍事費に關する連合国の請求權を放棄する。

第十五條

(a) この條約が日本国と当該連合国との間に効力を生じた後九箇月以内に申請があつたときは、日本国は、申請の日から六箇月以内に、日本国にある各連合国及びその国民の有体財産及び無体財産並びに種類のいかんを問はずすべての權利又は利益で、千九百四十一年十二月七日から千九百四十五年九月二日までの間のいづれかの時に日本国内にあつたものを返還する。

但し、所有者が強迫又は詐欺によつた場合、この限りでない。この財産は、戦争があつたために課せられたすべての負担及び課金を免除して、その返還のための課金を課さずに返還しなければならぬ。所有者により若しくは所有者のために又は所有者の政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定めるところに従つて処分することができる。この財産が千九百四十一年十二月七日に日本国に所在し、且つ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本

国内閣が千九百五十一年七月十三日に決定した連合国財産補償法案の定める條件よりも不利でない條件で補償される。

(b)

戦争中に侵害された工業所有權については、日本国は、千九百四十九年九月一日施行の政令第三百九号、千九百五十年一月二十八日施行の政令第十二号及び千九百五十年二月一日施行の政令第九号(いずれも改正された現行のものとする。)によりこれまで與えられたところよりも不利でない利益を引き續いて連合国及びその国民に與えるものとする。但し、前記の国民がこれらの政令に定められた期限までにこの利益の許與を申請した場合に限る。

(c)

(i) 日本国は、公にされ及び公にされなかつた連合国及びその国民の著作物に關して千九百四十一年十二月六日に日本国に存在した文学的及び美術的著作權がその日以後引續いて効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であつた條約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によつて廢棄され又は停止されたかどうかを問はず、これらの條約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかつた

ならば生ずるはずであつた權利を承認する。

(ii) 權利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支拂又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの條約が効力を生ずるまでの期間は、これらの權利の通常期間から除算し、また、日本国において翻譯權を取得するために文学的著作物が日本語に翻譯されるべき期間からは、六箇月の期間を追加して除算しなければならない。

第十六條

日本国の捕虜であつた間に不當な苦難を被つた連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であつた国にある又は連合国のいづれかと戦争してゐた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選取するときは、これらの資産と等価のものを赤十字國際委員會に引き渡すものとす。同委員會は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員會が公平であると決定する基礎において、捕虜であつた者及びその家族のために、適當な国内機關に對して分配しなければならない。この條約の第十四條(a)2(ii)から(v)までに掲げる種類の資産は、條約の最初

の効力發生の時に日本国に居住しない日本の自然人の資産とともに、引渡しから除外する。またこの條の引渡規定は、日本国の金融機關が現に所有する一万九千七百七十株の國際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

第十七條

(a) いずれかの連合国の要請があつたときは、日本国政府は、当該連合国の国民の所有權に關係のある事件に關する日本国の捕獲審檢所の決定又は命令を國際法に従い再審査して修正し、且つ、行われた決定及び発せられた命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の寫を提供しなければならぬ。この再審査又は修正の結果、返還すべきことが明らかになつた場合には、第十五條の規定を当該財産に適用する。

(b)

日本国政府は、いづれかの連合国の国民が原告又は被告として事件について充分な陳述ができなかつた訴訟手續において、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの條約が効力を生ずるまでの期間に日本国の裁判所が行つた裁判を、当該国民が前記の効力發生の後一年以内にいつても適當な日本国の機關に再審査のため提出することができるとするに、必要な措置をと

らなければならない。日本国政府は、当該国民が前記の裁判の結果損害を受けた場合には、その者をその裁判が行われる前の地位に回復するようにし、又はその者にそれだけの事情の下において公正且つ衡平な救済が與えられるようにしなければならない。

第十八條

- (a) 戦争状態の存在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約(債券に関するものを含む)並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で、日本国の政府若しくは国民が連合国の一國の政府若しくは国民に対して、又は連合国の一國の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負つてゐるものを支拂う義務に影響を及ぼさなかつたものと認める。戦争状態の存在は、まだ、戦争状態の存在前に財産の滅失若しくは損害又は身体傷害若しくは死亡に關して生じた請求權で、連合国の一國の政府が日本国政府に対して、又は日本国政府が連合国政府のいづれかに對して提起し又は再提起するものの当否を審議する義務に影響を及ぼすものとみなしてはならない。この項の規定は、第十四條によつて與えられる權利を害するものではない。
- (b) 日本国は、日本国の戦前の對外債務に關する責任と日本国が責任を負うと後に宣言された団体の債務に關する責任とを認認する。また、日本国は、これらの債務の支拂再開に關して債權者とすみやかに交渉を開始し、他の戦前の請求權及び債務に關する交渉を促進し、且つ、これに應じて金額の支拂を容易にする意圖を表明する。

第十九條

- (a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に對する日本国及びその国民のすべての請求權を放棄し、且つ、この條約の効力発生の前に日本国領域におけるいづれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求權を放棄する。
- (b) 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日からこの條約の効力発生までの間に日本国の船舶に關していづれかの連合国がとつた行動から生じた請求權並びに連合国の手中にある日本人捕虜及び被拘留者に關して生じた請求權及び債權が含まれる。但し、千九百四十五年九月二日以後いづれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求權を含まない。
- (c) 相互放棄を條件として、日本国政府は、また、政府間の請求權及び戦争中に受けた滅失又は損害に關する請求權を含むドイツ及びドイツ国民に對するすべての請求權(債權を含む)を日本国政府及び日本国民のために放棄する。但し、(a) 千九百三十九年九月一日前に締結された契約及び取得された權利に關する請求權並びに(b) 千九百四十五年九月二日後に日本国とドイツとの間の貿易及び金融の關係から生じた請求權を除く。この放棄は、この條約の第十六條及び第二十條に從つてとられる行動を害するものではない。

(d)

日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日本国の法律によつて許可されたすべての作為又は不作の効力を承認し、連合国民をこの作為又は不作から生ずる民事又は刑事の責任に關するいかなる行動もとらないものとする。

第二十條

日本国は、千九百四十五年のベルリン會議の議事の議定書に基いてドイツ財産を処分する權利を有する諸國が決定した又は決定する日本国にあるドイツ財産の処分を確実にするために、すべての必要な措置をとり、これらの財産の最終的処分が行われるまで、その保存及び管理について責任を負ふものとする。

第二十一條

この條約の第二十五條の規定にかかわらず、中国は、第十條及び第十四條(a)2の利益を受ける權利を有し、朝鮮は、この條約の第二條、第四條、第九條及び第十二條の利益を受ける權利を有する。

第六章 紛争の解決

第二十二條

この條約のいづれかの當事國が特別請求裁判所への付託又は他の合意された方法で解決されない條約の解釈又は実施に關する紛争が生じたとき、紛争は、いづれかの紛争當事國の要請により、國際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。日本国及びまた國際司法裁判所規程の當事國でない連合國は、それぞれがこの條約を批准する時に、且つ、千九百四十六年十月十五日の國際連合安全保障理事會の決議に從つて、この條に掲げた性質をもつすべての紛争に關して一般的に同裁判所の管轄權を特別の合意なしに受諾する一般の宣言書を同裁判所書記に寄託するものとする。

第七章 最終條項

第二十三條

(a) この條約は、日本国を含めて、これに署名する國によつて批准されなければならない。この條約は、批准書が日本国により、且つ、主たる占領國としてのアメリカ合衆國を含めて、次の諸國、すなわちオーストラリア、カナダ、セイロン、フランス、インドネシア、オランダ、ニュー・ジラランド、バキスタン、フィリピン、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王國及びアメリカ合衆國の過半数により寄託された時に、その時に批准してゐるすべての國に關して効力を生ずる。この條約は、その後これを批准する各國に關しては、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。

(b)

この條約が日本国の批准書の寄託の日の後九箇月以内に効力を生じなかつたときは、これを批准した國は、日本国の批准書の寄託の日の後三年以内に日本国政府及びアメリカ合衆國政府にその旨を通告して、自國と日本國との間にこの條約の効力を生じさせることができる。

第二十四條

すべての批准書は、アメリカ合衆國政府に寄託しなければならない。同政府は、この寄託、第二十三條(a)に基くこの條約の効力発生の日及びこの條約の第二十三條(b)に基いて行われる通告をすべての署名國に通告する。

第二十五條

この條約の適用上、連合國とは、日本國と戦争していた國又は以前に

第二十三條に列記する国の領域の一部をなしていたものをいう。但し、各場合に当該国がこの條約に署名し且つこれを批准したことを條件とする。第二十一條の規定を留保して、この條約は、ここに定議された連合国の一国でないいづれの国に対して、いかなる權利、權原又は利益も與えるものではない。また、日本国のいかなる權利、權原又は利益も、この條約のいかなる規定によつても前記のとおり定議された連合国の一国でない国のために減損され、又は害されるものとみなしてはならない。

第二十六條

日本国は、千九百四十二年一月一日の連合国宣言に署名し若しくは加入しており且つ日本国に対して戦争状態にある国又は以前に第二十三條に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この條約の署名国でないものと、この條約に定めるところと同一の又は實質的に同一の條件で二国間の平和條約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この條約の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いづれかの国との間で、この條約で定めるところよりも大きな利益をその国に與える平和処理又は戦争請求處理を行つたときは、これと同一の利益は、この條約の當事国に

も及ぼされなければならない。

第二十七條

この條約は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証原本を各署名国に交付する。以上の証拠として、下名の全權委員は、この條約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した。

アルゼンティンのために
イポリト・J・パス
オーストラリアのために
バーシー・C・スペンダー
ベルギー王国のために
ポール・ヴァン・ゼラン
シルヴェルク・リュイ
ボリヴィアのために
ルイス・ガチャリヤ
ブラジルのために
カルロス・マルティンス
A・デ・メルロフランコ
カンボディアのために
フレン
カナダのために
レスター・B・ピアソン
R・W・メイヒュー
セイロンのために
J・R・ジャイエワルデネ
G・C・S・コレア

R・G・セナヤケ
チリのために
F・ニエト・デル・リオ
コロンビアのために
シブリアノ・レストレポ
ハ
ラミロ
セバステアン・オスピナ
コスタ・リカのために
J・ラファエル・オレアムノ
V・バルガス
ルイス・ドブレス・サンチェス
キューバのために
O・ガンス
L・マチャド
ホアキン・メイエル
ドミニカ共和国のために
V・オルドネス
ルイス・F・トメン
エクアドルのために
A・ケベド
R・G・パレンスエラ
エジプトのために
カミル・A・ラヒム
サルヴァドルのために
エクトル・ダビド・カストロ
ルイス・リバス・バラシオス
エティオピアのために
メン・ヤイエヒラド
フランスのために
シュエマン
H・ボネ

ポール・エミール・ナギール
ギリシャのために
A・G・ポリティス
グアテマラのために
E・カステリロ・A
A・M・オレリヤナ
J・メンドサ
ハイチのために
ジャック・N・レジェ
G・ララク
ホンデュラスのために
J・E・パレンスエラ
ロベルト・ガルベス・B
ラウル・アルバラド・T
インドネシアのために
アーマッド・スバルド
イランのために
A・G・アルダラン
イラクのために
A・I・バクル
ラオスのために
サヴァン
レバノンのために
シャルル・マリク
リベリアのために
ガブリエル・L・デニス
ジェームズ・アンダーソン
レーモンド・ホラス
J・ルドルフ・グラライムズ
ルクセンブルグ大公爵國のために
ユード・ル・ガレ
メキシコのために

ラファエル・デ・ラ・コリナ
グスタボ・ディアス・オルダス
A・P・ガスガ
オランダ王国のために
D・U・スティッケル
J・H・ヴァン・ロイエン
ニュー・ジラランドのために
C・ペレンドセン
ニカラグアのために
G・セビリヤ・サカサ
グスタボ・マンサナレス
ノールウェー王国のために
ヴィルヘルム・ムンテ・モル
ゲンステイルネ
パキスタンのために
サフル・カーン
パナマのために
イグナシオ・モリノ
ホセ・A・レモン
アルフレド・アレマン
J・コルドベス
パラグアイのために
ルイス・オスカル・ベツトネ
ル
ペルーのために
F・ベルクマイエル
フィリピン共和国のために
カルロス・P・ロムロ
J・M・エリサルデ
ビセンテ・フランシスコ
ディオスダド・マカバガル
エミリアノ・T・ティロナ

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その一) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

V・G・シンコ

サウディ・アラビアのために

アサッド・アル・ファキー

シリアのために

F・エル・クワリ

トルコ共和国のために

フェリドゥン・C・エルキン

南アフリカ連邦のために

G・P・ジュースト

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ハーバート・モリソン

ケネス・ヤンガー

オリヴァー・フランクス

アメリカ合衆国のために

デイン・アチソン

ジョン・フォスター・ダレス

アレキサンダー・ワイリー

ジョン・J・スパークマン

ウルグアイのために

ホセ・A・モラ

ヴェネズエラのために

アントニオ・M・アラウホ

R・ガリエゴス・M

グイエトナムのために

T・V・フウ

T・ヴィン

D・タン

ブウ・キン

日本国のために

吉田茂

池田勇人

吉米地義三

星島二郎

徳川宗敬

一萬田尚登

議定書

下名は、このために正當に権限を與えられて、日本国との平和が回復した時に契約、時効期間及び流通証券の問題並びに保険契約の問題を律するために、次の規定を協定した。

契約、時効及び流通証券

A 契約

1 Fに定める敵人となつたいずれかの当事者の間でその履行のため交渉を必要とした契約は、いずれかの契約当事者が敵人となつた時に解除されたものとみなす。但し、次の第二項及び第三項に掲げる例外については、この限りでない。もつとも、この解除は、本日署名された平和条約の第十五條及び第十八條の規定を害するものではなく、また、契約の当事者に対しては、前渡金又は内金として受領され、且つ、その当事者が反対給付を行わなかつた金額を拂いもどす義務を免除するものではない。

2 分割することができ、且つ、Fに定める敵人となつたいずれかの当事者の間で履行のため交渉を必要としなかつた契約の一部は、前項の規定にかかわらず、解除されないものとし、且つ、本日署名さ

れた平和条約の第十四條に含まれる権利を害することなく、引き続き有効とする。契約の規定がこのように分割することができない場合には、その契約は、全体として解除されたものとみなす。前記は、この議定書の署名国で、平和条約にいう連合国であり且つ当該契約又はいずれかの契約当事者に対し管轄権を有するものによつて制定された国内の法律、命令又は規則の適用を受け、且つ、当該契約の條項に従ふものとする。

3 Aの規定は、敵人間の契約に従つて適法に行われた取引がこの議定書の署名国で平和条約にいう連合国であるものの政府たる關係政府の許可を得て行われたときは、当該取引を無効にするものとみなしてはならない。

4 前記の規定にかかわらず、保険契約及び再保険契約は、この議定書のD及びEの規定に従つて取り扱う。

B 時効期間

1 人又は財産に影響する關係で、戦争状態のために自己の権利を保全するのに必要な訴訟行為又は必要な手続をすることができなかつたこの議定書の署名国の国民に係るものについて訴の提起又は保存措置をする権利に関するすべての時効期間又は制限期間は、この期

間が戦争の発生の前に進行し始めたか又は後に進行し始めたかを問はず、一方日本国の領域において、他方この項の規定の利益を相互主義によつて日本国に與える署名国の領域において、戦争の継続中その進行を停止されたものとみなす。これらの期間は、本日署名された平和条約の効力発生の日から再び進行し始める。この項の規定は、利札若しくは配当金受領証の呈示について、又は償還のための抽せん、に當せんした有価証券若しくは他の何らかの理由で償還される有価証券の支拂を受け

るための呈示について定められた期間に適用する。但し、これらの利札又は有価証券に關しては、期間は、利札又は有価証券の保有者に対して金額を支拂うことができなくなるようになった日から再び進行し始めるものとする。

2 戦争中に何らかの行為をせず、又は何らかの手続をしなかつたために処分が日本国の領域において行われた場合において、この議定書の署名国で平和条約にいう連合国であるものの一国の国民に損害を與えるに至つたときは、日本国政府は、損害を生じた権利を回復しななければならない。この回復が不可能又は不衡平である場合には、日本国政府は、關係署名国の

国民にそれぞれの事情の下において公正且つ衡平な救済が與えられるようにしなければならない。

C 流通証券

1 敵人間においては、戦前に作成された流通証券は、戦争中に、引受若しくは支拂のための証券の呈示、振出人若しくは裏書人への引受拒絶若しくは支拂拒絶の通知又は拒絶証券の作成を所要の期間内にしなかつたことだけを理由として、あるいは戦争中に何らかの手続を完了しなかつたことを理由として無効となつたものとみなしてはならない。

2 流通証券が引受若しくは支拂のために呈示され、引受拒絶若しくは支拂拒絶の通知が振出人若しくは裏書人に與えられ、又は拒絶証券が作成されなければならない期間が戦争中に経過し、且つ、証券を呈示し、拒絶証券を作成し、又は引受拒絶若しくは支拂拒絶の通知を與えなければならない当事者が戦争中にそれを行わなかつた場合には、呈示し、引受拒絶若しくは支拂拒絶の通知を與え、又は拒絶証券を作成することができように、本日署名された平和条約の効力発生の日から三箇月以上の期間が與えられなければならない。

3 何人かが、戦争前又は戦争中に、後に敵人となつた者から與え

られた約束の結果として、流通証券に基く債務を負つたときは、後者は、戦争の発生にかかわらず、この債務に關して前者に補償する責任を引き續いて負わなければならない。

D 当事者が敵人となつた日の前に終了してゐなかつた保険契約及び再保険契約(生命保険を除く。)

1 保険契約は、当事者が敵人となつたという事実によつては解除されなかつたものとみなす。但し、当事者が敵人となつた日の前に保険責任が開始しており、且つ、保険契約者がその日の前に契約に従つて保険を成立させ又はその効力を維持するための保険料として支拂すべきすべての金額を支拂つたことを條件とする。

2 前項に基いて引き続き効力を有しているもの以外の保険契約は、存在しなかつたものとみなし、これに基いて支拂われた金額は、返済しなければならぬ。

3 以下に明文の規定がある場合を除き、特約再保険その他の再保険契約は、当事者が敵人となつた日に終了したものとみなし、且つ、これに基くすべての出再保険契約は、その日に取り消されたものとする。但し、特約海上再保険に基いて開始された航海保険に關する

出再保険契約は、再保険された條件に従つて自然に終了するまで引き続き完全に効力を有したものとみなす。

4 任意再保険契約は、保険責任が開始しており、且つ、再保険を成立させ又はその効力を維持するための保険料として支拂すべきすべての金額が通例の方法で支拂われ、又は相殺された場合には、再保険契約に別段の定がない限り、当事者が敵人となつた日まで引き続き完全に効力を有し、且つ、その日に終了したものとみなす。

もつとも、航海保険に關しては、この任意再保険は、再保険された條件に従つて自然に終了するまで引き続き完全に効力を有したものとみなす。更に、前記の1に基いて引き続き効力を有している保険契約に關する任意再保険は、元受保険の期間満了まで引き続き完全に効力を有したものとみなす。

5 前項で取り扱つたものの以外の任意再保険契約並びに「超過損害率」に基く超過損害再保険及び電音再保険(任意契約であるかどうかを問わない)のすべての契約は、存在しなかつたものとみなし、これらに基いて支拂われた金額は、返済しなければならぬ。

6 特約再保険その他の再保険契約

に別段の定がない場合には、保険料は、経過期間に比例して清算しなければならない。

7 保険契約又は再保険契約(特約再保険に基く出再保険契約を含む)は、いずれかの当事者が国民であつたいずれかの国又はその国の連合国若しくは同盟国による交戦行為に基く損害又は請求権を担保しないものとみなす。

8 保険が戦争中に原保険者から他の保険者に移転された場合又は全額再保険された場合には、その移転又は再保険は、自発的に行われたか又は行政若しくは立法の措置によつて行われたかを問はず、有効と認め、原保険者の責任は、移転又は再保険の日に消滅したものとみなす。

9 同一の両当事者間に二以上の特約再保険その他の再保険契約があつた場合には、両当事者間の勘定を清算するものとし、その結果生ずる残高を確定するために、その勘定には、すべての残高(未拂の損害に對する合意した準備金を含む)及びこのようになすすべての契約に基いて一当事者から他の当事者に支拂すべきすべての金額又は前記の諸規定のいずれかによつて返済されるべきすべての金額を算入しなければならない。

10 当事者が敵人となつたために保険料、請求権又は勘定残高の決済

に當つて生じた又は生ずる延滞については、いずれの当事者も、利息の支拂を要しないものとする。

11 この議定書のDの規定は、本日署名された平和條約の第十四條によつて與えられる權利を害し又はこれに影響を及ぼすものではない。

E 生命保険契約

保険が戦争中に原保険者から他の保険者に移転された場合又は全額再保険された場合には、その移転又は再保険は、日本国の行政機關又は立法機關の要求によつて行われたものであるときは、有効と認め、原保険者の責任は、移転又は再保険の日に消滅したものとみなす。

F 特別規定

この議定書の適用上、自然人又は法人は、これらの者の間で取引をすることがこれらの者又は当該契約が従つていた法律、命令又は規則に基いて違法となつた日から敵人とみなす。

最終條項

この議定書は、日本国及び本日署名された日本国との平和條約の署名国による署名のために開放され、且つ、この議定書が取り扱う事項について、日本国とこの議定書の署名国である他の各国との間の關係を、日本国及び当該署名国の双方が平和條約によつて拘束される日から律するものとする。

この議定書は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認證原本を各署名国に交付する。以上の証拠として、下名の全權委員は、この議定書に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した。

オーストラリアのために

バーシー・C・スペンダー

ベルギー王国のために

ポール・ヴァン・ゼラン

シルヴェルクリュイ

カンボディアのために

フレン

カナダのために

レスター・B・ピアソン

R・W・メイヒュー

セイロンのために

J・R・ジャイエワルデネ

G・C・S・コレア

R・G・セナナヤケ

ドミニカ共和国のために

V・オールドネス

ルイス・F・トメン

エジプトのために

カミル・A・ラヒム

エタイオピアのために

メン・ヤイヒラド

フランスのために

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その一) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

シエーモン

H・ボネ

ポール・エミール・ナギアー
ル

ギリシャのために

A・G・ポリティス

ハイティのために

ジャック・N・レジェ

G・ララク

インドネシアのために

アーマッド・スバルヂョ

イランのために

A・G・アルダラン

イラクのために

A・I・バクル

ラオスのために

サヴァン

レバノンのために

シャルル・マリク

リベリアのために

ガブリエル・L・デニス

ジエームズ・アンダーソン

レーモンド・ホラス

ルクセンブルグ大公国のために

ユーク・ル・ガレ

オランダ王国のために

D・U・ステイッセル

J・H・ヴァン・ロイエン

パキスタンのために

ザフルラ・カーン

サウディ・アラビアのために

アサッド・アル・ファキ

シリアのために

F・エル・クーリ

トルコ共和国のために

フェリドゥン・C・エルキン

グレート・ブリテン及び北部アイ

erland 連合王国のために

ハーバート・モリソン

ケネス・ヤンガー

オリヴァー・フランクス

ウルグアイのために

ホセ・A・モラ

ヴィエトナムのために

T・V・フウ

T・ヴィン

D・タン

ブウ・キン

日本国のために

吉田茂

池田勇人

吉米地義三

星島二郎

徳川宗敬

一萬田尚登

宣言

本日署名された平和条約に関し
て、日本国政府は、次の宣言を行
う。

1 この平和条約に別段の定がある
場合を除き、日本国は、現に有効
なすべての多数国間の国際文書で
千九百三十九年九月一日に日本国
が当事国であつたものが完全に効

力を有することを承認し、且つ、
平和条約の最初の効力発生の時に
これらの文書に基くすべての権利
及び義務を回復することを宣言す
る。但し、いずれかの文書の当事
国であるために日本国が千九百三
十九年九月一日以後加盟国でなく
なつた国際機関の加盟国であるこ
とを必要とする場合には、この項
の規定は、日本国の当該機関への
再加盟をまつて効力を生ずるもの
とする。

2 日本国政府は、実行可能な最短
期間内に、且つ、平和条約の最初
の効力発生の後一年以内に、次の
国際文書に正式に加入する意思を
有する。

(1) 千九百二十二年一月二十三日、

千九百二十五年二月十一日、千

九百二十五年二月十九日、千九

百三十二年七月十三日、千九百

三十二年十一月二十七日及び千

九百三十六年六月二十六日の麻

薬に関する協定、條約及び議定

書を改正する千九百四十六年十

二月十一日にレーク・サクセス

で署名のために開放された議定

書

(2) 千九百四十六年十二月十一日

にレーク・サクセスで署名され

た議定書によつて改正された麻

薬の製造制限及び分配取締に関

する千九百三十一年七月十三日

の條約の範圍外の薬品を國際統
制の下におく千九百四十八年十
一月十九日にパリで署名のため
に開放された議定書

(3) 千九百二十七年九月二十六日

にジュネーヴで署名された外國

の仲裁判決の執行に関する國際

條約

(4) 千九百二十八年十二月十四日

にジュネーヴで署名された經濟

統計に関する國際條約及び議定

書並びに千九百二十八年の經濟

統計に関する國際條約を改正す

る千九百四十八年十二月九日に

パリで署名された議定書

(5) 千九百二十三年十一月三日に

ジュネーヴで署名された税關手

続の簡易化に関する國際條約及

び署名議定書

(6) 千九百十一年六月二日にワシ

ントンで、千九百二十五年十一

月六日にヘーグで、及び千九百

三十四年六月二日にロンドンで

修正された貨物の原産地虚偽表

示の防止に関する千八百九十

四年四月十四日のマドリッド協定

(7) 千九百二十九年十月十二日に

ワルソーで署名された國際航空

運送についてのある規則の統一

に関する條約及び追加議定書

(8) 千九百四十八年六月十日にロ

ンドンで署名のために開放され

た海上における人命の安全に関
する條約

(9) 千九百四十九年八月十二日の

戦争犠牲者の保護に関するジュ

ネーヴ條約

3 日本国政府は、また、平和條約

の最初の効力発生の後六箇月以内

に、(a)千九百四十四年十二月七日

にシカゴで署名のために開放され

た國際民間航空條約への参加の承

認を申請し、且つ、日本国がその

條約の当事国となつた後なるべく

すみやかに、同じく千九百四十四

年十二月七日にシカゴで署名のた

めに開放された國際航空業務通過

協定を受諾し、及び(b)千九百四十

七年十月十一日にワシントンで署

名のために開放された世界氣象機

關條約への参加の承認を申請する

意思を有する。

千九百五十一年九月八日にサ

ン・フランシスコ市で作成した。

吉田 茂

池田 勇人

吉米地義三

星島 二郎

徳川 宗敬

一萬田尚登

宣言

本日署名された平和條約に関し

て、日本国政府は、次の宣言を行

う。

日本国は、いずれかの連合国によ

る

つて日本国の領域にある当該国の戦死者の墓、墓地及び記念碑を識別し、一覽表にし、維持し、又は整理する権限を與えられた委員会、代表団その他の機関を承認し、このような機関の事業を容易にし、且つ、前記の戦死者の墓、墓地及び記念碑に關して、当該連合国又は当該連合国によつて権限を與えられた委員会、代表団その他の機関と、必要とされる協定を締結するために交渉を開始する。

日本国は、連合国が、連合国の領域にあり且つ保存を希望される日本人の戦死者の墓又は墓地を維持するために取極をする目的をもつて、日本国政府との協議を開始すべきことを信ずる。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で作成した。

吉田 茂
池田 勇人
吉米地義三
星島 二郎
徳川 宗敬
一萬田尚登

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その一) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十月二十六日

衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武蔵

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

日本国は、本日連合国との平和條約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和條約の効力發生の時において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から驅逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は、平和條約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障條約を希望する。

平和條約は、日本国が主權國として集約的安全保障取極を締結する權利を有することを承認し、さらに、國際連合憲章は、すべての國が個別的及び集約的自衛の固有の權利を有することを承認している。

これらの權利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆國がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆國は、平和と安全のために、現在、若干の自國軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆國は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は國際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられうべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に對する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

第一條

平和條約及びこの條約の効力發生と同時に、アメリカ合衆國の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する權利を、日本国は、許與し、アメリカ合衆國は、これを受諾する。この軍隊は、極東における國際の平和と安全の維持に寄與し、並びに、一又は二以上の外部の國による攻撃又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ、よる鎮圧するため日本国政府の明示の要請に應じて與えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃

に對する日本国の安全に寄與するために使用することができる。

第二條

第一條に掲げる權利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆國の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に關する權利、權力若しくは機能、駐兵若しくは演習の權利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の權利を第三國に許與しない。

第三條

アメリカ合衆國の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規程する條件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四條

この條約は、國際連合又はその他による日本区域における國際の平和と安全の維持のため充分な定をする國際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集約的安全保障措置が効力を生じたとき日本国及びアメリカ合衆國の政府が認めた時はいつでも効力を失ふものとする。

第五條

この條約は、日本国及びアメリカ合衆國によつて批准されなければならない。この條約は、批准書が兩國によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本語及び英語により、本書二通を作成した。

日本国のために

吉田茂

アメリカ合衆國のために

デイーソン・アチソン
ジョーソン・フォスター・ダレス
アレキサンダー・ワイリー
スタイルス・ブリッジス

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の署名に際し吉田内閣總理大臣とアチソン國務長官との間に交換された公文

〔訳文〕

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された平和條約の効力發生と同時に、日本国は、「國際連合がこの憲章に従つてとりいかなる行動に對してもあらゆる援助」を國際連合に與えることを要求する國際連合憲章第二條に掲げる義務を引き受けることとなります。

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起りました。これに對して、國際連合及びその加盟國は、行動をとつています。千九百五十年七月七日の安全保障理事會決議に従つて、合衆國の下に國際連合統一司令部が設置され、總會は、千九百五十一年二月一日の決議によつて、すべての國及び当局に對して、國際連合の行動にあらゆる援助を與えるよ

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その一) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

う、且つ、侵略者にいかなる援助を
與へることも慎むように要請しまし
た。連合国最高司令官の承認を得
て、日本国は、施設及び役務を国際
連合加盟国でその軍隊が国際連合の
行動に参加しているものの用に供す
ることによつて、国際連合の行動に
重要な援助を従来與へてきました
し、また、現に與へています。

將來は定まつておらず、不幸にし
て、国際連合の行動を支持するため
の日本国における施設及び役務の必
要が継続し、又は再び生ずるかもし
れませんので、本長官は、平和條約
の効力発生の後に一又は二以上の国
際連合加盟国の軍隊が極東における
国際連合の行動に従事する場合に
は、当該一又は二以上の加盟国がこ
のような国際連合の行動に従事する
軍隊を日本国内及びその附近におい
て支持することを日本国が許し且つ
容易にすること、また、日本の施設
及び役務の使用に伴う費用が現在ど
おり又は日本国と当該国際連合加盟
国との間で別に合意されたとおりに
負担されることを、貴国政府に代つ
て承認されれば幸であります。合衆
国に関する限りは、合衆国と日本国
との間の安全保障條約の実施細目を
定める行政協定に従つて合衆国に供
與されるところをこえる施設及び役
務の使用は、現在どおり、合衆国の
負担においてなされるものであり
ます。

千九百五十一年九月八日
デイーン・アチソン
日本国内閣総理大臣吉田茂殿

(訳文)

貴國をもつて啓上いたします。本
大臣は、貴長官が次のように通報さ
れた本日付の貴國を受領したことを
確認する光榮を有します。

本日署名された平和條約の効力
発生と同時に、日本国は、「国際
連合がこの意旨に従つてとるいかな
る行動についてもあらゆる援助
」を国際連合に與へることを要
求する国際連合憲章第二條に掲げ
る義務を引き受けることになりま
す。

われわれの知るとおり、武力侵
略が朝鮮に起りました。これに対
して、国際連合及びその加盟国
は、行動をとつています。千九百
五十年七月七日の安全保障理事會
決議に従つて、合衆国の下に国際
連合同一司令部が設置され、總會
は、千九百五十一年二月一日の決
議によつて、すべての国及び当局
に対して、国際連合の行動にあら
ゆる援助を與へるよう、且つ、侵
略者にいかなる援助を與へること
も慎むように要請しました。連合
国最高司令官の承認を得て、日本
国は、施設及び役務を国際連合加
盟国でその軍隊が国際連合の行動
に参加しているものの用に供する
ことによつて、国際連合の行動に
重要な援助を従来與へてきました
し、また、現に與へています。

將來は定まつておらず、不幸に
して、国際連合の行動を支持する
ための日本国における施設及び役
務の必要が継続し、又は再び生ず
るかもしれませんので、本長官
は、平和條約の効力発生の後に一
又は二以上の国際連合加盟国の軍
隊が極東における国際連合の行動
に従事する場合に、当該一又は
二以上の加盟国がこのような国際
連合の行動に従事する軍隊を日本
国内及びその附近において支持す
ることを日本国が許し且つ容易に
すること、また、日本の施設及び
役務の使用に伴う費用が現在どお
り又は日本国と当該国際連合加
盟国との間で別に合意されたとお
りに負担されることを、貴国政府
に代つて承認されれば幸でありま
す。合衆国に関する限りは、合衆
国と日本国との間の安全保障條約
の実施細目を定める行政協定に従
つて合衆国に供與されるところを
こえる施設及び役務の使用は、現
在どおり、合衆国の負担におい
てなされるものであります。

在どおり、合衆国の負担において
なされるものであります。
本大臣は、貴長官に敬意を表しま
す。

千九百五十一年九月八日
日本国内閣総理大臣 吉田 茂
外務大臣
アメリカ
合衆国
デイーン・アチソン殿
務長官

〔大隈信幸君登壇、拍手〕

○大隈信幸君 日本が戦争に敗れまし
て、占領下にありますこと六九年、そ
れは新憲法下におきまして民主主義へ
の道を踏み出しましたところの新ら
しい歴史の第一頁でございます。今
や、運命は、この二つの條約即ち平和
條約及び日米安全保障條約を仲介と
いたしまして、更に日本を獨立への道へ
導こうとしておるのでございます。占
領から解放されて獨立を達成する
ことは大きな喜びでございます。併し
ながら、日本をめぐります國際政局は
決して平穩なものではなく、まさに我
が祖國は嵐の中に立つておるのでござ
います。このように、この二つの條約
の承認によりまして、日本の進路は決
定せられるのであります。この國の運
命即ち國民一人一人の運命に關がら
すところの重大な問題を含みます。兩條
約の審議に當りましては、特別委員會
といたしましては、期せずして、本委
員會の審議を通じて、國民の関
心とする多くの点を解明すべく、文字
通り慎重審議をなすことに意見の一致
を見たのでありまして、会を重ねるこ
とと二十一回、昨十七日に結論に到達し
たのでございます。審議は連日午前午
後に亘りまして、時には夜遅くまで続

行いたしたのでございます。衆議院が
九回の短期間の審議をいたしましたの
に比べますと、参議院はまさに実質的
には有に三倍の努力を傾けたわけで
ございまして、二院制度におきま
すところの参議院の特色をいささか發揮
できたことは本員の喜びとするところ
であります。(拍手)以下本特別委員會
におきますところの審議の経過並び
に結果を御報告申し上げます。

本特別委員會は十月十七日に成立
いたしました。衆議院におきましては
條約の審議を待ちつつ、その間、二十
五日に、伊藤達史、加藤久朗、金森
大郎、松本俊一、尾形昭二及び今中
次郎の諸氏を参考人として出席を求め
ました。次いで二十六日に兩條約に
關する政府の提案理由の説明及び逐條
説明を聴取いたしました。

政府の提案理由の説明によりまし
と、去る九月八日サンフランシスコに
おいて日本及び四十八カ國により調印
されました平和條約の基調は和解と信
頼の精神であつて、この精神は降伏後
連合國側に加つて共同交戰國として對
独戰爭に加つたイタリアに對する講
和にも見られなかつたところである
が、勿論、平和條約は、日本が敗戰國
であるという事実そのものを否定す
るものではなく、領土條項、財産及び
請求權の條項など、個々の場合には、
我々の苦悩と憂慮を禁じ得ない規定も
存することは事実であります。併しな
がら、條約に盛り込まれた一般的な内容
は、過去の諸平和條約に比し、寛大且
つ公正であり、又我が國の將來に關し
て、政治上、經濟上の永久的制限のな
いことは勿論、軍事上の制限さえも受

けることがない。これは、戦争を開始し且つ敗れた我々にとつては、相携えて祖国の再建に邁進するの勇氣を興えるものである。要するに、現在我々の最も待望するものは、完全な独立と自由の速やかな実現及び世界各國に対する完全な平和關係の回復であつて、これら二つとも、平和條約によらなくては、これを求め得ないもので、これ政府が平和條約を締結せんとする理由であると申すのであります。

次に、平和條約と同日にサンフランシスコにおいて調印されました日米安全保障條約は、政府の提案理由の説明に従いますと、無責任なる侵略主義が跡を絶つていない國際の現状においては、集團的防衛の手段をとることが今日國際間の通念であつて、平和條約の効力発生により独立と自由を回復した國、軍備のない我が國が、自己防衛、ひいては極東の平和、世界の平和のために何らかの集團的防衛の方法を講ずることが是非とも必要で、これがこの日米安全保障條約締結の理由であるといふのであります。

平和條約と同時に署名された議定書及びこの宣言は、内容上、平和條約と一体的の關係に立つものであるから、平和條約と共に一括承認を願ひたい。又安全保障條約と同時に日米間に交換された交換公文は、平和條約の第三章安全の規定に掲げた原則を念のため明らかにするものであるから、安全保障條約と一括して承認を得たいと政府は申しおるのであります。

特別委員会は、十月二十九日、三十日及び三十一日の三日間に亘りまして同條約の一般質問に入りました。詳細

は議事録に譲りまして、簡単に質疑応答の模様を御報告申し上げます。

先づ總論的には、戦争犠牲者への対策に關する要望、イデオロギー外交の排除、反動主義の否定、民主主義の確立、社会保障制度の確立、労働基準法等の遵守の問題に關連して、諸委員から政府に對する鞭撻又は警告の陳述のあつたのに対して、政府側からの所信の披瀝又は弁明があり、且つ貿易政策、金融政策及び精神文化政策に關し、熱心な質問、答弁が展開せられました。

次に事項別に見ますと、

賠償問題につきましては、賠償の總額が記入されていないために、相手國に莫大な希望を持たせ、永久に賠償を取立てられる虞れがあり、日本經濟を圧迫することになりはしないか。フィリピン國は平和條約第十四條に役務賠償と書いてあるのを承認しない態度を一方的に留保しているが、役務賠償以外に應じない趣旨であるか。又平和條約第十四條に「存立可能な經濟」とは具体的にどのくらいの程度であるか。米國の對日援助費や日本の外債を拂はせ優先的に考慮されるのか。賠償交渉は各國別か或いは実地調査團を派遣するかの。第十六條の中立國にある日本の私有財産までも取上げられるのは酷ではないか等の質問がございました。右に對し、大要、政府側は次のように答えました。即ち總額は次についでなくとも、善隣友好の精神で交渉すれば自然に總額はきまる。フィリピン等の主張に對しては誠意を以て交渉する。存立可能な經濟云々と申しても、相手國と相談して具体的にきめなければならぬが、生活水準は切下げ

たくない。水準を上げつつ賠償も支拂うという考えである。具体的話合いはすべてこれから始まるのである。賠償と外債等のいさげが優先するかの問題も、相手國との話合ひが必要である。総合的に考へて善処し、和解と信頼の精神で進めば、解決は付くと考える云々であります。

次に領域に關しましては、連合國が大西洋憲章を無視して領土慾を現わしたきらいはないか。色丹、齒舞諸島は千島に含まれないとは公式解釈か。南西諸島は國連憲章第七十七條の1の3によつて分離して信託統治となる以上、日本に主權は残らぬ理窟となるではないか。南西諸島の住民は日本人として残るか等の質問に對し、政府側から、ボタム宣言で日本の領域が四大島及び連合國の定める諸小島に限るとある以上、いたし方がない。色丹、齒舞諸島は、ダレス氏の声明もあり、これらが北海道の一部であることは連合國の絕對多數の承認するところである。因憲章第七十七條1の3による分離にはいろいろの懸念があるわけであつて、サンフランシスコ會議の米英全權の発言にある通り、信託統治に置かれても、南西諸島の主權は日本に残り、住民は日本人として残るといつた答弁がございました。主權が残ることになったのは政府苦心の結果で、多とするとの一委員の発言もありました。安全保障條約については、圧迫によつて突然できた感じに受取られ、曾つての日清議定書である。不平等である。行政協定は憲法に違反しないか。その内容の大綱なりとも承知しなければ審議ができない。安全保障機構、例えは伝えられる日米合同委員會に國會

に對し責任を持つか。ソ連を刺激するのではないか。不名譽であるのではないか。再軍備を前提とするか。自衛戦争と憲法の交戦權否定との關係如何。内乱に米軍の援助を得るのは内政干渉とならぬか等の諸質問に對し、政府の答弁は、圧迫は何もない。平和條約で得た獨立を守るためである。片務的という氣持はむしろ米國が言いたいところだ。ヴァンデンバーグ決議による相互援助の義務は日本が目下負い得ないから、米國の一方的義務のように書かれてゐる。安全保障條約は原則を定め、行政協定は施行細則で、憲法に抵触はあり得ない。現在まだできていないが、機構は憲法以上のものは作らない。安全保障條約は自衛のため侵略のためではない。自衛のために外國軍隊を招くことは不名譽ではない。再軍備は前提となつていない。我が國は自衛權はあるが、その行使の方法として戦争はできない。手段がないからである。その手段を米國が供してくれる。それが安全保障條約である。日本は交戦權が主體とならぬから憲法に触れない。北大西洋條約も、第三國の關與する内乱の場合に他國軍の出動のあることは有權的解釈となつてゐる等でありました。

又、日本を無防備に置いて誰も侵略しないとの考えは非現実的であり、安保條約を占領下で結ぶのは自主的でないとの説があるが、そんな悠長なことは言つてはならないとの一委員の発言もあつたことは附言いたします。

次に中共との關係については、台灣政府と中共政府との選擇は日本に任せられてゐるのか、又は連合國がどちらかを選ぶのかとの質問に對し、總理は、

連合國の考えがまとまつたときに、それを付度して日本が定めるのであると答えました。

又、外國では平和條約は日本をアジアから切り離したとの論議があるが、日本はアジアの人民と手をとつて進まねばならぬのではないか。對中共問題自主的であるべきであるが、日本は國府と結ばねばならぬとの圧迫があつたのか。ソ連と中共はサンフランシスコ條約を目して新戰爭の準備と稱している等の質問に對して、政府側から、條約は日本のほか四十八カ國で調印された。何らの圧迫はなかつた。未調印國とは休戰狀態が残るが、日本側に重大な違反行為がない限り、この休戰狀態を破つて戰闘行為に移ることはできない。條約は平和のためであるから休戰の違反と言ふことはできない等、答弁があり、更に、中共貿易に對しては望ましいが、現在政治的に阻まれてゐるのは遺憾である。我が國と中國とは經濟的に自然に結び付くべき運命にあるとの意味の答弁がございました。

更に、憲法第九條の戦力不保持、交戦權放棄と條約との關係については、政府側から、日本は自衛權は依然保持するが、戦力がないから、この權利を有効に行使することができない。そこで外國軍隊によつて守つてもらうのである。日本に會つて戦力の行使を誤まつたから、（はつきりやれ）「わかんぞ」と呼ぶ者ありそれを放棄する旨、憲法第九條の規定となつたのであつて、外國軍隊による自衛權の行使は差支えない。又その場合、戦争となつても、それは日本は戦争の主体でないから憲法に違反しないとの説明がなされました。

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その一) 平和条約の締結について承認を求める件外二件

又、平和条約第五條(a)項(iii)の「あらゆる援助」の意味について、安全保障理事会等の決定を待った上で、日本の国法によつて可能な範囲の援助を與えればよいとの説明がございました。

在外私有財産については、何故、條約中に補償の規定を置かなかつたか。條約に規定あるなしにかかわらず補償すべきではないか。十四万トンに達する差押え船舶は在外財産の中に入るか。等の質問あり、これに対し政府から、日本の財政が補償に堪える見通しが付かなかつたので條約には書かれなかつたが、検討の上、国内問題として補償の問題を決定したい。問題の船舶は当然在外財産に入る。これが除外方を交渉したが認められなかつた等の答弁がありました。

以上が三日間に亘つた一般質疑応答の概要であります。

続いて十一月二日から平和条約の章別の逐條審議に入りましたので、以下の質疑応答の概要を述べます。

先ず前文でありますが、第一に、我が国の国連加盟に關し、拒否権の障害を打開する方法を講ずべきではないかとの質問に対し、「加盟を申請することとが一つの足掛りとなり、正式の加盟ができない間も、イタリヤのごとく、国連に代表部を送つて、事実上加盟国と同様に取扱われている国がある」との答弁があつた後、前文第二項の「安定及び福祉の條件」をめぐる二つの相對立する考え方の質問がなされました。一つは、この文句の挿入にむしろ反對する考え方で、憲法ですでに新日本の行き方として同趣旨のことが謳われているのに、何故に條約に挿入されたか。日本は無論この趣旨を守るが、例

えば貿易等においては相手があること故、将来必ず問題が生ずる。日本の経済を發展させるために豊富な労働力によると、すぐ労働三法に引つかり、又はソシアル・ダンピング等の非難となる。法の保護だけがあつても、これを受けるほうが、勤勞精神を旺盛にして、それに値する心がまえがなくて、法を悪用するようなことになつてはいけないという趣旨の質問と、他は、日本はすでに反動化の兆がある、民主化は偽りであつてはならないとの論議から、社会保障制度、労働基準法、セネスト禁止法案、団体等規正法案、国家公務員法等に關連して、政府の方針を質す質問がなされました。前者に対しては、政府側は、この文書はイタリヤ平和條約では條文の中に入つていないが、日本の場合は前文に謳つて、日本の自發的行動に信頼することにされた。世界に向つて日本は公正な通商をなすことを示さねばならない。働く人々の條件を世界の水準に持つて行かねばならないが、最高水準を行く労働立法は、それを受けるほうの心がまえが必要である旨の答弁があり、後者に対しては、団体等規正法案は前文の趣旨に副う線を守る。社会保障制度に關しては、同制度審議会の勧告はできるだけ急速に実現に努力する等の答弁がございました。

更に前文に關連して、精神的、教育的、社会思想的な方面から日本の現状を批判し、民主革命をやつたはずの日本に、依然として國家を最高の道徳と考へる古い指導者が残つていないのではないか。そして、そのような人が教育の面に立つたり、中央、地方の行政を行なつたりしているのでは、日本の将来について外國筋で心配を表明する人のいるのも當然であるとの趣旨の発言もありました。なお、前文も法的拘束力ありやとの質問に対しては、政府は、前文は、條約締結の事由、又は目的、或いは根本原則を謳うので、條約の本文とは區別して考へられ、締結国に対する見解が表明せられました。

次に第一章に關しては、大略次のような答弁がございました。先ず、(a)項の「完全な主權」とは、完全な獨立のことと思ふが、そうすれば、第六條(a)項の外國軍隊の殘留と矛盾するではないか。例へばエジプトは不完全な獨立と自由を見ていないではないかとの問に對しては、完全獨立といつても、自主的な主權の制限はあつて差支えない。北大西洋條約で、英、仏、伊の獨立は害されていないが、英、仏、伊の獨立は害されていない。アラブ諸國における外國軍の駐屯は古い植民地政策的なもので、北大西洋條約に基くものは全然別であるとの答弁がありました。又、戰爭状態は日本國と連合國との間に終了するとの規定は、反對解釈として、一部の意味するが、この戰爭状態とは如何なるものかとの問に對し、降伏文書は交戦状態を終了せしめて休戦状態を作つたので、この休戦が残るわけであるとの説明がございました。更に、「日本國民の主權」とあるのは日本の主權在民を契約的に確認したものと解すべきかとの質問に對しては、さうではなくて、對外主權は最高で、他國の制肘を受けない、いわゆるサブジエクト・ツールの關係の終了を意味するものである

との答弁がなされました。第二章に移ります。

第二章では、先ず一般的に、大西洋の憲章の領土不拡張乃至は住民の同意の原則が無視せられて領土決定があつた。今回の條約は寛大と稱せられるが、領域に關しては懲罰的とも言える。將來國際感情の融和を待つて再検討の機を來るのを期待するとの発言に對し、政府は、日本はボツダム宣言を受諾して、領土の決定は連合國に任したのである。併しその決定の前に、政府としてはあらゆる資料を提出して、できるだけの措置を講じた旨、答弁がございました。

第二章に關しては、朝鮮には現在二つの政府があるが、日本の相手とするのは南北いずれであるかとの質問に對しては、國連の努力によりでき、三十數カ國によつて承認せられて南の政府であるとの答弁がありました。又國連軍は現に北朝鮮と停戦交渉をしているが、日本も国内に多數の北朝鮮人を擁する關係もあり、事實上、北朝鮮をも相手とすべきではないかとの見解について、南北統一政府の早くできることを希望するが、大韓民國だけを相手にせざるを得ない旨の政府側の答弁がございました。

次に第三條の南西諸島、小笠原群島の信託統治については、多數の委員から各種の質疑が提出されました。その二、三を例示いたします。次の通りであります。主權は日本に残ると言つても、實際は何も残らないではないか。信託とせず安全保障條約の対象としたほうがよかつたのではないか。信託とするときに日本に相談があるのか。この信託制度は日本を監視するた

めではないか。信託は折角の日米の友好を阻害するものではないか。日本國憲法はこれらの島々に適用されるの義勇兵にとられることは憲法違反ではないか等々の質問であります。これらに對し、政府は、主權が日本に残る以上、これらの島々は日本の領土として残り、住民は日本人として残るのであつて、具体的には今後の事態の發展に待たねばならない。詳細は今日なお答弁の段階にないが、いよく信託制度を施行するときは、實際上、日本に相談あるものと思ふ。信託制度は日本の安全のためであつて監視のためではない。又、友好を阻害することにはならない。イタリヤの場合は信託になるが、土地の主權は放棄せられていないが、日本の場合は残る。憲法は、米國の行使する立法、行政及び司法の權力によつて排除されない限り、法理的には適用される建前であるが、事實上施行されなくなる。憲法第九條は國民が個人として外國の義勇兵となることには關係がない等、答弁がございました。なお、第三條末段について米國と話し合ひをする了解があるかとの問に對しては、現地住民の希望が容れられるような話し合ひがあると確信する旨、答へられました。

千島に關してはその範圍が問題となりましたが、黃舞、色丹は、北海道の一部であつて、千島ではないとの主張を持する旨、政府の見解が披露せられました。國後、エトロフ阿島も一八五五年の日露條約で明らかに日本領と認められ、又宮部ラインによつてウルツツ以北とは學術上あらゆる点において異なり、國民感情的にも千島にあらずと思

われるが、常識的には千島の中に入るのではないかと趣旨の応答もございました。由來、千島諸島は全休を通じて毫も我が國が侵略又は賛成によつて得たものではないので、これらについてはできるだけ我が國の見解が了解せられることが期待されるのであります。

次に第四條の(b)項とは、主として、韓國にあつた日本の財産に關し、すでになされた処分を認める趣旨と思われるが、この項が挿入されたのは大韓民國からの圧力に基づくものと思われ、如何との質問に對しては、政府は、この項は條約の最終草案に挿入されたものであつて、大韓民國からの要請によるものと想像せられると答へ、更に、大韓民國は交戦國でも戰勝國でもない、(b)項によつて戰勝國的な待遇を與えられてゐるではないかと追及に對しては、政府は、平和條約第十九條の(a)項によつて、占領期間中占領當局の指令に基いて行われた作為の効力を承認してゐるから、(b)項がなくともあつても大體同様である。又第四條(a)項の取極を行つたとき、大韓民國に對し、我が國の貸方として主張することができると答へました。

第三章に移ります。

第三章は安全の條文で、五條、六條から成つてゐます。

第六條但書の意味について政府側は、これはサンフランシスコ會議におけるダレス全權の説明の通り、但書がなければ、占領軍は一度撤退して、更に改めて駐留軍として来る必要があるとの論も起り得るから、引続き駐留軍として残ることが出来る趣旨を明らかにするために置いた規定である旨、説

明があり、これに續いて、但書がある以上、安全保障條約はあつたので大急ぎで結ぶ必要がなかつたのではないかと、大急ぎで結んだのは結局日本に對する信頼の欠如ではないかとこの質問に對しては、然らざるゆゑんが答へられ、又、但書による駐留軍は即ち第五條(C)項の集團的安全保障軍で、インド、エジプト等が日本のために心配してくれてゐる日本の主權侵蝕的な軍隊でないといふ斷言できるかと念を押したのに對して、政府は斷言できる旨明瞭に答へました。

次に、第六條(b)項については、ソ連が平和條約に關しなかつたから実効なしと解してよろしいかとの質問に對しては、政府は、この條約と同趣旨の條約が結ばれるべきに實効が現れるのみならず、この條約は日本のほかに四十八カ國の署名するところであるから、道義的、政治的の意味は大であると答へました。

更に、平和條約第五條、第六條の規定によつて日本の安全が保障されるか、ソ連のごとき國連加盟國で平和條約の調印國でない國、又は中共のごとき國連非加盟國で平和條約非調印國に對しても、日本の安全は保障せられるのかとの質問に對しては、第五條によつて國連精神が適用されるから、一応、平和體制が確立する。又國連憲章第二條の四項によつてソ連も拘束されるし、中共については、同憲章第二條の六項によつて中共も國際の平和と安全に必要な原則に従つて國連加盟國は努力する義務があるとの答へがございました。これについて、然らば、別第五條、第六條はなくとも、日本は真空にならないではないかとの質問に對しては、國連憲

章が忠実に実行されるならばお話の通りであるが、無責任な侵略主義が駆逐されてゐない現状では、丸裸か國際場裡には出られないとの答へがあり、丸裸か、真空などの表現は國民を誤まらず、如何にも國連憲章が空疎なやうな印象を與えるとの問答がありました。

後、第六條(b)項に關連し、日本の軍隊にあらざりしものが強制労働をさせられてゐることに對する政府の考へ方如何、これは國際法違反ではないかとの質問に對して、政府側は、それは軍人の抑留以上に不合理であつて、國際法違反であると述べました。

なお、第六條に關連し、安全保障條約の行政的取極はまだ内容がきまつていないと言ふが、これはあり得べからざる説明で、九月十日のマンチエスター・ガーディアン紙は、日本の警察予備隊は必要の場合米軍の指揮下に入る旨規定があると伝えておるがとの質問に對して、政府側から、それは推測であると答へがございました。

次に第六條(a)項に關し、サンフランシスコ會議で、ダレス全權は、駐留軍は日本が自發的に與える地位を持つ旨、言われたが、日本はどの程度自發的に與えるつもりかとの問に對して、安全保障條約による米軍駐留は日本の安全のためであつて、それは日米相談の上きめるとの答へがございました。

第五條(c)項にいわゆる集團的自衛權の發動によつて警備予備隊を國外に派遣せよと要求された場合、五條(a)項のあらゆる援助を與える關係上、派遣の義務があるのではないかとこの質問に對して、それは憲法第九條及び警察予備隊の本質上あり得ない旨の答へがあり、これに關連して、憲法と條約及び

法律の効力問題の議論が交され、政府側から、國家が條約を結ぶ場合は憲法に従つて結ぶのであつて、換言すれば、條約は國內的な努力としては憲法の下にあり、法律の上に立つてゐる。第五條(a)項の「あらゆる援助」とは、憲法上、法律上、合法的で可能な範圍の援助といふ意味である。又國連連合も加盟國の法律上不法なことを要請するはずはない、たとへ、おつても服する要はないとの趣旨の答へがございました。

又第六條(a)項但書について、マンチエスター・ガーディアン紙のごとき比較的公平な新聞も、この部分は倫理的に最も擁護しにくい部分であると論じてゐる。日本は両手を縛られたまま外國軍隊の駐留を認めた。國務省はこの條項に乗り氣でなかつたと見えられ、又排他的でもあるとの意見に對し、政府側は、この但書は念のため規定で、本質は第五條(c)項と同一であり、排他的ではないとの答へをいたしました。

続いて第四章政治及び經濟條項に移ります。

本章で先ず取上げられました漁業に關連して、マツカーサー・ラインはどのなるかとの質問に對して、政府は、マツカーサー・ラインは占領下の暫定措置であつて、平和條約発効後は調印國に對しても非調印國との關係においてもなくならない。併しながら非調印國は實際上マツカーサー・ラインの消滅を認めないとの態度を定むかも知れない。中共側はもと／＼マツカーサー・ラインは認めず、東支那海は全部自國のものとの態度をとる様子である。それは勿論不當であるが、その不當な主張を

あえてするところに無法な勢力の残存を見る旨答へられました。

第九條の規定に關し、これは公海漁業を制限する意圖からであると思ふが如何。現在對等の交渉はできないから、平和條約が發効して完全に平等な立場を得てから漁業交渉をなすべきではないか。過去の日本漁業が不評判であつたのは労働條件が低かつたからではないか。この点について反省が不十分であれば、將來も信用を回復できないのではないか。第九條によつて協定を結ぶと同時に、窮迫してゐる漁村の生活を改善する國內對策を実施すべきである。吉田首相には一九四〇年以前に出漁してゐなかつた区域への出漁を禁止するところがあるが、實際上どうして漁民に知らせるのか等の諸質問に對し、政府側から、公海の漁業は國際的な原則に基いて行われなければならない。併し何ら制限を置かぬことは資源保護上好ましくあらぬ。現に行われてゐる予備交渉は對等な立場を與へられてゐる。労働條件の改善の要は多々あり、これが實現方を努力中である。出漁區域のことは水産庁で明らかにわかつてゐるから個々に知らしめることになると思ふ。別に立法の要はないと考えられる等、答へがございました。又同じく漁業に關して、アメリカ、カナダ方面へ出漁する前に近い所で漁業ができるやうにしてやるべきであり、その点から、ソ連、中共との交渉が必要である。公海の漁業制限といふことは断然反對してもらいたい。公海でも他國の養殖してゐる魚族についてはその權利を尊重しなくてはならないが、公海の一部を区切つて独占するやうなことは、相手國の如何を問はずあつてはな

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その一) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

らない等、諸意見の開陳がございました。更に第九條に關連して、現在東京で進行中の日米加漁業予備交渉について種々の応答がありました。

サンジェルマン・アン・レイで結ばれましたいわゆるコンゴ盆地條約につきましましては、日本がこの條約の利益を放棄せられたことは、主に英國の主張によるものと思われ、この英國は日本に対して法律上は最惠國待遇を與へぬと噂せられ、又日本のガット加入も賛成しないとも伝えられ、意味深長である。コンゴ地域へは日本は昭和十二年には一億四千万ヤールの綿布を輸出しており、将来も希望をかけている市場だけに打撃であるが、対策如何との質問に対し、政府は遺憾であるが、條約できまつた以上小細工は禁物で、公共貿易をして信用を増すよりいたし方がないと答へました。又更に日本は權益を失つた上に各國から誤解をこうむつてゐるから、公正な貿易をするのは勿論だが、もつと積極的な、例えば在外事務所を優秀な商務官に置いて、現地で打てば響くように誤解を解く方策を講ずべきである。在外事務所は現在のままでよろしいのかとの質問に対し、政府から、在外事務所については必ずしも満足していない。外務、通商兩省一体となつて十分意を用いるつもりであるとの答弁がなされました。又在外事務所についてはもつと予算を與へ、人も殖やし、活動ができるように措置せられたいとの発言もございました。

第十一條職犯關係につきましましては、現に国外で刑を言い渡されて拘禁されている者の数はどのくらいか。これらの人々の内地送還は可能か。第十一條

の減刑、赦免に關する規定は、外國に拘禁されてゐる者に適用されないか。赦免、減刑、仮出獄に關する日本國の勅告は、個人々々の事情によるのか、又は記念日等に全般的な形で行われるのか等、幾多の質問がございました。これらに對しては、現に豫州のマヌ島に二百四十三人、フィリピン島のモンテソルバに百十三人であつて、これらの人々の内地送還についてはあらゆる方法で努力中であるから、相当見通しがあると思われ。減刑等の対象となるのは日本に拘禁されてゐる者だけであるから、外國で拘禁されてゐる者については、外國で條約発効前に内地に送還を圖りたい。減刑等に關する日本國の勅告は一定の機会又は個人々々のいづれについても行い得るよう努力したいとの答弁がございました。

十二條に關連し、西独はすでにガットに加入してゐるが、日本の加入見通し如何との間に對し、條約中に日本のガット加入支持の規定を挿入するよう努力し、米國はこれに同情的であつたが、連合國全部の支持は得られなかつた旨の答弁がございました。次に、内國民待遇の例外が明らかでないため日本經濟が巨大な外國資本に圧迫されなかつたか、外資導入も必要だが、事業の性質上検討を要するとの質問に對し、發券銀行、專賣事業、地下資源等は、通常内國民待遇の例外と考へられてゐる旨、及び外資導入は場合々々により善処する旨述べられました。現在、關稅は低過ぎる。又、外國品、例えば時計、化粧品等が都内に氾濫してゐるが、これは半公然的に密輸入されてゐるが、政府の所見如何との質問に對し、政府は、條約の発効により關稅自主權を回

復し、この狀態の是正方法を日本だけできとり得るようになるとの答弁をいたしました。十二條の内國民待遇の相互主義は、巨大な外國資本と弱い國內經濟の間では實際に相互主義でなく、弱い經濟に種々好ましくあらざる現象、例えば生産財が入つて來るに奢侈品の植民地的氾濫、中小工業の壓迫、低賃金を目当ての外資の導入の現象が現われるとの見解に對し、政府側は、日本は極端に言へば九〇%までは中小企業であるから、これを保証することは絶対に必要である。奢侈品氾濫については同感であるが、法的に阻止することは考慮されない。低賃金を目当ての外資導入は、よい技術の導入ともなり、日本工業の進歩にもなるという利点もある。要は程度の問題で、日本工業を阻止せぬよう場合々々につき考へるべきであると答へました。

次に第五章請求權及び財産に移ります。先づ第十四條賠償に關しては、一委員から、衆議院の應答では役務以外の賠償もしなければならぬように受取れる節があつたが、それは誤まりと思ふがとの質問に對し、政府側はその通りと答へ、ヴェルサイユ條約は金錢賠償、對伊條約では物品賠償であるが、日本は金も物もないから役務賠償であるとの説明がありました。次に、ガリオア、イロア資金は賠償に優先するかの間に對して、極東委員會の對日政策の賠償の部には優先するところがあるが、平和條約によると優先前後の差はないとの答へがございました。又十四條(a)2(C)にある「日本國民が所有し、又は支配した団体」とは、議決權の全部又は過半数が日本國民の所有であつた

ものという意味で、いわゆる滿洲法人又はアメリカ法による日本人の法人とか會社を指すものであるとの説明がございました。フィリピンは役務以外の金錢賠償のごときを要してゐるようであるがどうかとの質問に對しては、要望があるようであるが、正式には聞いていない、條約面からは金錢賠償は考慮されておらぬと答へられました。賠償に當てられる在外財産は補償すべきではないとの間に對しては、法律上補償すべきや否やは疑問あるも、政治上は補償したい。但し財政上の問題もあるので考慮中であるとの答弁がございました。次に、ガリオア、イロア資金は、政府は贈與であると宣伝してゐたが、これは國民を騙してゐたのかとの質問に對し、大蔵大臣は、對日援助費は債務と心得ると二年前から國會で言つておつた、イタリヤの場合は米國は一方的に放棄した、日本としては今日感謝の氣持を持つて、余りとやかく言わぬが花との趣旨を答へました。一存立可能の經濟」の具體的内容を示せとの間に對しては、今後の折衝によりだんだん具體化して來るので、現在の生活水準を壓迫して下げるようなことはしたくない、水準を上げつつ賠償も支拂うのであるとの答弁がございました。

十四條(a)2(I)の「留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する權利を有する。」とは、今後の交渉で相手國に權利を放棄せしめる余地があるかとの間に對し、イタリヤの場合は、在米資産を五百万ドルと見積り、現金拂をして、資産はそのままとした。こんな例もあるから、交渉の余地はあるとの答へがありました。又戰利品と賠償について政府側から、戰利品とは交戦中に

軍の直接管轄内に落ちたものの、賠償は、講和によつて平和關係が回復する際、戰敗國が負う財的負担であつて、昔は戰費プラス損害が賠償の内容であつたが、戰爭の損害が大となるにつれて内容が變り、ヴェルサイユ條約では、戰費は除けて損害だけを戰敗國に拂わす考へ方となつた。今度の戰爭では更に壓縮して、戰敗國の支拂能力に標準をおく思想に變つて來た。ソ連が滿洲から撤去した莫大な資産は、ソ連は戰利品と稱してゐるが、連合國は戰時國際法に言ひ戰利品の中に入るべきではないと考へてゐるようである旨、及び在外資産所有者に對する補償の問題を考へるとき、右の在滿資産も一括して考慮の中に入るべき旨、説明されました。

第十五條は日本にあつた連合國の財産補償に關する規定でございます。これに關しては連合國財産補償法案の説明を政府側から聴取いたしました。元來この種財産の補償は、ヴェルサイユ條約、對伊條約では、條約中に長々と規定してゐるのでありますが、對日條約は條文を簡單にする方針の下に國內法に譲つたのであります。當局の説明によりますと、補償總額は二百億圓と三百億圓の間で、且つ一年に百億圓以上の補償はしない法律の建前となつてゐるとの由であります。

十九條即ち日本側の請求權放棄の條項に關しましては、一委員から、條約は和解と言ひながら、この條項は酷であつて、十五條の連合國の財産補償と全く別のものがここに現われ、無差別爆撃に對する損害賠償まで放棄せられてゐる。これは國際法の發達のために惜しむとの趣旨の見解があつたの

に対し、政府は、遺憾ではあるが承認せざるを得なかつた。ヴェルサイユ條約、対伊條約にも同様の先例がある旨、回答いたしました。

続いて第六章紛争の解決、第七章最終條項並びに附屬議定書及び宣言について、二、三質疑応答がございまして、便宜一切を議事録に譲らせて頂きます。

十一月十四日には總理大臣の出席を求め、平和條約に対する補足質問及び平和條約に関する総括質問を行いました。主たる質疑応答は次のとおりであります。(少し明瞭に)と呼ぶ者あり)

安全保障條約は日本が独立後に平等の立場で結ぶべきであるのに、平和條約と同時に急いで結んだのは米国の圧力に屈したのではないか。行政協定の内容は未定だというのが、米比間の協定や北大西洋條約周囲の協定に類似するとか、大抵の構想があるはずであるから、それを説明されたいとの質問に対して、両條約とも相互信頼の下に結んだもので、米国の圧力などはなかつた。行政協定の内容はまだきまらないから発表できないので、国会に白紙委任を求めるとの考えではない。全く今後の問題であると答へし、次に、在外私有財産は賠償の一部に充当されるのであるから、憲法第二十九條に定められた国家の補償をなすべきである。外国に所在する故を以て憲法の対象にならないという法務總裁の答へは納得できない。国内問題として考慮するつもりはないかとの問題に対して、法務總裁より、在外財産の処分は当該国の行う措置であるから憲法の適用はないと考へる。但し一般戦争犠牲者と関連して

処理する問題と思うとの答へでありました。関連加入の可能性如何との質問に対しては、少くとも米比加入可能との考へで斡旋すると思うし、関連加入の妥協で適當な方法ができると思うとの答へがあり、平和條約で関連に協力する義務を負うが、他面、如何なる権利利益を受け得るとの間に對しては、例え日本に朝鮮事案のごとき事態が起つた場合は、関連の救援を求められるとの答へでありました。又、安全保障條約第一條の日本に内乱、騷擾が起つた場合の米軍の出動については、事前に日本側に連絡があるのかとの質問に對し、国内治安は日本が自主的に処置する建前だから、米軍は軽々しく出動しないし、当方からも国民が止むを得ないと思ふような場合以外には要請はしないつもりだと答へいたしました。

次に人口問題について、日本の過剰人口は産業面の低賃金となり、諸外国特に英國等に危機を與えているが、出産制限等に対策ありやとの間に對し、貿易、産業の振興により生活水準を上げる方法等が差当り最も適當な方法と考へると述べ、又條約と憲法との關係に關して、憲法に違反する條約は無効かとの質問に對し、總理より、憲法に違反する條約を結ぶつもりはない旨、法務總裁よりは、法律論としては、條約といへども憲法に違反したものは国内的に効力はない。併し條約は國際的には拘束力がある。万一誤まつて憲法違反の條約を批准した場合などは、憲法を改正するか、條約の改廃を行うことが必要だとの理論になるとの答へがあり、他の一委員会からは、憲法第九十八條第二項を引用して、條約は憲法

に優先して尊重されるべきだとの意見が陳陳せられました。

十五日から日米安全保障條約の審議に入りました。この條約については、すでに当初の総括質問及び平和條約第五條、第六條との関連においてかなり質疑応答がございしましたが、更に各委員と關係大臣との間に熱心な質疑応答が展開せられました。問題となつた主な点は次の通りであります。

先づ前文については、米軍の駐留を暫定措置とした暫定の意味、末段の「自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負ふことを期待」とある字句解釈につき質問があつたのに對し、暫定とは第四條にその終期を定めたことに對応する規定であり、いわゆるヴァンデンバーグ決議が念頭に置かれたわけではないこと、「責任を負ふ期待」とは、率直に言へば軍備を指すか、日本自身の責任を期待する表現で、必ずしも再軍備のみを意味しない、又その期待は日本に對し義務を負ふものではないとの説明でありました。

第一條については、駐留軍の出動は内政干渉にはならぬか。米軍の出動は関連機關の決定によつて行われると思ふが、米國が自身の自衛権発動又は米國が他國と結んだ個別の又は集團安全保障條約に基いて駐留軍を出動させることもあるのではないか。即ち日本が米軍の利益のための基地として使用される懸念はないかとの質問に對し、米軍の出動は日本政府の明示の要請を待つて行われるから、國際法上干渉にはならない。又、米軍が米國の自衛権行使のため又は他國との安全保障取極によつて出動することもあり得るが、それは極東の安全のための行為で、これ即ち日本の安全でもあるから、この條約の趣旨上差支えないとの答へでござい

ました。又米軍の駐屯は、日本側が「許與し」とあるのみで、先方を義務付けしていないので、米軍の積極的援助を期待し得るかの間に對し、米軍駐留の目的は極東の安全保障にあるから、日本が攻撃を受けるがごとき場合は必ず出動するのである。安全保障條約中に當事國間の權利義務を明示しないのは、最近の北大西洋條約、米、露、ニューギランド間條約にも先例があるとの答へがございました。

第二條については、日本が米國の事前の同意なくしては權利許與ができなことは極めて不平等の感が深い。對等國間にかかる先例があるか。末段によれば、外國軍艦は、日本の沿岸、領海を通過するに當つて一々事前に米國の同意を要するかの質問があり、政府側より、最近の中ソ條約、北大西洋條約中にも同様規定があること、外國軍艦の無害航行は差支えないこと、港灣に碇泊の場合は事前に許可の申請があるが、その場合は米國と相談する。諸外國軍艦の日本領海を通過して朝鮮に出動するがごとき行動は、日本が迅速との關係で許容するもので、一々米國の同意は必要がないとの説明でありました。

次に、第三條の行政協定の問題は最も活潑に論議が展開されました。質問の主なるものは、行政協定を條約としてあらかじめ包括的に承認を求め、その實體たる細目を示さないのは、国会の審議権無視ではないか。法律及び予算を伴ふものを後になつて審議を求めるといふが、それが国会で承認されなかつた場合はどうするつもりか。行政協定は米軍配備を規律するものとなるが、その内容は純軍事的なものか、それとも國民の權利義務を拘束するものも含むか等の質問があり、法務總裁より、行政協定は包括的に事前に国会の承認を求めるものであるから、有効に成立し、法律論としては国会の審議を要しない。併し政府は、法律、予算の措置を伴ふものについては国会の審議を求める方針をとり、法律、予算の必要な事項については、この法律、予算が国会を通過することを條件として行政協定に記入する方針で行きたいとの説明がありました。又、憲法第九條の戦争放棄の規定に關連し、憲法上保持しない戦力の解釈について質疑があり、警察予備隊は、その裝備、訓練の実態から見ても戦力ではないか、関連の要請があれば國外出動にも使用せられるのではないかと等の質問に對し、戦力とは、戦争する力、即ち近代戦を遂行し得る能力と考へるから、予備隊は戦力とは言へぬ。予備隊の本質は、予備隊令の示す通り国内治安のためのものであるから、國外に出動できないとの答へでありました。

その他、條約と憲法とはいずれが優先するか、國防分担金の内容、独立後米軍工場に雇用される労働者の労働條件の維持、米軍の演習によつて損害を受けた農民漁民に對する補償の問題、駐留米軍の使用する消費物資の横流れ防止の措置、日本憲法の平和精神擁護等の諸問題について十五、十六両日に亘り、熱心に審議を行いました。詳細は議事録に譲りまして、憲法と條約の關係については、政府は、條約は國內法の効力としては憲法の下位にある、従つて仮に憲法に違反する條約が結ば

れた場合、国内においては施行し得ない、併しその場合も国際法的には條約として成立しているとの見解を表示したのに対し、委員の中には、條約の優位を説く発言、逆に憲法の優位を主張する意見の開陳があり、活発な応酬がございましたことだけを附言いたします。

十六日には前日に引続き総理大臣の出席を求め、総括質問を行いました。が、委員の質問に対し、政府から、賠償交渉の方式としては、各国と個別に交渉するものと、關係国との國際會議を開いて話し合う方法とが考えられるが、情勢によつて有利なほうにきめる。併し国によつて軽重は付けられないし、国力を超えた支拂はできない。いづれにせよ各国と話し合い、これを集計して全体的具体方針がきめられよう。國運によつて世界平和に寄與したい。併し國連加入には時間がかかるので安全保障條約を結んだ。即ち安全保障條約は國連加入前の補助的條約と言へる。信託統治地域の設定は決して日本監視のものではない。信託統治が永久化することはない。米國は不要となれば必ず日本に返還するのである。賠償実施は、關係国の不平不満を融和して、日本産業の進展が期待できるといふ明るい面もあることを忘れてはならぬ等の答弁がありました。

なお、吉田総理大臣とアチソン國務長官との交換公文についても質疑応答がございました。

以上が同條約についての質疑応答の大要であります。詳細については速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくして委員会は會議を開くこと二十一回、昨十七日を以て質疑終局のもの討論に入り、日本社会党第二控室岡田宗司君より同條約に反対、自由党橋本虎雄君より同條約に賛成、第一クラブ羽仁五郎君より同條約反対、緑風会岡本愛祐君より同條約賛成、労働党堀真琴君より同條約賛成、国民民主党木内四郎君より同條約賛成、共産党兼傳一君より同條約反対、日本社会党第三控室加藤シヅエ君より平和條約賛成、安全保障條約反対の意見がそれぞれ開陳せられました。かくて討論を終了し、採決の結果、両件とも多数を以て承認すべきものと決定し、本委員会は重大なる任務を終了した次第であります。

私は、この機会に、これらの條約を作成するに當り、我が國に對する深い理解と忍耐強い交渉を以て關係各國間の意見の相違を調整されたダレス特使、並びに優れた指導力でサンフランシスコ會議を予定のごとく成功せしめられたアチソン國務長官に對し敬意を表すると共に、これら條約の発効を契機といたしまして、我が國が、内に個人の自由と尊嚴に立脚する民主主義を固め、外に列國の信用を恢復して國際社會に文化國家としての名譽ある地位を占め、極東の平和、延いては世界の平

和に貢献し、(委員長の意見は言うな)と呼ぶ者あり)人類の進運に寄與するに至らんことを念願すると同時に、朝鮮事変が一日も早く平和のうちに解決することを念願しつつ、本報告を終りたいと思ひます。(拍手)

○議長(佐藤内閣武君) 討論の通告がございします。順次発言を許します。岡田宗司君。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕

○岡田宗司君 私は日本社会党を代表いたしました。(どつちだ)と呼ぶ者あり)平和條約並びに日米安全保障條約に反対するものであります。(拍手)

今回調印されました平和條約は、その起草者であるダレス氏の言葉を借りれば、和解と信頼の條約であり、史上稀に見る寛大な條約として吉田全權は欣然これを受諾調印されたのであります。(それは當り前だ)と呼ぶ者あり)併し、果してこれは、真に和解と信頼の條約であり、(その通り)と呼ぶ者あり)史上稀に見る寛大な條約と言へるものでありましようか。(ある)と呼ぶ者あり)又我々はこれを喜んで承認することが出来るものでありましようか。(ある)と呼ぶ者あり)由来、平和條約は敗戰國の將來の位置を定めるものであり、敗戰國の領土の処理、敗戰國の負担すべき賠償などのことをきめるものでありまして、今回の條約におきまして、それが主たる項目になつております。

領土の点につきましては、本條約によりまして、日本はその領土の六割を失ひ、八千四百万の人口が、この四つの、狭い、資源の貧乏な島に押込められることになつて参りました。これは、日本の將來の人口問題、經濟問題を極めて困難に陥れるものであらうことは、自由党の諸君といえどもお認めになることと思ひます。(拍手)

(拍手) 失いました領土のうち、台灣並びに朝鮮につきましては、いたし方がないこととございしますが、千島、南樺太、沖繩、奄美大島、小笠原諸島を失いましたことは、我々といはしまして喜んでこれを認めるわけには参らないのであります。(拍手)これらの諸地域は決して日本の帝國主義的侵略によつて領有された所ではございません。(總理の真似か)と呼ぶ者あり)又日本人以外の民族の住んでおる所ではないのであります。千島、南樺太は、第二次世界大戰の末期におきまして、米英ソの密約によりまして、ソ連の對日参戰の代償の一部としてソ連の占領に委ねられたものであります。ヤルタ協定が大西洋憲章及びカイロ宣言と異なり、帝國主義的領土分割の方式と何ら異ならないものでありまして、我々といはしましては、現代の戦後領土處理の方式として、かかるものを承認し得ないのであります。(拍手)又奄美大島、沖繩、小笠原諸島につきましては、條約の文面から見ますれば、日本は主權

を放棄してないことになつております。そしてアメリカを唯一の施政權者とする信託統治に付せられることになり、ダレス氏の言によりますれば残存主權が、又大橋法務總裁等の言によりますれば潜在主權が、日本の手に残つていくのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)併しこれらの地域は國際連合憲章第七十七條(ろ)項により信託統治に付せられる場合でございまして、その地域は元の領有國から分離されるものであることがつきり規定されておるのでありますから、法理論から参りまして、残存主權や潜在主權がこれらの島々に残つておるといふことは疑わしいのであります。よしんば、そういうものが日本の手に残つておるといたしまして、條約第三條によりまして、一切の行政、立法、司法の權力がアメリカにあります以上、それは全く名だけのものでありまして、これらの島々が事實上アメリカの支配下に置かれ日本から引離されるといふ本質が變るものではないのであります。(拍手)「そうだ」(と呼ぶ者あり)これらの島々は、日本が征服した領土でもなければ、他民族の住む領土でもない。日本民族が古代からここに住み、歴史的にも、經濟的にも、又文化的にも、日本自体の一部を成すものであります。これらの島々がこの條約によつて日本からもぎ取られることが確定したのであります。一体、米英みず

から第二次世界大戦後の処理の方式といたしまして領土の無併合を諷つた大西洋憲章の精神は、どこに行つてしまつたのでありましようか。(拍手)又國際連合憲章にある領土の歸属を定める場合の住民投票の精神はどこに見られるのでありましようか。(拍手)潜在主権が日本に残つておる、アメリカの軍事的必要がなくなつたら、いつかは日本に戻してくれるだろうというふうな政府の淡い期待を、これらの島々に住む百万の我が同胞は納得して待つておるでありませんようか。否、すでに奄美大島におきましては信託統治に反対する運動が起つておる。日本復歸のために全島民が立ち上つて、小学校の生徒までもが断食新願をやつたということは、諸君も御承知のことと思うのであります。(拍手)沖縄におきましては、殆んどすべての島民が(いつも同じやないか)と呼ぶ者あり)日本への復歸を熱望しておるのであります。(もう少し新しいことを言え)黙つて聞け)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)かかる同胞の悲願を聞くとき、我々はこれを見殺しにいたすことができないでありましようか。(もつと新しいことを言え)「黙つて聞け」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)この点についても又この條約に我々は承服しがたいのであります。

次に賠償の点でございます。條約第十四條は、一見、日本に対する賠償が極めて輕いように見えるのでございしますが、併しこの條項は、日本をして存立可能な經濟を営ましめるためには重い賠償を課し得ないという抽象的な規定と、(同じことを言うな)恥かしくないか)「勉強しろ」「恥を知れ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)役務賠償という新しい形式が示されておるにとどまるのであります。第一次世界大戦のあと、ドイツにおいて重い賠償が課せられ、これは結局取れなかつたばかりではないのであります。このドイツに課せられた重い賠償のために、歐洲の經濟は混亂いたしました。又ドイツにおけるナチズム擡頭の重要な要因の一つとなつたのであります。(何と言つても同じことを)「黙つて聞け」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)第二次世界大戦後の平和條約におきましては……

○議長(佐藤尚武君) 靜肅に願います。

○岡田宗司君(統) この経験に鑑み、賠償はおおむね輕く、支拂い得る限度において課せられておるのであります。例えばイタリヤは全部で三億六千万ドルの賠償でございまして、これを七年間に支拂えばいいという程度のものでしたたのであります。日本の場合はそれではどうでございましょう。以上のような抽象的な規定しか設けられてなく、あとはそれらの賠償要求國との個別交渉に任せただけであります。いわば勝手にやれと突放されているのであります。今、日本に要求されている賠償額は、フイリピン八十億ドルを初めとしたしまして、インドネシアの七十億ドルその他を合せますというのと、極めて莫大な金額に上ることは、私が指摘するまでもない。若しこれに中国が加わるといたしますならば、その額は莫大なものでございまして、これは第一次世界大戦後においてドイツに課せられたところの賠償金額を遙かに超えるものに相成るのであります。勿論、日本の賠償支拂能力というものは知れたものである。而もそれは條約の明示するところによつて役務賠償という形をとりますとき、この莫大な要求を各國との個別交渉によつて結論を出すというところは難中の難事であると思つておられます。この交渉は相当長くかかるを得ないであります。その間、日本の經濟は極めて不安定な状態に置かれ、又交渉がうまく行かないといたしますならば、これらの國々との友好關係は打ち立てられ得ないのであります。賠償問題の規定がかくのごとくあいまいにされておりますことは、日本經濟を不安に置くことであると云わざるを得ないのであります。

領土、賠償の問題についてかように承服しがたい点があるばかりではありません。この條約は、十六條におきまして、中立國における日本國及び日本人の財産が沒收されるという、國際法上未だ先例のない不條理なことが規定されていること、そのほか和解と信頼に基くと思われぬ節々が幾多含まれておまして、この條約だけでも我々は承服し得ないのでありますが、この平和條約と不可分の關係にある日米安全保障條約と併せて考えて見ますときに、一層この條約を承認し得ない理由が生じて参るのであります。(拍手)

平和條約第六條(a)項の規定に基きまして、日米兩國間において調印された安全保障條約は、自衛力を持たない日本がその安全を保障してもらうため、アメリカ軍の駐屯を希望するといふ形をとつておることは申上げるまでもないのであります。こういう形をとらせたことは、この條約の起草者の御苦心の存するところでありましよう。併し、この條約に基く米軍の日本駐屯は、純粹に日本に対する外部よりの武力攻撃に備えて日本の安全を保障するということに限られておるのではないのであります。決してそうでないことは、最近の國際情勢並びにそれに對するアメリカの諸政策から見て明白であります。即ちアメリカは、太平洋を自由の湖として守るため、又歐洲、中東、アジアを連ねる対ソ包圍陣を完成するために、戰略的見地から、日本をその一環たらしめようとしておること

は明らかな事實であります。(拍手、「そうだ」と呼ぶ者あり)アメリカは安全保障條約第二條によつてエクスクルーシヴリーに日本に駐屯いたしました。ここに軍事根據地を保持する權利を持つのであります。駐屯軍はアメリカの幾多の基地を含む日本に對する外部からの攻撃に對して戦うでございしようが、同時に、條約第一條にある「極東における國際の平和と安全の維持に寄與し」という規定に従つて、日本にある基地より自由に行動することができるとあります。ここに我々にとつて重大な不安の種が存するのだ。即ち日本に何ら關係のない事件を端緒として米ソ間に戦争が開始されました場合、当然、日本に駐屯するアメリカの陸海空軍は戰局的活動を開始するでございしよう。かかる場合に、日本にある基地が爆撃され、海上封鎖が行われることは必至であります。それどころではなく、直ちに我々はこのために中ソ友好同盟條約によつて敵國とされ、日本が欲しなくても、いや応なしに戦争に巻き込まれる危険に陥るのであります。(拍手、「よく聞いておけ」「日ソ條約を結べ」というのか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)安全保障條約は、そのうちにかかる危険を包蔵しているものであります。(共産黨に協力するな)と呼ぶ者あり)ここに我々にとつて重大な不安が存するのであります。

第二に我々が指摘したいのは、「共産黨だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)第一條の後段について

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その一) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

二四二

であります。(「静肅に願います」と呼ぶ者あり)「ここには次のごとく規定されております。一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ、を鎮圧するため」(「共産党の言うことを言うな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

であります。明治三十七年に締結された日韓議定書の第四條には次のように記されておるのである。第三國ノ侵害ニヨリ若ハ内乱ノ為メ大韓帝國ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危險アル場合ハ大日本帝國政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ル可シ。而シテ大韓帝國政府ハ右大日本帝國政府ノ行動ヲ容易ナラシムルタメ十分便宜ヲ與フルコト、大日本帝國政府ハ前項ノ目的ヲ達スルタメ軍路上必要ノ地点ヲ臨機採用スルコトヲ得ルコト。とあるのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)又昭和七年に滿洲國が作られました際に日滿兩國間に締結されました日滿議定書の第二條には、日本國及ハ滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及ヒ治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及ヒ存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘギコトヲ約ス。之カ為メ所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス。と規定されておりました。国内の治安の問題がここに明らかにされているのであります。いづれも過去の日本が他の國に對しましてやつた例でありまして、今日、日本がこれと相似た條約を他國と結ばなければならぬということとは、何たる歴史の皮肉でありましようか。

であります。この事実のうしろには一体何が潜むのであるか。(「何も潜んでおらん」「おかしい」「と」呼ぶ者あり)私は、結局、アメリカに對しまして広汎な權利を白紙委任的に許す條項を含みますところの安保條約に對しては斷乎反對せざるを得ないのであります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり、拍手)

次に、平和條約は日本の占領を終らしめ獨立を回復するものであると言われております。成るほど平和條約第一條には、インドネシアの好意ある主張によりまして、「連合國は、日本國及びその領土に對する日本國民の完全な主權を承認する」という條項が挿入されているのであります。この條約の成立によりまして戦争状態が終り、占領が解かれ、そうして獨立國の形をとるでありましよう。だが、この平和條約は、同時に、これと不可分の關係にある安保條約を伴つておるのであります。平和條約の発効によつて形式的に日本の獨立が許されたところに、同じ日に発効する安保條約によりまして、事實、日本がアメリカの軍事的從屬國的地位に置かれることになりました。ならば、どこに日本の眞の獨立が與えられたと言われるのでありましようか。

(拍手、一もつと勉強して来い「恥を知れ」と呼ぶ者あり)要するにアメリカは、平和條約によつて連合國による日本の占領管理という複數支配の方式を

○岡田宗司君(統)「日本國政府の明示の要請に應じて」アメリカ軍が使用されることになつておるのであります。(「共産党の代弁を言うな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)一体こういうことは眞の獨立國家としてあり得ることでありましようか。外國の教唆があるにせよ何にせよ、ここに規定されておる事態は國內の政治的事件でありまして、たとえ日本國政府の明示の要請に基づくという條件が附いておるにいたしましても、外國駐屯軍が鎮壓に乗り出すということは、何と言おうと内政干渉の道を開いておるものと言わなければなりません。(「拍手、發言を言うな」「その通り」「よく聞け」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)獨立國間の條約にかかる條項の(「いつから共産黨に入つたのだ」と呼ぶ者あり)設けられていた先例は全く見られないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)併し從屬關係に立つ國との間にはこういう先例があるの

であります。明治三十七年に締結された日韓議定書の第四條には次のように記されておるのである。第三國ノ侵害ニヨリ若ハ内乱ノ為メ大韓帝國ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危險アル場合ハ大日本帝國政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ル可シ。而シテ大韓帝國政府ハ右大日本帝國政府ノ行動ヲ容易ナラシムルタメ十分便宜ヲ與フルコト、大日本帝國政府ハ前項ノ目的ヲ達スルタメ軍路上必要ノ地点ヲ臨機採用スルコトヲ得ルコト。とあるのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)又昭和七年に滿洲國が作られました際に日滿兩國間に締結されました日滿議定書の第二條には、日本國及ハ滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及ヒ治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及ヒ存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘギコトヲ約ス。之カ為メ所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス。と規定されておりました。国内の治安の問題がここに明らかにされているのであります。いづれも過去の日本が他の國に對しましてやつた例でありまして、今日、日本がこれと相似た條約を他國と結ばなければならぬということとは、何たる歴史の皮肉でありましようか。

であります。この事実のうしろには一体何が潜むのであるか。(「何も潜んでおらん」「おかしい」「と」呼ぶ者あり)私は、結局、アメリカに對しまして広汎な權利を白紙委任的に許す條項を含みますところの安保條約に對しては斷乎反對せざるを得ないのであります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり、拍手)

次に、平和條約は日本の占領を終らしめ獨立を回復するものであると言われております。成るほど平和條約第一條には、インドネシアの好意ある主張によりまして、「連合國は、日本國及びその領土に對する日本國民の完全な主權を承認する」という條項が挿入されているのであります。この條約の成立によりまして戦争状態が終り、占領が解かれ、そうして獨立國の形をとるでありましよう。だが、この平和條約は、同時に、これと不可分の關係にある安保條約を伴つておるのであります。平和條約の発効によつて形式的に日本の獨立が許されたところに、同じ日に発効する安保條約によりまして、事實、日本がアメリカの軍事的從屬國的地位に置かれることになりました。ならば、どこに日本の眞の獨立が與えられたと言われるのでありましようか。

(拍手、一もつと勉強して来い「恥を知れ」と呼ぶ者あり)要するにアメリカは、平和條約によつて連合國による日本の占領管理という複數支配の方式を

であります。明治三十七年に締結された日韓議定書の第四條には次のように記されておるのである。第三國ノ侵害ニヨリ若ハ内乱ノ為メ大韓帝國ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危險アル場合ハ大日本帝國政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ル可シ。而シテ大韓帝國政府ハ右大日本帝國政府ノ行動ヲ容易ナラシムルタメ十分便宜ヲ與フルコト、大日本帝國政府ハ前項ノ目的ヲ達スルタメ軍路上必要ノ地点ヲ臨機採用スルコトヲ得ルコト。とあるのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)又昭和七年に滿洲國が作られました際に日滿兩國間に締結されました日滿議定書の第二條には、日本國及ハ滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及ヒ治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及ヒ存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘギコトヲ約ス。之カ為メ所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス。と規定されておりました。国内の治安の問題がここに明らかにされているのであります。いづれも過去の日本が他の國に對しましてやつた例でありまして、今日、日本がこれと相似た條約を他國と結ばなければならぬということとは、何たる歴史の皮肉でありましようか。

であります。この事実のうしろには一体何が潜むのであるか。(「何も潜んでおらん」「おかしい」「と」呼ぶ者あり)私は、結局、アメリカに對しまして広汎な權利を白紙委任的に許す條項を含みますところの安保條約に對しては斷乎反對せざるを得ないのであります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり、拍手)

次に、平和條約は日本の占領を終らしめ獨立を回復するものであると言われております。成るほど平和條約第一條には、インドネシアの好意ある主張によりまして、「連合國は、日本國及びその領土に對する日本國民の完全な主權を承認する」という條項が挿入されているのであります。この條約の成立によりまして戦争状態が終り、占領が解かれ、そうして獨立國の形をとるでありましよう。だが、この平和條約は、同時に、これと不可分の關係にある安保條約を伴つておるのであります。平和條約の発効によつて形式的に日本の獨立が許されたところに、同じ日に発効する安保條約によりまして、事實、日本がアメリカの軍事的從屬國的地位に置かれることになりました。ならば、どこに日本の眞の獨立が與えられたと言われるのでありましようか。

であります。この事実のうしろには一体何が潜むのであるか。(「何も潜んでおらん」「おかしい」「と」呼ぶ者あり)私は、結局、アメリカに對しまして広汎な權利を白紙委任的に許す條項を含みますところの安保條約に對しては斷乎反對せざるを得ないのであります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり、拍手)

次に、平和條約は日本の占領を終らしめ獨立を回復するものであると言われております。成るほど平和條約第一條には、インドネシアの好意ある主張によりまして、「連合國は、日本國及びその領土に對する日本國民の完全な主權を承認する」という條項が挿入されているのであります。この條約の成立によりまして戦争状態が終り、占領が解かれ、そうして獨立國の形をとるでありましよう。だが、この平和條約は、同時に、これと不可分の關係にある安保條約を伴つておるのであります。平和條約の発効によつて形式的に日本の獨立が許されたところに、同じ日に発効する安保條約によりまして、事實、日本がアメリカの軍事的從屬國的地位に置かれることになりました。ならば、どこに日本の眞の獨立が與えられたと言われるのでありましようか。

いうことがございます。(君らはあるか)と呼ぶ者あり)我々はこの気魄で進んで行かなければなりません。日本を従属的地位に置くことがはつきりわかっていることを、どうして私どもは目をつぶつて呑み込んで行くことができるのでありましょうか。この二つの條約を締結することによつて生ずる日本の将来を予見する多くの知識人、勤労大衆は、眞の独立達成のために斷う決意を表明しておるのであります。私も又この見解に立つて、日本を従属的地位に陥れるこの二つの條約に對しまして反對の見解を表明せざるを得ないのであります。

次に、この二つの條約を受諾することによつて、日本が巨額な經濟的負担を課せられるのであります。この負担は單に賠償のみではありません。連合國人財産の補償、旧外債の元利支拂のみならず、警察予備隊の拡充強化の問題、これが費用だけでも莫大に上るのであります。若しアメリカの要請に基きまして日本の本格的な再軍備が行われるというに相成りますれば、その金額は極めて巨額にならうということが推定されるのであります。すでに昭和二十六年年度の補正予算において講和關係のための諸費の一部が計上されておるのでありますが、これは今のところは問題にはなりません。併し昭和二十七年以降におきまして年々巨額の支出がこの講和關係諸費というもの

になされることになるのでありましよう。これが日本の經濟に大きな負担となり、或いはインフレーションを促進し、或いは國民生活の水準を低下せしめることは必至であります。これらの負担が國民大衆特に勤労大衆に負わされるのでありまして、勤労大衆といつてしまつては、今日以上の生活水準低下に對しましては、これに堪へ得られないのであります。近き将来におきましてこの生活水準低下が現実に現われて参りました場合に、勤労大衆はそれが何條約に發するものであることをはつきりと認識いたしまして、この條約に對しますところの改訂或いは廢棄の運動というものが必ず熾烈に起つて参るといふことが今日予見されるのであります。(拍手)我々はおかろ見地からいたしまして、日本の經濟的發展を妨げ、勤労大衆の生活水準を低下せしめるこの種の條約に對しましては、反對せざるを得ないのであります。我々は結局アメリカ軍に對して広汎な權利を白紙委任的に許すような條約を含む安保條約に對しましては反對せざるを得ない。

この安保條約に關していたしましたことは、日本を然らば一如何なる地位に置くものであらうか。日米安全保障條約は、強大な軍事實力を持つ國家と武裝を解除された敗戦國との間に結ばれた一種の変態的な軍事同盟と断定せざるを得ないのであります。(拍手)名は安全保障條約ではあるが、巧妙に粉飾された軍事同盟にほかならないのであります。この條約には將來日本が再軍備をいたすことが期待されておる。やがて日本の再武裝が行われるようになつて参りますならば、これが本格的な軍事同盟に發展することは明らかであります。日本は、今や何條約の締結によつて、對立する二つの陣營の一つにみずから進んで飛び込んで参つたのであります。サンフランシスコ會議の経過から見ても、我々の近隣國であるソ連、中国との友好關係を確立することは極めて困難になつたのであります。(本音を吐いたな)と呼ぶ者あり)それどころではない。やはり軍事同盟である中ソ友好同盟條約(そつちもやつてゐるじやないかと呼ぶ者あり)直接の敵對物となり、軍事的危険の尖端に立たされることになつて参りました。これが日本にとつて危険でなく何でありますやうか。(本音が出たな)「ソ連の代弁演説」と呼ぶ者あり)安保條約は締結することによつて日本がアジアの諸國から引離される結果になることを私は恐れるのであります。

上には大きなウエイトを持ちつつあるものであります。日本はアジアに位置する國家であり、特にアジア諸國との友好關係を樹立し、(賛成か反對かどちらだ)と呼ぶ者あり)アジア諸國の動向と深い關連を持ちつつ進まなければならないのであります。今、日本が安保條約を締結することによつて決定的に米陣營の一員となりましたことは、インドその他アジア諸國との關係を冷やかならしめるものと感ぜられるのであります。インドはなぜサンフランシスコ會議に加わらなかつたか。それは、この安保條約によつて日本が將來戦争に巻き込まれるであらうということを取引したからであります。インドの不参加は、日本に對するむしろ好意ある忠告的態度であつたと私も感じておるのであります。(拍手)

今日、日米安全保障條約に賛成せられる諸君は、強大なる武力のみが平和を維持できるものであること、いわゆる武裝平和に頼り切つておるものと言わなければなりません。(拍手)武裝平和は、平和を維持するよりも、むしろ戦争を促進するものであることは、世界における軍拡競争の歴史がこれを雄弁に物語つておる。(ソダイエトはどした)と呼ぶ者あり)今、日本がこの方の陣營に飛び込んだことは、この危険なる流れにみずから進んで身を投じたことにはかならないのであります。安保條約を支持する者は、意識する

とせざるにかかわらず、日本を再び戦争に巻き込まれる危機に迫り込むという重大なる政治的過誤を犯すものと言わなければならないのであります。(共產黨と區別がつかんぞ)と呼ぶ者あり)

我々は日本を戦争の慘禍に巻き込むことを阻止するために、日本に恒久的平和をもたらすために、安保條約に反對するものであります。アメリカ一辺倒、武裝平和一辺倒に對する批判は、西歐陣營の内部からもすでに起りつつあるのであります。イギリスの保守黨のチャーチル氏でさえ、ソ連との直接的な外交交渉によりまして危機の打開を企てております。(それとこれとは別だよ)と呼ぶ者あり)フランスを初め西歐諸國も又、アメリカに引きずられる軍備擴張に疲れ果てて、外交交渉による危機の回避に赴こうとしておるのであります。日本を昔の姿に返そうと思つておる保守反動主義者、(誰のことだ)と呼ぶ者あり)軍國主義の夢を追う者は、我々の平和主義を空想と罵り、ソ連の使徒に乗るものと言ひであります。だが、我々は、歐洲諸國に、特にアジアの広汎なる地域に起りつつある民衆の平和への希求と手を携へまして、斷乎世界平和の確立のために邁進せんとするものであります。(拍手、(夢物語)と呼ぶ者あり)

以上の理由によりまして、日本の眞の独立と平和を欲し、戦争に巻き込ま

今日、アジア諸國の動向は國際政治の

れることに反対する勳功大衆、右議者を代表いたしまして、ここに阿條約に對する反対をいたす次第であります。(拍手)

○議長(佐藤閣下) 杉原荒太君。

〔杉原荒太君登壇、拍手〕

○杉原荒太君 自由党を代表して平和條約及び安全條約を承認することに賛成いたすものであります。(恥を恐れ)と呼ぶ者あり)

このたびの平和條約の具体的内容のうち、敗戦の事実に伴う避くべからざる或る種の條項、例えば領土條項及び賠償條項などの若干の個々の点については、我々の苦痛とする点のあることは事実でありまして、吉田首席全權が、サンフランシスコ會議の席上、堂々と日本國民の名において我が國民の苦悩と憂慮するところを率直に表明された通りであります。阿條約の本質的性格を以て、独立への第一歩を踏み出すものにあらずして従属化へ導くものなりとする議論、及び、新たな戦争誘発、戦争準備の條約なりとする議論に對しましては、断乎反対せざるを得ないのであります。(拍手)

先ず第一に、このたびの條約こそは独立への條約である。何となれば、我は此の平和條約の締結によつて初めて長い間の占領管理の状態から脱却することになるものであります。條約は永続的な主権の拘束制限を課しておりません。即ち、この條約こそは、日本に

對し、明らかに独立自由への道を開くものである。而して、これこそが、我國民一同敗戦以來常々として苦勞しつつ一日千秋の思いを以て待ち焦れていたところのものにほかなりません。

(拍手)又この独立回復の契機をつかむことこそが、國家民族の將來という観点からいたしまして我々が最も深く思いをいたさなければならぬ肝腎かなめの所ではありますまいか。世上ややもすれば安保條約と國家の独立主権との關係について随分と間違つた極端の論をなすものがあります。(笑聲)併し心を平らかにして見れば誰にでも明らかになように、安保條約は、その本来の根本性格において、日本の独立主権を侵害する牙ではなくして、我が國民の愛國心と相俟つて外部の侵略から日本の独立主権を守る盾となるのである。(拍手)然るに、善意か、惡意か、この盾を矛と取り違えて、甚だしきに至つては、外國への従属化を意味するものと、或いは独立主権を外國に売却するものなりとなすがときは、本條約の根本趣旨を全く曲げて解するものか、然らずんば日米の離間を狙ひ、「(その通り)と呼ぶ者あり」あわよくばその盾を取りのけて、折角回復せんとする待望の日本の独立主権を有名無実ならしめんとする(拍手、発言する者多し)共産系の謀略宣伝にほかなりません。ひとしく外國軍隊の駐留と言つても、今日の新しい時代の集團保障における

協力關係は、古い時代の植民地的体制による従属關係とは混同さるべきではない。その協力關係の具体的内容を、日米兩國の友好關係を阻害するような結果にならないように注意せよということにはよくわかるけれども、併しみずから鮮明根性を起してみだりに臆測を逞しうするがときは、相手方に対しても余りにも心無きわざであるのみならず、却つてみずから侮辱するものではないか。(その通り)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)我が國民性の中には、心を広うして信を相手方の腹中に置く態度を持つと共に、みずから奪うべからざる毅然たる氣魂を失つてはいないはずであります。要するに、このたびの條約を以て従属化への第一歩を踏み出すものなどという愚にも付かぬ理窟をこね上げて、これを以て反對論の根拠としてゐる連中こそ、切々たる國民的要望を無視し、折角の独立回復の契機をつかむことを妨げるものとして「何だ／＼」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)國民の審判を受けなければなりません。(國民はよく知つておるよ「その通り」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、拍手)

次に第二に、阿條約こそは眞の平和のための條約である。このたびの平和條約の最も大きな特色は、普通の講和條約のごとく、單に古い戦争状態を終結して通常の回復平時關係をするとい

うだけでなくして、新しい戦争を防止し、將來の平和を積極的に築き上げんとする点にあるのであります。(その通り)だ「その通り」と呼ぶ者あり)而うして、これがためにこそ、本條約は新時代の平和方式として國際連合の原則を取入れているのであります。その結果本條約自体が「古い／＼」と呼ぶ者あり(國連原則に基く一般的集團保障の性格を持つものとなつてゐるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)而うしてこの点こそは平和條約の一大眼目とするところであります。その名の示すがごとく、實質においても眞の平和條約たるゆえんの積極的根拠をなすものである。(拍手)然るに、一方、今日の嚴しい國際的緊張の真只中にあつて、殊に極東方面が世界政治の危險地帯となつてゐるとき、講和後日本の独立と安全を守り立て行くためには、この平和條約による一般的保障のほかに、特殊の補強措置を講ずるの必要あることは明白であります。いわんや、有効なる自衛手段を持たず、又性急な、急速再軍備論のごときが、可否の点から申しまして、又能否の点から見ましても、にわかに成り立ちがたい今日の

實情の下においては、殊に然りと申さなければなりません。「その通り」だ「その通り」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)日米安全保障條約こそは、欠くべからざるこの補強措置として、國

民の常識と理性の命ずるところと申さなければなりません。而うしてこの安全保障の性質は、集團保障の一種として國連憲章の認むる地域的保障の性格を持つものであります。(そんなことがわかるか)と呼ぶ者あり(國連原則に基く一般的保障と地域的保障の兩者を併用することは、今日世界的に認められた安全保障の行き方であるが、平和條約及び安全保障條約こそは、この世界的に認められた平和方式の大道を行くものにほかなりません。(その通り)と呼ぶ者あり)兩者相寄り相待つて「大したものだ」と呼ぶ者あり)安全保障の一貫した体系をなすものであります。これによつてこそ、日本の安全を守り、極東の平和を強め、以て世界平和の推進に寄與することができるのであります。従つて、平和條約には賛成するが安保條約には反對するとい

うがときは、如何にも聞えない話である。「それは聞えぬ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)それは、舟の一方の櫂を前のほうに漕きながら、他の片方の櫂は後ろのほうに漕いでいるやうなものであります。又そのやうなことが國際外交の具体的な現実問題そのものに對する正面切つての對決として國際的に通用するなどと思ふならば、余りにも國際政治の實際に疎い者と評さなければなりません。(拍手)かくのごとき「ぬえ」的態度は今からでも遅くない、翻然改められんことを希望

してやみません。(笑声、拍手)今日の時代においては、集団保障こそが戦争防止の道であり、中立は却つて戦争誘発の道であることは、皮肉にもスターリンが共産党のバイブルと言われる本の中でも明らかに認めているところであり、以上のような集団保障の性格を持つところの両條約をとらえて戦争準備の條約などと誣めるがごときは、人の顔に墨を塗つておいてお前の顔は黒いという共産党一流のやり口以外の何ものでもありません。(何だ何だ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)それは顔が黒いのじやありません。墨が黒いのである。いな、墨を塗る御本人の肚の中こそが黒いことを証明するものではないか。

ソ連は一体サンフランシスコで何を提案したか。先ず第一に、千島、樺太についてこれを日本に残す提案でもしていたならば、日本共産党諸君の顔もさぞよかつたであらうが、ソ連は、一握りの日本共産党諸君のために自分の領土慾を満足せしむることを遠慮するほど、そんなお人好しではないことを立証しているではないか。又、尙舞、色丹については知らぬ顔の半兵衛をきめこんでいるではないか。更にひどいことは、ソ連の賠償提案である。このたびの平和條約では、日本の経済を破壊しないようにとの考慮から、金銭賠償は免除し、又役務賠償についても一定の制限的の枠を付けているのであるが、ソ連案はこれに比べる

と恐ろしく苛酷なものであつて、(「それだ」と呼ぶ者あり)全く無制限に全損害の賠償を命じているではないか。(「君だけじゃないか」その通り)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)このように(「何とか言え」と呼ぶ者あり)破滅的な賠償が課せられるならば、(「口惜しいか」と呼ぶ者あり)早い話が、減税や賃金のベース・アップどころの騒ぎでは断じてありません。労働者農民大衆を含む国民めい／＼の生活はめぢや／＼に破壊され、今後百五十年ぐらゐは再建復興などは到底思ひも及ばぬことを知るべきであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)まだそれだけではありません。更にソ連は、宗介から對馬に至る四つの海峡の非武装化も要求し、これらの海峡は、ソ連の軍艦だけの専用通路にすることを要求しているではないか。(「そうだ」「どうだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)これは、本州と北海道を分断するばかりでなく、(「引つ込め」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)日本列島全体をに置かんとするものではないか。(「その通り」と呼ぶ者あり)更に日本を孤立化するため、一定の集団保障の取極を結ぶ権利を日本には否認しようとしたではないか。更にその上に積み重ねて、反ファシズムに名をかりて——に道を開くことを條約上の義務として強制せんとしたではないか。(「その通り」と呼ぶ者あり)かくのごとくに、政治的、経済的、軍事的に(「共産党と話をしろ」と呼ぶ者あり)日本——のため

の前提條件を作り上げようとするこそが、——對日講和政策の魂胆であり、実体である。(「どうだ」「わかつたか」「いつまで言っているか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、笑声、拍手)このようなことを知つてか知らないでか、我が国内の一部では、未だに、いわゆる全面講和の実体をも究めずして(「どうした社会党」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)多数講和に反対する者があるのは、誠に奇怪千万なりと申さなければなりません。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)要するに、全面講和なるものの実体は、報復と懲罰——とを本体とする(「多数講和が好きか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)ソ連提案を、全部の國が呑むということにはかならないことが、サンフランシスコで証明された今日、世のいわゆる全面講和論者は一体如何なる顔色があるのではありませんしやうか。(「顔を見せろ」「何を言うか」「そうだ」「馬鹿野郎」「何だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)最後に簡単に、(「もうやめろ」と呼ぶ者あり)新日本をとるべき外交政策の大本の問題に關連いたしまして、兩條約に対する態度を一層明らかにし

て、私の兩條約賛成論の根拠を補充しておきたい。(「李承晩になるなよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)顧みますに、特に滿洲事変以來、日本の國際的針路は、世界の世論、世界の公論の認むるところと逆行して、危険なる方向に向ひ、その結果、世界に信を失ひ、アジアから孤立し、世界から孤立して、遂に自己の独立さえも失つてしまつたのであります。(「お前らがやつたんだ」と呼ぶ者あり)而して我々は、(「お前がやつたんだ」と呼ぶ者あり)この苦い過去の失敗の事実を反省して、その中からこそ新日本の國際的再出発の生きた教訓を學び取らなければなりません。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)一度失つた獨立の回復といふことが(「何を言うか」「静粛にしろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)如何に貴重なるものであるかといふことは、國民の一人々々が身を以て體驗したところであり、(「その通り」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)又世界の輿論に背いて國際的孤立に陥るといふことが、(「本當にそうか」と呼ぶ者あり)國家の運命、民族の幸福にとつて如何に危険なるものであるか、如何に外交上禁物であるかも、よく味つたのであります。(「謹聴謹聴」「外交官になれ」と呼ぶ者あり)更に又、獨立の維持と平和の維持とが如何に不可分の關係を持つてゐるかといふことについても、深い認識を

得たわけであり、新日本の外交政策の大本を打ち立てるに當つては、これら實の物教訓を十分活かして行かなければなりません。かかる見地から、振返つて兩條約に対する關係を見ますに、兩條約を承認することによつて、我が國は先ず第一に獨立回復の契機をつかむことになるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)第二に、有力なる盟邦を得ると共に、世界の圧倒的多数の國との間に平和的友好的關係を取り結ぶの機會を得ることになるのであります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり、拍手)第三に、我々國民の最も希求してやまない平和と獨立の確保のために、新しい時代の世界公論の認むる國連原則に従つて、集団保障の体制に入ることになるのであります。而もこの集団保障の措置は、平和確保のための他の外交施策の作用を妨げるものでないことはもとよりであります。而して、これらは、いずれも新日本をとるべき外交政策の大本に通ずるものと申さなければなりません。(「何を言うか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、拍手)若しそれ、兩條約の個々の具体的内容及び實施運用につきましては、今日まで國會の内外において表明せられました幾多の合理的な國民的要望があるのでありまして、それらの点につきましては、我々も所見を同じうする点が少なからず、政府の善処を期待してやみません。

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その一) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

以上申述べました観点からいたしまして、私は、両條約を承認することが大局上この際(笑聲)我が国としてとるべき妥當の措置と確信し、又(止むを得ず賛成か)と呼ぶ者あり)國民の圧倒的多数の意思に副うゆえんであると考へるが故に、(拍手)確然と兩條約を承認することに賛成の意を表するものであります。(そこで最敬礼)と呼ぶ者あり、笑聲、その他発言する者多し、拍手)

○議長(佐藤尚武君) 午後一時十分までは休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十九分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。曾益君。

(曾益君登壇、拍手)

○曾益君 私は日本社会党を代表いたしまして、ここに上程されました平和條約に賛成し、日米安全保障條約に反対するものであります。

言うまでもなく、この兩條約は、我が日本民族の運命を決する重大な意義を持つばかりでなく、極東及び世界の情勢に歴史的な一段階を画するものであります。そも、平和は、過去の戦争の終結を法的に確認し、交戦國の間に平和的國交を回復することを、その本義とするものであります。然るに、このたびの平和は、ただ單に敗戦國日

本の平和回復の條件を規定するものたるにとどまらず、無條件降伏に伴う連合軍の軍事占領からの解放と独立の回復という意義を有することを、特に重視せざるを得ないのであります。ポツダム宣言を忠実に履行して参つた我が國民が、独立を回復し民主的平和國家として平等な立場において再び國際社會に復帰するの資格と權利とを十分に具備するに至つてより、すでに久しきものがあるものであります。故に、我々は、八千万國民と共に、ここに独立の契機を積極的に促して、平和條約を受諾し、民族の誇りを回復し、自主的な責任においての民主主義の完成と、國際協力による世界平和の確保に向つて、雄々しく前進することを当然と思惟するものであります。(拍手)我々は、我が國民と共に我が民族独立の速かならんことを願う一方、この平和が單に過去の戦争の終了を意味するにとどまらず、独立國日本の前途に正義と秩序を基調とする國際平和が約束されることを、衷心を願つて参つたのであります。我々は、平和即ち独立が冷たい戦争の余波を受けて不当に遷延されることに對し抗議しつつも、他面において、不完全なる平和、内容的に不当なる平和であつても、速かなる平和ならば結構であるという吉田内閣のいわゆる單獨論に反對して参つたのであります。(拍手)この点から見て、サンフランシスコ會議とその結果

たる平和條約が(賛成)と呼ぶ者あり)重大なる欠陥を有することは明らかであります。即ち中國の除外と、インド、ビルマ兩國の不參加、更にソ連邦の調印拒否がこれでありました。然らば我々は單に全面平和にあらずとの理由に基いてこの條約を拒否すべきであるか。我々は拒否すべきでないと思惟するものであります。

第一に、全面平和の願望が如何に正当であつても、その実現には相手方の能動的な協力が必要であることは言を待たないところであります。然るにサンフランシスコ會議におけるソ連邦代表の言動によつて、今やソ連及びその衛星國と、四十八カ國の他の一団、その中には西歐諸國と現に抗争しつつあるエジプト、イランや、又國際的中立政策を標榜するインドネシアのごときいわゆるアジア、アラブ諸國をも含んでいることは御承知の通りであります。この四十八カ國の一団とソ連との間には、到底、同一の條件による全面平和の可能性が、将来はいざ知らず、差当つてないことは如実に証明されたところであります。(拍手)「そうだ」と呼ぶ者あり)

第二に、従つてこの現実に直面して、(「おかしいぞ」と呼ぶ者あり)なお且つ全面平和の形式にとらわれてこの平和に反對することは、占領統制の肯定であり、独立の否定にはかならないのであります。(拍手)すでに我が國民

独立を欲し、大多数の國連加盟國が賛成する以上は、我々としてみずから進んで占領の継続を退すべきでないことは明らかであります。(拍手)

第三に、インド、ビルマの不參加と中國の除外とを取上げて、直ちに以て日本のアジアからの孤立というやうな誇大な表現を用いている人々がありますが、(拍手、笑聲)平和に加わらなかつたアジア諸國のうちで、中國に對しては個別講和の途が開かれており、(「精神錯亂症」分裂してゐる)と呼ぶ者あり)インドはすでに個別講和の意思表示をなしたり、ビルマのサンフランシスコ會議不參加に關する公式発表としては、その理由として挙げられましたものはただ單に賠償問題のみである。これらの点から見まして、かか

るアジアからの孤立というやうな危惧は當然抱き得ないと思惟するのであります。(拍手)

第四に、ソ連との平和の不成立が直ちに戦争への道であるかの議論も又欺瞞と威嚇にはかならないのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)法律上の戦争状態の継続とは、現実の交戦状態への復帰を意味するものではなく、ミズーリ艦上の降伏文書調印、即ち變態的にせよ休戦の成立に何ら変更がないのであります。我々は、朝鮮動亂の速かなる終結と朝鮮民族の平和的統一を衷心希求すると共に、更に一般的に、独立日本の前途には、冷たい

戦争や直接間接侵略を伴う局地戦争、更には原子戦争を意味する全面的な第三次世界戦争の危険が解消せられ、平和が確立されることを念願するものであります。併しながら、この悲願は人類共通のものであつて、必ずしも獨立を目前に控えた日本國民のみの悩みではないのでありますと共に、この悲願の達成は、対日平和條約の締結という一つの外交文書の成立や、サンフランシスコ會議という一回の國際會議によつて、直ちに可能となるやうな、容易なものではないのであります。而も第三次大戰の勃発とか朝鮮動亂が極東の全面戦争への発展とかいうことが断じて宿命的な必然的なものでない以上は、戦争の危険があるから孤立はいつまでも避けるというこは、奴隸の平和を求めるにはかならず、到底我々の賛同し能わざるところであります。(「その辺、名調子」と呼ぶ者あり、拍手)かく考へて参りますと、我が國としてとるべき態度は、この平和と獨立の契機として捉え、その不完全な点については、この條約の肯定の上に立つてこれを是正して行くことであると確信するものであります。

この点から言つて、我々は、吉田内閣に、果して講和後の外交の二大眼目、即ち不參加國との國交の回復と國際平和の維持とを実現する能力と識見とがあるかについて、多大の疑問なきを得ないのであります。アジア諸國と

の国交の調整に当つて我々が特に留意すべき点は、その政治的隷属であり、経済的の貧困であるのであります。西側側がこのアジアの共通の悩みを解決するために抜本的な対策を講ずることなくしては、如何に当面の軍事的侵略を封ぜんといたしましても、内部よりの崩壊と混乱を防ぐ途はないのであります。我々は、去る七月に誕生いたしました社会主義インターナショナルが決議したがごとく、新しい帝国主義たる國際共産陣營の軍事侵略に對して、全自由世界の團結と協力とによる防衛の原則を肯定すると共に、鉄のカーテンの外におきまして、殊にアジアの後進地域に對し資本主義のもたらす不正と不平等を急速に是正し、以て、自由、正義、平等のアジアを建設することが、眞の世界平和の鍵であると確信するものであります。(拍手)

即ち自由世界に屬する独立国日本が、アジアと西歐の架橋の役割を演ずることが、日本の外交の基本であり、このことは、固陋な自由主義經濟を守らんとし、ひたすらアメリカの資本主義に依頼せんとする吉田自由党内閣の、短見的な外交政策のよくするところではないと信ずるのであります。(拍手)

「木村君どうした」と呼ぶ者あり

更に、東西兩陣營の對立激化と、力の均衡に依存する不安定な武装平和の將來に對して、我が國民は多大の危機を持つておるのであります。自由世界

に屬する平和日本の使命は、共產世界からの戦争の開始を防止する力はなくとも、少くとも、自由世界の中から万一にも予防戦争をしかけるがごときことを抑止するためにあらゆる平和的努力を傾倒するにあると信ずるものでございませう。而して、かくのごときは、自由世界内部における最も有力な平和的勢力であるところの國際自由連盟と、社会主義インターナショナルに結集せられし各國民主社会主義諸団体と緊密に提携する我が党のみが、これをなし得るところと信ずるのであります。(拍手)

次に平和條約の内容であります。今回の平和條約は、和解と信頼の原則に立ち、懲罰と復讐とを目的としたものではないと政府は自画自賛しておるのであります。これを仔細に検討するに(もつとくやれと呼ぶ者あり)成るほどイタリアの平和條約に比して優る点も確かにあると共に、より不利なる点もあるのであります。而して敗戦と無條件降伏という大前提の拘束から、平和條約中には多くの苛酷な條項が存在することは予期しなければならなかつたところでありませう。

第一は領土條項であります。我々はボツダム宣言を受諾した以上は、日本の領土が、本州、四国、九州、北海道のほか、連合国がみづから定めるその他の諸小島、もろ／＼の小島に限られることを否定するわけには参らないのであります。併しながら、連合国は大

西洋憲章において、又一九四二年一月一日の連合國共同宣言において、みづから領土の擴張を求めず、又領土の変更の場合には住民の自由意思による旨の原則を打ち立てたのであります。これはもとより日本が當事國である協定ではございせんから、連合國に對してこの原則の尊重を日本の權利として要求するわけには参らないと存じまするが、連合國みづからが日本の領土を決定するに當りましてこの原則に拘束されることは論を待たないところと信ずるのであります。(拘束されておる)と呼ぶ者あり

然るに條約第二條の南樺太、千島、これらは我が國が盗取した地域ではなく、我が祖先伝来の土地であり、住民も又日本民族であり、従つてこれら地域に對する我が領土權の放棄は斷じて承服できないところでありませう。更に我が領土の一部たる南樺太、千島、色丹島の不法占拠に對しては、最も強く抗議するものであります。又第三條におきまして、北緯二十九度以南の沖縄、南西諸島或いは小笠原諸島につきましては、成るほど第二條と異なり、我が領土權の放棄は明記されておらないのであります。政府はこの点に出発いたしまして、これら諸島に對しては日本の潜在的な主權が存続する旨を説明しておるのであります。併しこれら地域は、南樺太や千島と同様に、歴史的、文化的に我が國の領土であり、その住民も又日本民族でありま

す。故に、國際連合の目的である國際平和と安全の見地から、これら地域に關して如何なる暫定的な要求がありといたしましても、それは飽くまで日本の完全なる主權の確認の上に立つて解決すべきであると信ずるのであります。(だから講和條約反対なんだ)と呼ぶ者あり

従つて、暫定的にせよ、これら地域にアメリカ合衆國の行政、立法、司法上の一切の權限の行使を認め、殊に植民地と同様な見方に立ちまして國際連合の信託統治区域に編入することとは、如何に住民の日本國籍を認め、如何なる經濟上、文化上の住民の希望を容れるといたしましても、到底我々の納得し得ないところでありませう。(拍手)特に、政府が日米安全保障條約を締結いたしまして、アメリカ軍隊が、日本の直接防衛のためのみならず、極東における國際の平和と安全の維持に寄與するために日本及び附近に駐屯することを許可いたしております以上、これら南西諸島の特例扱いにます／＼以て筋道の立たないところと信ずるのであります。

次に賠償問題であります。十四條(a)項の規定が、連合國全部に對し日本の賠償支拂の建前を定め、而も、日本が存立可能な經濟を維持すべきものとすれば、日本の資源が完全な賠償を行ふためには現在十分でない規定とし、統一的(a)項のIにおきまして役務賠償を一部連合國になす義務を規定しておる

のであります。かように極めて複雑な關係になつておりますその結果、現に關係國のうちには、第十四條(a)の2によつて取得します在外財産以外に、更に役務賠償に附随いたしまして、日本より現物又は現金賠償を要求しておる國がありますことは御承知の通りであります。役務賠償自体につきましても、政府は日本の財政的負担にはおのずから限度があるとの樂觀的説明をなしておるのであります。かくのごとく總額の定めもなく、日本の負担能力が増大すれば、これにつれて將來長きに亘つて漸増的に賠償額が増大し得る余地を残しておりますこれらの規定は、一面、相手國に對しては過大なる要求或いは期待を抱かせ、他面、我が國民に對しましては、働けど働けど生活水準の向上は期待し得られず、すべては賠償に(その通り)と呼ぶ者あり

取上げられるという絶望感を與えることは、(そうだ)と呼ぶ者あり、(拍手)斷じて否定できないところでありませう。(それで賛成したら世話ないよ)よくやつた「精神分裂」(賛成)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

故に、我々は、この第十四條(a)及び(a)のIの規定を改訂すること、日本と東南アジア諸國との友好關係の増進の見地から絶対必要と認めますと共に、(a)の2の在外私有財産の放棄につきましては国内的に公正な補償をなすことを主張するものであります。(拍手)

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その一) 平和条約の締結について承認を求める件外一件

二四八

以上、要するに我々は、平和条約は不完全なものでありますから、従つて不参加国等に対する国交の調整によつて速かに全面講和の実現を図るべきことを主張し、「(どうしてやるのだ)」と呼ぶ者あり。條約の内容につきましては、前述の領土及び賠償條項の速かなる改訂に関する発言権を明確に留保し、且つ、我が党に關する限り、以上の二つの努力を今日より国民の先頭に立つて行うことをここに嚴肅に宣言し、「(拍手)」以て独立の契機としての平和條約に對し嚴肅沈痛なる心境において賛成するものであります。「(一人でやれよ)」さあ、これからがいいぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、笑聲、拍手

次に日米安全保障條約でありますが、「(これから来た)」と呼ぶ者あり。我々は、独立後の日本には國連方式による集團安全保障が必要であることを、かねてより主張して参つたのであります。現下の國際情勢に顧み、非武装の日本が一片の一方的な中立宣言を以てその對外安全を保障し得ることは、容易に理解し得られるところでありますと共に、侵略の可能性が否定し得ない場合に、なお且つ無防備、無抵抗主義に立て籠らんとする主張は、断じて正しい平和主義ではないのであります。「(それはおかしいじゃないか『賛成』と呼ぶ者あり、拍手)」又國際連合の成立以來、米ソ兩陣營の反對して参

つております中立不可侵條約に安全保障を求めんとすることも、実現不可能でありまして、「(その通り)」と呼ぶ者あり。且つ、仮に実現の曉におきましても、強力な軍備の裏付けなくしては何らの安全保障たり得ないことは、これ又明白であります。「(阿條約賛成)」と呼ぶ者あり。従つて我々は、独立日本國の安全保障が國連の集團保障能力の強化によつて確保されることを衷心希望して参つたのでありますと共に、今後とも我々はこの主張を続けるものであります。さながら國連自身の能力が未だ十分でない場合には、國連憲章第五十一條に基く集團的自衛の方式をも、これを考慮すること、あなたがち否定するものではないのであります。

併しながら日本の安全保障は、講和とは明確に区分して取扱ふべきものであります。「(拍手)」何となれば、講和特にこのたびの講和は、占領管理下にある無條件降伏国日本が独立を回復するために占領国と結ぶ條約であり、その本質が對等の關係に立たざるものであります。然るに、これに反しまして安全保障條約は、日本が平和條約によつて独立を回復し、その上に、平等の主權國の資格を以て、自主的に必要な限度において取極めるべきものであります。「(その通り)」と呼ぶ者あり、拍手。若しさうでなくして、独立回復の條件として戰勝國に對し軍事上

の特権を與える趣旨であるならば、それは安全保障條約ではなく、独立と主權の制限の條約であるのであります。「(その通り)」と呼ぶ者あり、拍手。然るに、政府はこの明々白々たる公理を忘れ、平和條約とこの特定な日米安全保障條約とが不可分一体であるとの説明をなしておられるのであります。「(その通り)」と呼ぶ者あり。又現実におきましても日米安全保障條約は、平和條約の調印の直後、即ち日本の独立回復に先立つて、占領統制中に調印されたものでござります。この占領下にある日本が占領國であるアメリカとの間に交渉し調印されたものであります。かかる條件の下に交渉締結せられた日米安全保障條約が、果して對等の立場において作られた安全保障の措置と言

えるかにつきましては、多大の疑問が附きまとうのは當然至極でござります。「(拍手)」従つて、我が國內におきまして、左右の兩陣營のうちから、日米安全保障條約即ちアメリカの日本に對する軍事的支配がアメリカの自主的であつて、平和條約即ち日本に對する独立の付與は單にその手段に過ぎない「(その通り)」と呼ぶ者あり」という見地におきまして、「(そうだ)」それだから反對しなければならぬ」と呼ぶ者あり。阿條約に反對すべきことを主張する意味合いの不可分論を聞くのでござります。我々はこの議論や観点に賛成するものではないのでありますが、「(拍手)」

政府の自主性なき外交がかかる誤謬な議論に油を注いでおること、これ又明白であると存じます。「(その通り)」と呼ぶ者あり、拍手。「怒れ」と呼ぶ者あり。我々は、従ひまして、この日米安全保障條約については、その内容を審議するまでもなく、先ずその成立の経緯と及び時期の点よりいたしまして断じて賛成し能わざるものであります。政府はよろしく本條約を撤回され、改めて、平和條約の発効と同時に平しくはその後九十日以内に、完全に平等な立場に立つて、國際情勢に應じ、所要の安全保障の措置を國連憲章の枠内において講ずべきことを主張するものであります。「(拍手)」

更に、本條約は右のような不平等な立場において締結されました關係か、その内容におきまして、平等の主權國間に結ばれた地域的集團保障の幾多の先例に見る能わざる不對等の條項が存するのであります。前文、第一條、第二條、第四條、皆然りであります。即ち前文におきましては、日本よりアメリカ軍の駐屯を希望し、アメリカこれを許諾する形になつております。第一條、又然りでありまして、殊にこの駐屯の目的につきましては、日本に對する武力攻撃に對する防衛のみならず、極東における國際平和と安全に寄與するためという附隨的な目的が書いてあるのであります。更に又、すでに指摘されましたごとく、

日本におきまする外部から使喚いたしました大規模の内乱、騷擾に對するアメリカ軍隊の応援の規定も、これまた對等條約において取上げられた例は我々は極めて稀ではないかと存するのであります。一々ここに例を挙げないのであります。特に第三條におきまして米軍の配備の條件は兩國政府限りの行政協定に譲つておる点は、我々が納得し得ないところであります。

政府は、行政協定の内容はお交渉中であつて、その内容も構想もあらかじめ説明できないと述べて、國會より白紙委任を要求しておる一方におきまして、國民の權利義務に關する事項が行政協定の内容となるごとき場合には、協定の中におきまして國會の承認を條件とする旨を断つておき、所要の法律又は予算案を國會に提案すると陳弁しておるのであります。「(それで見ますれば、政府は、條約の形式におきましては第三條において國會の事前承認を白紙委任の形において取り付けておき、他方におきましては法律又は予算の形において國會の承認をあとで求めると申しますことは、全く矛盾する措置と考えなければならぬのであります。而してその理由が奈辺にあるかについては全く不可解と言わなければなりません。)(拍手)」「力が少し弱いぞ」「元氣出して」と呼ぶ者あり。それのみならず、一九四七年アメリカ・フイ

リビン間の軍事基地に関する協定の先例から見ても、国民の権利義務に直接関係なしとしても、間接に重大なる関係を有し、而も国の主権に関する重大な制限を伴うような事項が、行政協定の形において締結されたいとの保障はどこにもないのでございます。故に、我々は、憲法の擁護と国会の審議権尊重の原則並びに秘密外交排撃の見地からいたしまして、この第三條に断乎反対するものであります。(拍手、「外務大臣」へ行つたか、出て来い」と呼ぶ者あり)

日本がかかる不平等の關係に立ちました安全保障條約を結ぶことは、すでに先ほど申し上げたごとく、自由アジアと西ヨーロッパとの架橋たる使命を帯びました日本の断じてとるべきところではないと存するのであります。我々は、吉田首相とアメリカ當局とが、当面の真空状態に対する軍事的措置に専念する余り、この自由アジアとの連繫という長期政策の観点に立ちましたステーツマンシップを発揮し得なかつたことを、深く遺憾とするものであります。(拍手)以上、要しますに我々は、日米安全保障條約につきましましては、國連憲章に基く暫定的な安全保障の必要を認めると共に、而も本條約につきましては、占領下において不平等の立場から締結された点並びに特に第三條の行政協定に關連いたしましたして、本條約全体に対し、明確な反

對の意思を表明するものであります。

(拍手、「終り」と呼ぶ者あり)

以上を以て、平和條約に對しましては賛成、安全保障條約に對しましては反對の討論を終ることといたしたいと思ひます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 加藤正人君。

「外務大臣はどうした」外務大臣の出席を要求する「外務大臣がいなのに質問をやめたらどうです」「質問じゃない」「休憩々々」「總統」「外務次官がいる」と呼ぶ者あり

「加藤正人君登壇、拍手」

○加藤正人君 私は綠風会を代表いたしました對日平和條約並びに日米安全保障條約の締結に賛意を表するものであります。(拍手)

先ずその賛成意見を表明するに先立ち、和解と信頼の精神を以て快く我々を自由世界の一員として迎え入れてくれた米國を初めとする自由諸國家の友情、殊にこれらの國々の間を直接聯繫に当られたダレス氏の御芳名、並びに戦後日本再建に深い友愛とよき指導を與えられたマツカサー元帥並びにリッジウェイ大將に對しまして、國民の一人として衷心感謝の念を禁じ得ないものであります。(拍手)而して、それと同時に、曲りなりにも日本をこまめ導いて来た政府の勞を多とするものであります。(拍手)

過去六年の長きに亘る占領下にあつ

た我が國民の間に、漸く講和の問題が話題に上るに従い、最も真摯に論議されたことは、いわゆる全面講和か單獨講和かという問題であつたことは御承知の通りでありまして、兩條約に對する賛否を決するに當り、(外務大臣の出席を要求いたします)外務大臣はどうした「外務大臣はいない」今もなお、そのことは最も基本的な問題であると考えられてあります。(外務大臣はどうした)「外務大臣が即ち、それは、獨立後の我が國の安全を如何にして守るかというところに直接結び付く重大な問題であつて、現在のような緊迫した國際情勢の只中に真裸で飛び出す(總理の出席を要求いたします)と云ふ者あり)我が國の当面最大の問題でなければならぬからであります。本條約の審議に當つて、平和條約と表裏の關係にある日米安全保障條約に論議の重点が向けられたのも、蓋しこれがためであると思ふのであります。この意味において、私は先ずこの前提條件について(外務大臣が出席しなかつたら休憩しろ)と云ふ者あり私の見解を明らかにし、然る後に條約の内容に觸れて見たいと思ふのであります。

我が國が今回の講和によつて、相對立する二大陣營の一方に身を投ずることとなつたことは明白であります。現在のようには世界が拏けて二大ブロックを形成して相對立しておるようになつたに、而もその對立は、觀念的には共存し得ても、現實の勢力として根本的な協調を期待することが殆んど不可能であると考えられるときに、ひとり我が國だけがその局外に立ち得るかどうかが。私は今更、過去幾回となく繰返されたこの種の議論を、今ここに再び繰返そうと思ふないのであるが、觀念の遊戲に耽り得る者とはかくとして、現實に立脚した責任ある者の考え方としては、全面講和即ち二大勢力の局外に立つということが現實に可能であるとはどうしても考え得ないものであります。(拍手)従つて私は、今回の講和がいわゆる全面的なものにならなかつたということについては、(總理大臣はこの本會議より重要な問題があるのか)と云ふ者あり)残念ではあるが、又止むを得ないものとして、これを是とするものであつて、このことが直ちに米ソの對立を激化し、新しい危機を招来するものであるとは考えないものであります。(その通り)冗談言ふなよ)と云ふ者あり)或るほど、二大勢力の一方に新しい力、力と言へば露弊があるかも知れないが、とにかくも新しい力が加わるとすれば、勢力の均衡は破れ、その限りにおいて危機も招来するとする見方もあらうと思ふのであります。それは、その側に侵略意圖がある場合について言ひ得ることであつて、そうでない場合には現實に危機を招くものではないからであります。

そこで、平和條約の内容であります。吉田全權も桑港で率直に日本國民の不安と苦悩を訴へられたように、私も必ずしもこの條約を満足すべきものとは考えないものであります。(拍手)和解と信頼がこの條約の精神であることは、例へば、この際、最も問題となるべき日本の再軍備、或いは産業、海運等に何らの懲罰的制限を加へなかつたということによつても明らかだと思ひます。併し、かかる和解と信頼の念にもかかわらず、(漁業條約はどうだ)と云ふ者あり)我々にとつては、なお且つ幾多の苦痛と不安の種を蒔いておることも、又覆ひがたい事實であらうと存じます。例へば、父祖伝来の地であつた南西諸島等の信託統治、或いは千島、樺太の割譲は、我が國民感情として誠に受入れがたいものであります。ポツダム宣言を受諾した以上、領土については我が國には何らの発言権が與えられないとは申すものの、戦争中の、最も敵愾心の強い、従つて制裁的気分を満ちた(休憩々々)と云ふ者あり)當時に決定されたところのものを、そのまま和解と信頼の講和に押付けられているということは、誠に残念であります。(休憩々々)と云ふ者あり、その他発言する者多し

○議長(佐藤尚武君) 靜肅に願ひます。(外務大臣連れ来て)「外務大臣どうした」と呼ぶ者あり、その他発言

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その二) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

する者多し) 靜肅に願います。加藤君、お続けを願います。

(「こは自由党の総会じやないぞ」休想々々「統行々々」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○加藤正人君(統) 而も千島と樺太については、これを決定したヤルタ協定の当事者である米ソの間には、もはや今日では折衝の余地がなく、又信託統治については、切なる住民の願望と吉田全權のこの点に最も力を注がれた努力にもかかわらず、遂に我が国の要望が実現しなかつたのは、連合国の間に、これらの地域を日本に返還すべしとする主張と、反対に、我が国の再侵略を恐れてこれを米国の領土にすべしとする主張があつて、これらを調節するための措置であらうと想像するのであります。が、そうだとすれば、政府の説明にもかかわらず、極東の平和の維持のためという純粹の軍事的理由のみでなく、そこには日本を監視するという目的も当然に含まれることとなり、この條約の基本的精神に合致しないものがあるのを感じざるを得ないのであります。又、これらの地域には、日本の主権が潜在し、住民の国籍も残り、将来軍事上の必要がなくなれば日本に返還されるということが、米当局者と

の間に約束されているとのことであり、これは吉田全權の異常な御努力の結果であるとは思いますが、併しそこにも、住民の教育の問題、(自由党の総会と違ふぞ)と呼ぶ者あり) 或いは徴兵、傭兵の問題等、将来大きな不安を醸成しているのであります。

更に賠償問題につきまして言へば、最初は無賠償を原則としたのを、アジアの諸国の強い主張に基いて、それらの国々の復興を助ける意味からも、又日本が今後これらの国と友好の関係を得るためにも、日本の自立を妨げない範囲内で最少限度の賠償の義務を認めたいものであります。我々も決してこれに反対を唱えるものではありません。存立可能の経済の範囲内で役務による賠償を原則とするということについては、イタリアの場合に比べ遙かに寛大であり、日本経済自立のためにも、又過酷な賠償は戦争を誘発するという点にも、深い配慮が加えられているのであつて、我々誠に感謝に堪えないのであります。が、(拍手)併し、この賠償がどれほどで済むのか、問題の解決を将来に委ねているところに我々の不安が大きいのであります。存立可能の経済というものは、政府の答弁によれば、日本経済全体の立場から言つているのであつて、決して国民の生活水準の比較から定めるべきものではなく、現在の生活水準を引下けないと言つておられるのであります。が、果してその通りに行くかどうか。常識を以てすれば、賠償というものの性質から考へて、我が国の生活水準がその国の生活水準より高ければ、当然その国並みの水準にまでこれを引下げ、でき得るだけの賠償を拂わねばならなくなるものではないか。今後の交渉が果して條文の通り行くかどうか非常な不安があるものであります。特にフィリピン等のその後の依然として強硬なる態度を見れば、一層この感が深く、又現在では賠償能力が十分でない」ということは、問題の解決が将来にも結び付く心配があると思つてあります。その他、未開印国に対する賠償等々、我々の不安は盡きないのであつて、而もこれらの各国が我が国の重要な輸出国であることを思い合せれば、なかく複雑微妙な問題が伏在するのであります。以上のように、賠償問題に関する我々の不安は大きいのであります。が、この機会に賠償の実施について政府に要望しておきたいのであります。が、加工賠償を行われる際には、努めて、今まで余り輸出の振わなかつたブランドものについてこれをなすようにし、でき得るだけ将来の取引に繋がりを作つておくよう、勿論、相手国のあることとありますから注文通りに行くとは限らないのであります。が、禍を転じて福となすの考慮を願いたいのであります。(拍手)

又在外財産が没収されること、殊に中立国にあつたそれが国際赤十字委員会に引渡され、捕虜虐待の償いに当てられるのは、その気持は我々にも十分にわかるのであります。が、何と言つても前例にもないことであります。余り苛酷に過ぎるのではないかと感ずるのであります。

又いわゆるコンゴ盆地條約に伴う權益を放棄せしめられたことは、これが侵略行為によつて得た特殊な權益ではなく、殊に、通商上の門戸開放、機会均等の原則の上に立つものであることを思へば、誠に心外に堪えないものであります。御承知のように、これら地域との我が国の貿易は、戦前戦後を通じて余り大きな額ではなかつたのであります。が、併し問題はむしろこれからであり、満洲、中国の市場を失つた我が国の貿易にとつては、これから開発を期待される重要な市場でありまして、我々産業界にある者としては誠に遺憾の極みに存するのであります。これは某國の特に強い主張に基くもので、「この條約を成立せしめるために、或いはその國との今後の友好関係を維持するために」というアメリカ政府の説得もあつて、涙を吞んで受諾せざるを得なかつたこととあります。が、誠に不当な措置と言わねばなりません。以上のように、この平和條約については、我々を和解と信頼の情を以て迎え入れてくれようとする連合各國の好意をひし／＼と感じつつも、そ

こにはなお且つ多くの苦痛と不安があるものであります。これは数多い連合各國のことでありますから、必ずしも利害や見解が一致し得ない結果であると考えられ、多くの笑顔の中には未だ依然として白眼のあることを感じないわけには参りません。併しなから、何事にも怒りには限りがなく、一度無條件降伏という冷厳なる事実を想起すれば、この程度の條約は先ず以て忍ばねばならぬと思つてあります。(拍手)

講和後の苦難に満ちた日本の自立を考へるとき、我々はなみ／＼ならぬ覚悟と努力が必要であり、今や我々はその決心を新たに立ち上らんとしているものであります。が、それにつけても、講和に伴つて処理すべき重要な問題が山積している中にも、賠償、外債の返還、その他、治安関係費等々の、莫大な負担がのしかかつておる我が國の経済を担つて行かねばならぬ貿易の伸張こそ、喫緊の課題でありまして、当面、ガットへの加入、最惠国待遇の獲得のため、最大の努力が拂わねばなりません。が、そのためには、我が國の通商に対する各國の誤解を一掃し、正しくこれを理解せしむるため、我が國の産業事情に明るい優秀な商務官を在外事務所派遣し、現地における活動を積極化すると共に、又戦後とみに弱体化した貿易商社の強化育成を図り、特

改正して、國際貿易においてひとり我が國にのみ不当に課せられている制限を除去するの必要があると確信するものであります。この際、政府の一段の配慮をこの点に要望するものであります。

次に日米安全保障條約について申し上げます。

講和後のいわゆる真空状態に對処するため、國際連合の集團保障体制その他のがでるまでの暫定措置として、この種の取極が必要であることは、現在の國際情勢より見て誰しも異存のないところと存するのであります。(拍手)世に説をなす者は、この條約による安全保障の方向は、却つて日本をアジアの動亂に巻き込む原因となり、反對に新しい戦争を準備する結果になりはせぬかということが、論議の中心であつたように思うのであります。が、この点は、飽くまでも、これは自衛のためのものであつて、國連憲章の精神に則つてゐるものである以上、何らこのような心配はなく、むしろ反對に、講和後、我が國を無防備のまま放置しておくことこそ戦争を誘発する危険があるのであつて、(拍手)まさに猫と鯨の關係が生ずるであらうことは火を見るより明らかであると言わねばなりません。従つて我々は本條約には基本的に賛成であります。ただ、本條約の實質的な部分であるいわゆる行政協定の内容が未定のまま、その原則を

承認することは、遺憾であるが、若し行政協定の内容に國民の權利義務に關係のある事項が入るようになる場合には、法律、予算の形で國會の承認を求め、その成立を條件としてのみ協定が成立せしめられるという政府の言明を信頼して、審議の形式としては妥當ではないにしても、我々は本條約の承認にあえて異議を挟むものではありません。

ただ、條約の中で米軍駐留の期間については何ら明記されるところなく、兩國の意見の一致によりこの條約を除けることになつてゐる点が將來の不安の種となることを恐れるのであります。即ちその必要がなくなつたという狀態の認識について幸いに兩國の意見がうまく一致するかどうか。國際情勢の変化、兩國の政治事情の変化、或いは世論の変化等に關連して、その憂いが生ずるのであります。勿論これは條約でありますから、双方とも信義誠實の原則に則つてこれを遵守することは當然であります。が、事、軍事上の問題であるだけに、ひとしお、その心配が多いわけでありまして、従つてこの点については、行政協定の内容として、十分具体的に、列挙的に取極めておくべきであつて、できれば條約の本文とは別個に一応の期間を設定し、順次必要に応じてその期間を改訂できるようにしておくことも必要ではないかと考えるものであります。

最後に本條約の運営について一言しておきたいことは、我が國が米ソ對立の最前線に位置してゐる事實に鑑み、駐留軍の武力行使については、獨立の主權國として、實質的に完全なる発言權を保持できるように、政府の確たる決意を要するものであります。

以上のように、對日平和條約及び日米安全保障條約に對して、私は若干の希望を述べつつ、これに賛意を表した次第であります。が、一応、兩條約が成立した上は、たとえこれに反對の意見を持つる人々であつても、真に民主主義の原則に從つて、新生日本の再建のために、全國民が打つて一丸となり、講和後の幾多の苦難を切り開いて行かれるように念願して、私の賛成演説を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 羽仁五郎君。

〔羽仁五郎君登壇、拍手〕

○羽仁五郎君 日本と世界との運命を決定しようとしてゐる平和條約並びに日本アメリカ安全保障條約に對して、私は一個獨立の參議院議員の責任においてこの兩條約に反對するものであります。

この日のために、日本の眞實の平和條約のために、ただそのためにのみ私は參議院議員選挙されたのであります。(やめろ／＼と叫ぶ者あり)平和條約の名を以て呼ばれるこれらの條約に反對せねばならないのは誠に悲しむべきであります。(賛成しろ)と呼ぶ者あり)それはただ眞實の平和條約を得なければならぬからであります。(その段階だ)と呼ぶ者あり)旧日本帝國の議會の最後の大事業は新しい憲法の制定でありました。この日本國憲法が眞實のものであつたことは、そのときこれを迎え、これを與えられたすべての國民の喜びがこれを示し、これを與えた議會の高潔なる誇りがこれを示しております。然るに、この日本國憲法による新しい國會の最初の最大の大事業である平和條約の締結は、今、すべての國民、男女老若の喜びによつて迎へられてゐますか。(喜んで迎へられておるよ)と呼ぶ者あり)諸君の顔はその誇りによつて輝いております。(君の主観だけだ)ぬかすな共產黨「ブルジョア共產黨」誰いておるよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)國際法廷が勝者の法廷でなかつたならば、現代の平和條約は、勝者と敗者との取引たるべきものではなくして、過去の戦争の罪を眞實に償ひ、即ち將來の戦争を根絶し、恒久の平和の保障ならねばならないのであります。(言語を弄ぶな)と呼ぶ者あり)

現在、日本國民の望んで止まないのは、占領の眞實の終結であり、眞實の平和であり、新しい日本の眞の獨立であり、自由であります。この兩條約により占領は終結すると言われております。果してそうでしょうか。果してそうであるとして、然らば、かくのごとき形において占領から免れたという日本は、そこからどこへ行くのでありましようか。フライパンの熱に堪えないで、そこから飛び出して火に飛び込むのではないか。現に、民主主義連合諸國の共同占領の下にあつた日本には、その空からの爆撃の不安はなかつたではありませんか。然るに、この兩條約によつてその占領が終つたあとに、吉田首相御自身が「昨日の本院の條約委員會において原子爆撃を受ける危険の想定を認めなければならなかつたではありませんか。(拍手)「そうだが(心配ない)」と呼ぶ者あり)そうして、この兩條約の起草者ダレス氏自身によつて、数日前の報道によれば、我が國民と世界の平和との希望であつた我が貴重なる日本國憲法を無視し、日本の再軍備態勢を待つて、これに武器を貸與しようという申込がなされるであらうと伝えられておるではありませんか。(仮説だ)「道徳的説だ」と呼ぶ者あり)

今提案せられてゐるいわゆる平和と安全との兩條約が、その名のほかに眞實において何を意味するものであるか。國民の中には、或いは未だその眞實を知らない人々があるのかも知れません。(妄想を言うな)と呼ぶ者あり)併しこの無智を利用することも、それに追隨することも、許さるべきことではありません。(何を言うか)と呼ぶ者あり)分れたる家は立たないとい

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その二) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

二五二

が、分れたる世界は戦争に行くのであります。(「それとは限らん」と呼ぶ者あり)この兩條約は国際世界の対立を緩和しようとしておりますか。それとも、この國際對立を激化しようとしておりますか。この点のみを以てしてすべては明らかであります。占領下の苦痛の下にあつたと言え、そのとき、日本は國際對立の原因ではなかつたのであります。然るに、この兩條約を我々が承諾するならば、我々は、日本を米ソ對立の一原因とし、日本をアメリカと中共中国との對立の激化の一原因とし、台灣問題の解決如何によつては、中共中国の承認をめぐつて、アメリカとイギリスとの間にさへ試うことのできなない禍根を生ぜしめる原因に、日本をして責任あらしめることになるのであります。(拍手)さればこそ、サンフランシスコにおいて、イギリス初め西歐諸國の賛成は、その内心の深い失望を隠すことができなかったではありませんか。さればこそ、日本に最も深い運命的關係あるアジアの重要な國々は、この會議に参加し得なかつたのではありませんか。日本を國際對立の激化の原因たらしめ、従つて日本の獨立を不可能ならしめることは、アジアの不幸であるとして、インドは最後まで會議参加を承諾せずして、日本とアメリカとの反省を求め、今なお、台灣の中共中国への返還と、中共中国の國連参加承認を要請してお

るではありませんか。政治形態の選択は各國の自由であり、政治形態を異にする國々の間の對立の激化ではなく、その緩和、協調こそが、世界平和の至上命令であり、日本國憲法が厳として我々に命令しておるところであります。(拍手)

諸君、日本國憲法の下に立つ我々が國會議員のおの／＼の一票は、今いづれの方角に投ぜられようとしておるのであります。か。(「新制中学に行つてやれよ」と呼ぶ者あり)國際對立の激化の方角にか。國際對立の緩和の方角へでありますか。諸君は、政治家として、政治的判断を主とするのか。軍事的判断を主とするのか。軍人が軍事的判断を主とするのはその職業であります。軍事的判断を主とするならば、中立というものは如何にも成り立ちません。併し、ダレス氏自身、その著「戦争か平和か」の中に特に一章を設けて、アメリカにおいて軍事的判断が政治的判断を圧倒した場合を指摘し、その原因を察成し、且つダレス氏自身が、ソヴィエト同盟においては、軍事的判断が政治的判断に優越したことが曾つてなかつたし、又あり得ないことを指摘してはあります。せんか。(「そうだ／＼」と呼ぶ者あり)而もそのダレス氏自身さえも、その後、軍事的判断の優越の下に駆使されるに至つてはあります。せんか。(「馬鹿言ふな」と呼ぶ者あり)イギリス自由主

義、いな、世界の自由主義の牙城と言われて来たマンチエスター・ガーディアンが、この九月十日に(笑聲)対日平和條約について、特にその第六條(a)項但書及びこれによる日米安全保障條約について、米國國務省はこれらを急いで決定することに反対し、ダレス氏自身も、これらを余り好ましくない、リトル・テーストという感じを抱いておつたが、併し、ペンタゴン・ウォンテッド・イット、國防省がこれを要求したと報道しているではありませんか。(「真実だ」マンチエスター・ガーディアンを知らんかと呼ぶ者あり)アメリカにおける軍事的判断の優越のために、今日イギリスさえもその獨立の立場が危くされていることが窺われているのではありませんか。軍事的判断が優越するならば、民主主義は崩されざるを得ません。我が日本國憲法は、唯一の目的として平和を、唯一の方法として平和的方法を、我々に向つて命じているのであります。然るに、今や平和條約及び日米安全保障條約を手にして、日本の指導者たちの間に、あらゆる國際及び國內の重大問題を日本に駐留する米軍の戦力によつて解決するのであるかのごとき錯覚に陥り、最も嚴かに、戦争を禁ずる憲法の下にありながら、公然再軍備を主張し実行しようとしている人々がないではありませんか。(「あるぞ」君が錯覚にとらわれているのだ」と呼ぶ者あり)

國民の切望してやまないのは名ではありません。実であります。(「その通り」と呼ぶ者あり)「ばら」の花は、如何なるほのかの名を以て呼ばれようと、美しい薫りを放つ。然るに、それとは反対に、この平和條約及び日米安全保障の兩條約は、平和の名を以て呼ばれているけれども、戦争の臭いがするではありませんか。(「羽仁先生、今日ではできが悪いね」と呼ぶ者あり)日本國民と世界、なかならずアジアの良心が切望し、エジプトさえも希望したのは、日本の眞実の獨立であるのに、日本に獨立の名を與えるこれらの兩條約により、日本はアメリカに偏向的に依存することとなるではありませんか。國民は、これらの兩條約が、名称の上においてだけの占領の終結であつて、現實においては新しい形式における占領の繼續を意味することを知つたならば、満足するではありませんか。新しい形式における占領の繼續とは、世界の良心を代表すると認められて来たマンチエスター・ガーディアンが、この兩條約の内容を指摘した結論であつたのであります。(「そんなことは独断だよ」と呼ぶ者あり)

名をこの平和條約は、眞実の平和條約に対する最大の障害をなすものではありませんか。(「ノー／＼」と呼ぶ者あり)諸君のすべてが眞実の平和條約としては全面講和が理想であると言ひ、ただ、それが今直ちにできないから、先ず多數講和を結んで、そこから全面講和への努力を続けると言ひ。(「それでいいじゃないか」と呼ぶ者あり)果してどうか。今ここにある多數講和は、日本の問題について決定的の関心に立つのではない多數の國々の賛成を得たけれども、日本と切つても切れない運命的の繋がりを持つ日本の直接の近隣たる中國、又ソヴィエト同盟との間の講和の可能性を、全く断ち切るものではありませんか。現に、そのために、この平和條約の多くの條項が明白なる空文と化していることが、この平和條約全体が死文であり、この死文を固執する限り、この死文ほど、日本にとつての眞実の平和、全面講和への道を塞ぐものはないことを、何よりも直接に証明しているではありませんか。領土の問題においても、賠償の問題においても、日本にとつて主要の産業である漁業の問題においても、この平和條約におけるこれらの條項は、空文であり、死文であつて、國民の不安を解消し得ないのみならず、ややもすれば、これらの空文は、最も悲しむべき新たな紛争の原因として、挑発的意図によつて利用されようとしてゐるのではありませんか。(「そうだ／＼」と呼ぶ者あり)占領下の状態は如何にも我々の最も苦痛とするところであるけれども、而も民主主義連合諸國のコントロールの下にあつた日本には、そこから眞実の平和、全面講和へ

の道が開かれていたものであります。然るに今、名のみ平和と(妄想だ!)と呼ぶ者あり) 独立との、この両條約により、現実にアメリカの戦略的判断に依存する日本に対しては、中共中国及びソ同盟との平和の扉は閉ざされるのであります。ダレス氏自身、中ソの参加がなくては(うるさいと呼ぶ者あり) 対日講和を決定するという方針に立つたとき、全面講和への扉を閉ざしたのみならず、日本の国連参加への道をも閉ざしたのであります。(拍手、「冗談じゃないよ」と呼ぶ者あり) いな、中共中国及びソ同盟が対日講和に参加することのできる扉を閉ざすべきではない、ドアは最後まで開かれてあるべきであるとしたイギリスの対日講和の根本方針さえも、遂に踏みこじられているではありませんか。そうして、アメリカの戦略的判断が日本を支配し、従つて、日本が、この阿條約に必然的に引続く次の一步において、現在の中国の民衆の選択した正式の政府としてイギリスもすでに承認した北京政府を無視するならば、日本はイギリスをしてアジアにおいて独立の立場と誠実とを失わしめる原因とさえなり、かくて、日本は、日本自身、延いてアジア、延いて西歐においてまで、アメリカの戦略的判断が政治的判断を乗り越えて支配する一つの足場を提供する責任を逃れることはできないので

あります。(「共産党の代弁者」と呼ぶ者あり) この道はいつか来た道。(笑声) 国民の中に、最近、この感を抱いている者が少なくないことに諸君は気付いているでしょう。(拍手) そこまで行けば、もう、そこから帰ることのできない一点というものがあつた。(「あなた達の歩道」「地獄への道だ」と呼ぶ者あり) そうして、その一点に到達するならば、その次の一步は一步より、ただ悲劇的になるのみであります。政治家が最も鋭敏に民衆に先立つて気付かなければならないのは、最初の一步をいづれの方角に踏み出すかである。先へ行つてからではもう戻れないのであります。大正の末年に治安維持法を制定した議會自身、これが、その後、日本のあるゆる言論、集会、結社の自由、あらゆる政治的自由、いな、議會そのものが踏みこじられるようになる第一歩となるとは考えなかつたのであります。極東平和のためにと言つて、日本は極東に侵略を強行したのであります。(ソヴィエトのためだろ!)と呼ぶ者あり) 米英を鬼畜と呼んだ人々が、今日、日本の運命をアメリカの手に委ねようとしているのではありませんか。(拍手)、「そういう人々じやないか。あなたは中国のためだろ、ソヴィエトのためだろ」議長、木村をつまみ出せよ「やめ給え」よく聞け「酔

つばらいみだ」うるさいぞ」と呼ぶ者あり) ○議長(佐藤寅次郎) 舞臺に願ひます。○「そういうことを言ふなら又問題になるぞ」「木村さん下品ですよ」「みつともねえぞ」「もつと気のきいたことをやれ」「傍聴人席に上れ」「なんだその野次は」「馬鹿の一つ覚えみたいについで同じことを」「休め」「妨害だ、そんな野次は」「もう時間がなくなるよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し ○羽仁五郎君(続) 国民と世界とを欺くことをやめ給え。(誰だそれは)と呼ぶ者あり) 諸君、現在の国会は、いづれの(それは誰だ)と呼ぶ者あり) 方向に今最初の一步を踏み出すのであるか。(出ろ)と呼ぶ者あり) ○議長(佐藤寅次郎) 舞臺に願ひます。(妨害だ、妨害だ)と呼ぶ者あり) 舞臺に願ひます。(場所が悪いんだ、場所が)「傍聴席に行け」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、議場騒然) 舞臺に願ひます。各員着席を願ひます。各員着席を願ひます。(着席しろ、着席しろ)と呼ぶ者あり) 着席を願ひます。(議長公平)と呼ぶ者あり) 諸君に申し上げます。議長の許可なき発言はお控えを願ひます。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○羽仁五郎君(続) 国会がひとたびこの阿條約を承認するならば、政府は次に何を国会に求めようとしていきますか。曰く団体等規正法案、曰く主要食糧統制撤廃、貧乏人は麦を食え、金のない者は何も食うな、不満があれば警察を以て取締る、(條約論をやれ)と呼ぶ者あり) 学給校食も、六三制も、労働基準法も、貧乏な日本国民には脅威だという考え方は、(拍手)警察予備隊の拡充や特捜庁とかいうものを設置するには金を出そうという考え方と表裏一体をなしている実に醜態な考え方であります。(拍手) 今月の十五日の読売新聞さえも、保守的な立場に立つ読売新聞さえも、その社説で何と言つていますか。「最近見られる日本の社会風景には、新憲法を制定して立ち上つた数年前の革新気分とはおよそ縁のない恐ろしい逆もどりの珍現象があり、それがもし社会人に何の驚きも與えずに展開しているとしたら悲惨である。」「終戦後のわれわれは、官僚政治や警察政治に戦慄を感じるものである。もし、このような政治が、民衆の従順に乘じ、逆コースをたどるならば(既にそうした兆が到るところに見られるが)民主主義の仮面とその偽善をいさぎよく棄て去るべきである。」「(そうだが)」「而も読売だぞ」と呼ぶ者あり) 日本が警察国家に陥りつつあるという我々の警告に対し、吉

田首相や大藏事務総裁は否定を続けておられるが、吉田首相御自身が、曾つての日に、日本の憲兵隊の組織を目の前に見つつ、これが最後にあなた御自身の人権をも踏みこじめるものとなることに、ただお元気が付かれなかつただけであつたことは、事実がこれを証明しているのではありませんか。(笑声) 大藏事務総裁が、今日、将来彼自身の身に振りかかる繩と知りつつ警察組織の拡充に専念しているものでないことは、私は確信をしますが、(怪しいぞ)と呼ぶ者あり、(笑声) 最も恐るべき問題は、日本を再びそのような状態に導く第一歩にありませう。(しんとしたな)と呼ぶ者あり) 昔の選挙演説や政見発表、その他の講演会などには、大抵諸官席とかいふものが付きものであつた。(現在はないぞ)と呼ぶ者あり) その諸官席から声が飛んだら、もうおしまいである。(現在はありません)と呼ぶ者あり) ちよつとしたことで「弁士注意」と来る。それが二、三度やられると「弁士中止」と来る。大抵最後は強制解散である。(條約の討論だ)と呼ぶ者あり)「警察隊長、警察長などは、集会などが、法の規定に違反したときは、警告し、制止し、止むを得ぬ場合は解散を命ずることが出来る。」「ちよつと見ると昔の諸官席時代のようにあるが、これは近くできるかも知れない法律なのであり

昭和二十六年十一月十八日 参議院会議録第二十号(その二) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

二五四

ます。法務府では、団体等規正法やゼネスト禁止法と並んで集団示威取締法なるものを作ろうとしている。(拍手)予備審査じやないぞ、こゝは「と」呼ぶ者あり。これはその原案の一節であります。「警察官は秩序維持のため集会等に立入ることが出来る。」という大問題がすでに出ておるであります。よほどうまくやらない限りは、警察国家の復活になつてしまふのであります。

警察官の主観で一切が決定されることになるからであります。憲法に明示された集会の自由の完全な蹂躪になる虞れがあるのであります。こういう虞れのあるものを現在の政府は作ろうとしておるのであります。公開の集会は公安委員に届出なければならぬという、但し氣勢を張る行為を伴わないものはこの限りではないというのだが、この氣勢を張るという解釈は頗るむずかしい。氣勢を張るつもりはなくとも氣勢を張つたと認められたら、それでおしまひであります。

国民は、国会議員に向つて、何よりも政治家としての節操を期待しているのであります。客観情勢の変化で軍備を強行し、客観情勢の変化で戦争を仕かけ、客観情勢の変化で敗けてしまひ、(笑聲)客観情勢の変化で戦争放棄を宣言し、(眼鏡をどうした)と呼ぶ者あり。客観情勢の変化で自衛権のための戦備を唱え、客観情勢の変化で再軍備

を主張する。このような無節操の上にどうして真実の平和条約が成り立つてありましよう。(拍手)(「さうだ」客観情勢の変化で共産党に同調する)と呼ぶ者あり。確信のない政府は秘密主義に立てこもる。諸君は、再び、どこへ行くかわからない汽車に国民を乗せようとしてゐる。(君は戦争中何をしてゐた)と呼ぶ者あり。「たれがため流れし血潮ぞ何がためた白骨はカラ／＼と鳴る」「人知るやテニアン島の谷うずむ恨雲に朽ちるはらからの骨」「これは「テニアン」という書物を書いた元の海軍士官の歌であります。(笑聲)この本で見るだけでも、(何を笑うか)と呼ぶ者あり。幾千人の子供や、老人や、母親や、若者たちが、あちらの洞穴、こちらの岩陰に白骨と化してゐるが、つてゐるかがわかります。(そのどがおかしい、戦争で死んだのがおかしいのか「不謹慎だぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤尚武君) 静粛に願います。「誰んでやれよ」と呼ぶ者あり。○羽仁五郎君(続) 「首をつつたままの白骨も熱風に揺れている」と書かれてゐるではありませんか。長崎医大の後藤教授の手紙によれば、東部ニューギニアの、鳥獣以外は訪れるものもない暗い密林の草むらに、鉛筆の赤い書きで名前を記された丸木の墓標がたく

さん埋もれてゐるはずだという。新潟の赤雲堂の小林医師の手紙にも、干潮満潮の差の激しい河中に投ぜられた死体が、朝には上流に、夕には下流にと、行きつ戻りつしながら骨と化して行く様子が綴られてゐる。

すでに、政府は講和発効後の自衛措置として防空計画を考えてゐると言います。諸君の誰しもが、防空演習という声を聞いただけでも、いやだなあとこの平和条約によるこの日米安全保障条約のうしろに、白紙委任狀的に国会に要求されてゐる行政協定によつて、法律又予算を必要とするときは、政府はこれを国会に提出すると言つておられますが、これは軍事的法律、軍事予算であることは間違ひありません。(出すのか「出すぞ」出したほうがいいのか「どつちがいいのだ」議長、整理しろ「そんなこと聞いておられないよ、ばからしくて」静粛々々)と呼ぶ者あり、(笑聲)諸君は、曾つてこの議場に軍事予算に反対して追害された議員の運命を、今日において諸君自身の上に準備しようとしてゐるのでありますか。(「違ふぞ」と呼ぶ者あり)諸君は、政治家として、常に政治的判断の上に立つのか、軍事的判断に屈従するの

か。この両條約が軍事的判断に從つてゐることはすでに明らかであります。

(「違ふ」と呼ぶ者あり)政治的判断の上の軍事判断、戦略的見地が優越したのちは、言論、集会、結社の自由、政治的自由は蹂躪されざるを得ないのであります。(拍手)軍事的判断による條約を承諾し、從つてアメリカに戦略第一主義を勝利させ、日本に戦略主義、軍国主義者の復活を可能ならしめ、從つて日本に旧治安維持法的体系及び警察國家を復活させる者は、次の国際法廷の審判の前に戦慄すべき運命をみずから準備するものではないか。戦争犠牲者及び戦争責任の故に裁かれた人々を慰める最高の方法は、日本を再び戦争の方向に立たせないことではありませんか。(「さうだ」と呼ぶ者あり)、拍手)街頭に戦傷者が鉄の手を振つて、諸君の体をこのようにするなと叫んでゐたではありませんか。アメリカ国民に對する我々の感謝は、日本が中ソと對立することによつて表現せらるべきものではありませんか。(「然り」と呼ぶ者あり)アメリカ国民に對する我々の感謝は、日本の憲法と民主主義とを覆へすことによつて表現さるべきでもありません。(汝らのうち、誰かその子バ

ンを求めんに石を與え、魚を求めんに蛇を與えんや)とマタイ伝第七章に記されてゐる。日本国民の求めているものは、真実の獨立の地位に立つことであつて、事実上の保護國の地位

に陥ることではありません。(「さうだ」と呼ぶ者あり)日本国民の求めているものは、占領の終結であつて、新たな形式におけるその継続ではありません。日本国民の求めているものは、國際對立の緩和による平和の方向であつて、國際對立の激化による戦争の方向ではありません。(「然り」と呼ぶ者あり)今日、世界の平和のためになさるべき最善の方法は、アメリカの軍隊とソ同盟の軍隊とを相互にできるだけ遠く離して置くことにあります。日本国民の求めている真実の國家の安全は社會保障にあるのであつて、外國軍による保障ではありません。(拍手)日本には真空状態はありません。日本には日本国民がおります。(「その通り」と呼ぶ者あり、笑聲、拍手)日本国民大衆と信頼の關係において繋がれてゐない人だけが日本に真空状態を感じるのであります。(「さうだ」と呼ぶ者あり、拍手)これは平和のための條約ではあります。(「真空とは何か知つてゐるか」と呼ぶ者あり)その故に私はこれに反對いたします。これに賛成するよりも本質的に遙かに重要な、併し喜ばしい責任を以て、真実の平和條約を作り出すために、諸君、我々の手を清くして置くべきであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)

昭和二十六年十一月十八日

○議長(佐藤尚武君) 木内四郎君。

〔木内四郎君登壇、拍手〕

○木内四郎君 私は国民民主党を代表いたしまして、只今議題になつておりまする岡條約の承認に、以下数個の要望を附しまして賛成の意を表するものであります。(拍手)

國民は過去六年間、非常にこの講和の日を待望しておりました。(その通りと呼ぶ者あり)私どももこの国会によりまして、自主権のない政治の悲哀をつくづく身を以て味わつて参つたのであります。今日ここに講和條約が締結されましたのを私どもは非常に喜んでおる。國民の大多數も私は非常に喜んでおると思ふのです。併しながらこの條約は非常に多くの大きな問題を未解決の状態に置いてゐる。殊に、連合国全部との調印を得るに至らなかつた、即ち全面講和であり得なかつたという点點は、確かに一つの欠点であると私は思ふのです。この結果として、國民は、非調印国或いは非參加国との關係がどうなるだらうか、これらの諸国との關係が或いは悪くなつて行くことはないだらうか、こういうような状態で講和條約を締結したけれども、これによつて日本の自立が可能であるだらうか、或いは經濟の回復と再建というものを阻害するようなことはないだらうか、というような点について、いろいろ心

配しておると思うのです。勿論、全圖講和は我々も理想といたしたところでもあります。併しながら、客観情勢がどうしても許さぬというならば、又、客観情勢が許さないときに、この可能な諸国との多数講和をも妨げて、従つて又独立を徒らに遅延させるような、この非現実的の考え方には、私どもは賛成することはできない。(拍手)併しながら、さればと言つて、非調印国、非参加国との平和善隣友好の関係を妨げて、いつまでもこのままにして置くということは、私どもこれを承認することはできません。この点について、政府のこの友邦開閉促進に対する積極的の施策と所信を聞くことができなかったのは、私ども非常に遺憾でありますけれども、我々はこの多数国との條約を基礎といたしまして、できるだけ速かに、この非調印国、非参加国との平和を打開促進して行かなければならぬと思うのです。この点については朝野を挙げて努力しなければならぬと思ひますが、殊に責任の立場にある政府におきましては、この点に最善の努力を盡されることを強く要望いたしたいと思ひます。

今回の條約は和解と信頼の條約と言われておる。勿論いろ／＼な制限の規定もありませんし、戦争の責任等にも言及しておりません。監督の規定もあ

りません。従つて、そういう意味において、確かに私は和解と信頼の條約と
言ひ得ると思ふのであります。この
各條章をつぶさに追つて見て参り
ますと、その間には、敗戦國として避
くべからざることはありません。け
れども、この敗戦國の立場が、又敗戦國
としての重い負担が、各條文の間に参
み出ている。又、私どもとして納得の
できない点が、又承服のできない点が
相当あるの点。先ほども来、しばし
繰返されておりますけれども、先ず條
約に関する條項をとつて見ましても、
我々はボツク宣言は確かに受諾いた
しました。併し、同時に、カイロ宣
言、大西洋憲章の精神によつて、我々
は、歴史的民族的に我々の領土であつ
たものはこれを保持し続けることがで
きるといふ希望を持つておりました。
この希望を持つことは決して不当では
なかつたらうと思ふのであります。然
るにもかかわらず、千島、南樺太は、
この主權を放棄させられた。私は、こ
れは決して世界の平和を促進するゆゑ
んではないと思ふのであります。こう
いうやり方で世界の平和を希求するこ
とは誤まりであると思ふ。私どもは飽
くまでこの失地の回復を叫ばなければ
ならんと思ふのであります。ヤルタの
秘密協定というやうなものは、私ども
はその効力を飽くまで認めることはで

きません。ダレス氏の書簡として新聞に発表されるところによれば、千島、南樺太に対する主権は、日本は放棄したけれども、ソ連に帰属させたものではない、ソ連はこれに對して発言権を持たぬということをおつておる。(一)その通り(と呼ぶ者あり)一方において、我々は放棄したけれども、帰属する所がないとすれば、先ず元の権利者であるところの我が國がこれを主張し、この回復を強く叫び、且つその実現を期すべきであると思つてゐる。(拍手)この点につきましても、朝野を挙げて、殊に政府の最善の努力を切望してやみません。甯ろ、色丹島については申すまでもありません。又、北緯二十九度以南の島嶼につきましても、政府の説明によりましますと、或いは憲法は施行されないというようなことを言われたこともありまします、潜在主権とか、眠れる主権とか、いろ／＼な説明がありました。私どもは政府の説明を聞きまします、誠に昏迷の状態に陥るような点があるのでありますが、私どもは、かねて、安全保障條約が締結されて、米軍の駐留を認めることになつた以上は、信託統治の必要はないだらうということを主張しております。或いはアメリカ政府も、すでに信託統治提案が必要ないのじやないかとさえ考へておるのでないかとも思われる点もないではないのであります。政府の説明によりましますというと、アメリカの代表は、主権は日本にあるということをおつて、本當の意味の主権の保持に向つて

努力せられんことを特に要望しておきたいと思うのです。

安全に関する條項につきましては、我が党は、つとに、国連への加入と集團安全保障條約の締結、それから、その基礎をなすところの自衛力の強化確立ということを主張して参りました。今回の條約の第五條、第六條に、その趣旨がすでに規定されております。我々は、これを基礎として、成るべく速かにみずからを守り得るところの体制を整備するように努力しなければならぬと思うのであります。

更に、未帰還者の帰還促進の問題でありますが、これは幸いにして國民の悲願が容れられまして規定が挿入されました。併しこれは若し實際の効力を收めなければ一片の空文に終ります。この点につきましては、責任の局にあるところの政府において最善の努力をして、一日も速かに在外抑留者の帰還を促進されんことを切に要望する次第であります。

更に、この政治經濟條項について見ましても、そのうちには過去の諸條約に基いたところのいろいろな權益を放棄すべき旨が規定されております。

又、一、二の場合におきましては、通商上の均等待遇の放棄さえも規定されておるのは、我々としては誠に遺憾に堪えないのであります。併しながら、その政治經濟の條項におきまして、原則として、国内政治經濟及び對外的の經濟活動の自主性と平等の原則が認められております。又、相互主義によるところの内國民の待遇の許與或いは最惠國待遇というものを基礎にして、通商關係を発展させて行くことができることになっております。これらの点に

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

つきまして、政府から十分の説明を聞くことができませんことを非常に遺憾といたしますが、我が国としては、これを基礎として通商関係を促進して、そうして国運の進展を図つて行かなければならないと思ふのであります。併しながら、一面におきまして、この四つの島に八千万の人口が閉じ込められ、そうして、條約の前文にもありますように、国連憲章第五十五條、第五十六條に示されておるところの生活水準の向上或いは完全雇用というような福利安定の條件を創造し、且つ推進して行かなければならない。これは實際問題として非常に困難なことであらうと思ふ。この点につきましては、飽くまでも、政府の施策よろしきを得ると共に、国民も一段の努力をしなければ、その実現を期することはできないと思ふのであります。

更に請求権と財産に関する規定であります。この点につきましては、我々は、当初、賠償がないだらうということを期待しておつた。然るに債務賠償ではあります。賠償をしなければならぬという規定が挿入された。而も、その程度方法等は今後の関係国との協定に待つという未確定の状態に置かれ、国民は非常な失望と不安を持つたのであります。又、これがために、歴大なる在外財産、我が国の経済発展の基礎であるところの在外財産が没収され、留置、清算され、殊に又国際條約において先例のないところの在中立国の財産まで引渡さなければならぬ、こういうことが規定されておることは誠に遺憾であります。又、更に、私有財産の尊重の精神を條約の上に現わしてなく、私有財産を国家の賠償に充て

たが、これに対する補償その他、私有財産を尊重する意味の規定が條約に欠如してゐる。勿論、賠償の問題につきましては、他の戦争犠牲者或いは戦補の打ち切りというやうな、そういう関係も考えなければならぬでしょう。或いは又国家の財政状態その他も考えなければならぬから、勿論慎重に取扱わなければならぬけれども、とにかく私有財産を尊重する趣旨の規定が現れておらぬという点は誠に遺憾であります。この点につきましては、勿論、政府において国内措置として善処するといふことであるからして、私どもはそれに信頼しまして、その善処を強く要望しておきたいと思ふのであります。この請求権と財産に関する條項によりまして、先ほども申しましたように、我が国の在外財産、歴大なるものが没収されて、経済の基盤といふものが非常に狭められておる、それに加ふるに、連合国財産に対しては補償しなければならぬ、対日援助を受けたそれら返さなければならぬ、或いは又賠償の支拂をしなければならぬ、外債の元利も拂わなければならぬ、我が国の財政上、経済上の非常に重い負担が、この請求権と財産の條項の中に規定されておる。これに対する措置を一步誤りましたらば、ただでさえ非常に重い、そうして経済の回復再建を阻害しておるところのこの国民の負担というものを、一層加重して行くやうになり、或いはインフレを高進させるやうになり、経済回復再建を阻害するのみならず、国民経済の根本を非常に危殆に瀕せるところの虞れがある。これらの点について、政府の慎重なる、誤まりのないところの施策を切

に要望しておきたいと思ふのであります。更に安全保障條約について一言したいと思ふのであります。安全保障條約の考え方、構想に対しては、現在の段階におきましては我々はこれを承認するものであります。その目的は戦争になくして平和であるということも、私どもはこれを認めるものであります。併し、この極めて簡単な條約であるが、併し、これに対して国民は非常な不安を持つておる、この條約によつて一方のほうにくみして対立を激化するやうなことはないだらうか、或いは、目的は戦争ではないけれども、戦禍をこうむることはないだらうか、自分たちの知らないでいる間に戦争に巻き込まれるやうな危険はないだらうか、或いはこれに伴つて非常に重い負担が更に続いて行くやうなことはないだらうか、この條約の規定によつて安全が保障されて行くだらうかどうか、或いは又これが半永久的に続いて行く、自分たちのほうでやめたいと思つてもやめることができないで半永久的に続いて行くやうな虞れはないだらうか、(十分あるじやないか)と呼ぶ者あり)或いは又先ほど来も言われまして、白紙の委任状をとつて何をされるかわからぬといふやうな心配をする人もあるものであります。これらの諸点について政府の説明は必ずしもすべて我々を満足させるものでなかつたのであります。政府は、行政協定等につきましては、国民の権利義務に関するもの或いは予算に関するものはこれを国会に提出して承認を求めると言ふのであります。若し国会においてこれを

承認しなければ、その限りにおいてそれは施行されない、實際問題として施行することができないと言ふのであります。これは私は当然であると思ふ。併し、国民のいろいろ不安を持つておる点につきましては、政府において十分この不安を解消するに努めなければならぬと思ふ。そうして、米軍の駐留によつて安全保障の目的を達するためには、国民の深い理解と協力が必要だと思ふ。この点についても政府において特に一段の努力をせられることが必要であると思ふのであります。併し、私どもは、いつまでも外国の軍隊に依存をいつまでもするということにはできません。みづからを守り、自己の力によつて、自国の防衛、即ち自衛に當り得る態勢を速かに整えて、そうして真の独立を成るべく早く、一日も速かに達成することが必要であると思ふのです。これがためには、政府において一段の努力をされると共に、国民もこの際奮起をすることが必要であります。政府の努力と国民の奮起を要望いたしまして、私はこの阿條約に賛成をするものであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 堀江君。堀江君登壇、拍手。堀江君。私は労働党を代表いたしまして、平和條約並びに日米安全保障條約の承認を求めるの件に關しまして、反対を表明いたすものであります。先ず第一の反対の理由は、この二つの條約が日本をアジアから孤立させるやうな條約であるといふことであります。(「そう」と呼ぶ者あり)御承知の

ように、中国はこの條約に調印すべきサンフランシスコ會議に招請を受けなかつたのであります。中国と申せば、言ひまでもなく、日本とは、歴史的にも、経済的にも、文化的にも、極めて密接な關係を持つておつた国であり、

○議長退席、副議長登壇。

今後又、この中国との密接なる關係を持たずして、日本の経済の再建も又日本の文化の向上も考えられぬのであります。而もこの中国は、日本の侵略戦争に對しましては、最も長い期間、最大の犠牲を拂つて戦つて参つたところの国であります。その中国を講和條約の調印會議に参加せしめなかつたといふことは、イギリスの代表がその會議の演説において述べておられますように、最大の痛恨事と申さなければなりません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)中国には今日二つの政權がある。その二つの政權のいづれを、代表する政權として認めるかといふことについて、國際間に意見の一致がない。(「その通り」と呼ぶ者あり)そのために中国を招請しなかつたのだ。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)この説明しております。併しながら、中国には、中国の國民の選んだ政權が嚴として存在しております。(「その通りだ」)四億数千万の人口によつて支持されておる政權はどの政權であります。台湾の政權は或いは又亡命政權を主張することができなくも知れません。(「わからんじやないか」と呼ぶ者あり)併しながら、亡命政權といふものが、どのようなもので、どのような國際的な地位を持つたかといふことについては、すでに第一次大戦並びに第二次大戦の際における連

合國間の相談によつてきまつておりま
す。即ちその国の大多数の国民によつ
て支持されている政權ならば、よしん
ば、その本國を追われようとも、そ
れは正統の政權である(「そうだ」と呼
ぶ者あり)ということが認められてお
るのであります。(「そうだとはい、ま
だきまつていない」と呼ぶ者あり)今日台
湾の政權が、先ほど申上げましたよう
に、中国四億数千万の人口によつては
支持されてはおらんのであります。こ
れを我々は十分認識しなければなら
ん。中国の政權、中国の国民を代表す
る政權は、これは中共の政權でありま
す。(「中共の政權は暴力によつてでき
たものだ」と呼ぶ者あり)中国の正しい
政權を招請せずして作られた(「おかし
なことを言ふな」と呼ぶ者あり)この條
約が、我々の華僑關係、今後の友好關係
に至る大影響を持つことは言うまでも
ありません。インドやビルマが今度の
サンフランシスコ會議に参加しなかつ
た理由の一番大きなものが、この中
國政權の代表を招請しなかつたという
ことにあるのであります。(「その通り
な」と呼ぶ者あり)ソ連が代表者を送り
ながら、この平和條約に調印しなかつ
たのも、中国招請をしなかつたことに
基くことは申上げるまでもないのであ
ります。(「冗談じやない、中共と戦争
していない」と呼ぶ者あり)而もインド
は、これ又米英草案に對して對米
覺書を發表しているのではありません
が、その中において、日本に名譽ある
地位と平等の國際的な立場を與えよう
ということを前提にし、特に中国の不
参加に對しては非常な不満を表明
しながら、平和條約の各條項について
鋭い批判を與えておるのであります。

インドは恐らくこの講和の発効のとき
において戦争状態の終結を宣言するか
も知れません。そのように我が政府に
對しては公式の通告を出している
ということでありま。併しながら、
日本との講和の見通しは、今日の段階
においては何ら付いておらんのであり
ます。ビルマについても同様でありま
す。即ち日本は、アジアの一国であり
ながら、アジアにおいてその入割の人
口を占めるところの中国、インド、ビ
ルマなどと網羅されて、全く今後
の國際關係、特にアジアの關係にお
いて孤立化せられる結果となるのであ
ります。だからして、イギリスのロ
ンドン・タイムスも、アジアの諸國との
提携の機会が失われるならば、よしん
ば五十カ國の國々によつて調印されよ
うとも、その會議は失敗であるとい
うことを申しておるではありませんか。
(「そうだ」「ノー」「何がノーだ」と
呼ぶ者あり)

第二に、この二つの條約は日本を新
たな國際的從屬關係に置くところの條
約であるといふことでもあります。今度
の平和條約によりまして、いわゆる信
託統治地域が設定されることになつて
おります。この信託統治地域におきま
しては、日本の主權は残存するといふ
ことが言われております。併しながら
實際には果してそうであらうか。國際
連合憲章によりまして、いかにい
ゆる信託統治地域として設定せられる
ところのものは、敵國の領土の一部と
して取られるものでありまして、いわ
ゆるそれは實質上においては日本の主
權はそこには及ばない地域として設定
されるのであります。従つて、主權が
残存するの、主權が或いは眠れるのと
申しまして、それらの主權は何ら実
質的な効力を持ち得ないといふことは
明らかであると申さなければなりません。

なお又、日米安全保障條約が締結さ
れるのであります。この條約は、形式
的には主權平等の立場において結ばれ
たと云われております。併しながらそ
の條約の締結せられるに至つたところ
のいきさつや、或いは又この條約の内
容として規定されているところのも
の、或いは又更に國際政治的な面から
見ますならば、決して主權對等の立
場において締結された條約ではありま
せん。これは平等條約であります。
(「そうだ」と呼ぶ者あり)日本が或る強
國の下に、いわば保護を求る形にお
いて結ばれるところの條約でありま
す。

曾つて衆議院の條約委員會、並びに
その本會議におきまして、我が黨の
黒田君は、日韓議定書並びに日滿議定
書を引用して、日米安全保障條約は、
曾つて日本が朝鮮に或いは滿洲に帝國
主義的な侵略を企てるに際して結ん
だ、あの二つの條約とどこが違ふかと
いうことを引用せられておるのであり
ますが、私は更にこの種の條約を、
例へば最近問題としておりますところ
のイギリスとエジプトとの條約に
おいてこれを見ることのできると思
うのであります。一九三六年イギリスが
スエズ地域を保護するといふ名目にお
いて軍隊を駐屯せしめることと、この條
約を結んだ。全く日本の今日結ぼうとす
るところの安全保障條約とその性質を
同じくしているのではありません。(「違
う」と呼ぶ者あり)而もその條項の内
容について見ますといふと、日米安
全保障條約においては、我が國內にア
メリカの軍隊の駐留を許し、その軍隊
の行動に際しましては日本はあらゆる
便宜を與える、行動の對象といたしま
しては、日本國に對する外國からの武
力的攻撃は勿論のこと、日本國內の大
規模な内亂騷擾に對してまでこれが出
動を許すといふ規定になつていたので
あります。(「あたりまえじやないか」
と呼ぶ者あり)日本の國は日本の國に
おいてこれを守るべきであります。と
ころが、外國軍隊によつて、日本の外
國からの攻撃はともかくといたしまし
て、國內の内亂騷擾までもこれを
用いるといふに至りましては、私は
果して日本の獨立がどこにあるかとい
うことを申さなければなりません。
(「その通りだ」と呼ぶ者あり)それはア
メリカの占領状態を講和後に維持す
るものであると申したイギリスのニ
ュー・ステーツマンの批評は當つてい
るではありませんか。

而も今日眼を転じて見るならば、ア
ジアの諸國には獨立を達成しようとし
るところの民族運動が澎湃として起つ
てゐるではありませんか。遑早く獨立
を完成した中国、インド、ビルマ、イ
ンドネシア、今又完全なる獨立を獲得し
ようとして民族運動を起しているところ
のインドシナ、或いは又帝國主義的な
勢力を排除しようとするところのイ
ラン、ヨルダン、エジプト、(「朝鮮」と
呼ぶ者あり)これらの國々の、この澎
湃として起つて參つておりますところ
の民族運動は何を意味してございま
しょう。ところが終戦後六年、敗戦の
ためにあらゆる苦難の底に置かれたと
は申しながら、日本がこれらの國々と
は反對に、みづから帝國主義的な支

といひまして、マシーナル・プラン、それに次ぐ北大西洋條約、すべてこれ社会主義勢力を封じ込めようとするところの政策であります。これが今日の二つの世界の対立を導いたのであります。而もこの対立のさ中にあるとして、一方においては軍備拡張がどんどん行われております。龐大な軍事予算が次から次へと計上されております。アメリカを初めとし、(ソ連)と呼ぶ者あり、イギリスも、フランスも、イタリアも(ソ連も、チェコスロバキアも、ルーマニアも)と呼ぶ者あり)すべて軍備拡張に汲々たる有様であります。そうして、その結果起るところは何であらうか。戦争以外にないという事は歴史が証明しておるではありませんか。サイモン・トーン委員の報告に見ますと、アメリカでは一九五三年を以て軍備拡張の絶頂に達するという目標を以てこれを進めておるということでありまして、(ソ連はどうした)と呼ぶ者あり)それまでの期間はいわゆる局地戦としてそれを部分的に解決する、これがサイモン・トーン委員の報告書に現れたところのアメリカの軍拡の方針であります。(ソ連のほうはわからない)と呼ぶ者あり)日本はこのときに当りまして一方の陣営に参加し、その防衛の一環として極東においてその任務を果そうといひしておるのではありませんか。日本がこのために国際対立を激化し、そうして新たな戦争への準備を行われられておるといふことを、何人が否定することが出来るのでありましょ。

又日米安全保障條約を見ますといふと、極東の平和と安全を維持するといふことを名目といひまして、日本

と軍事條約を締結しておる。これは中ソ同盟條約の對象となるというばかりでなく、極東の平和と安全を名目として極東の地域のいづれかにアメリカの軍隊が出動する、その場合に、日本は直ちに攻撃され、或いは敵性国家として戦争に巻き込まれることは、必至と申上げなければなりません。例えば朝鮮における問題であります。今日朝鮮における停戦會議は一頓挫を來たし、その将来について我々をして極めて不安を感じしめておるのであります。若し万一の朝鮮におけるところの停戦會議が不幸な結果をもたらすとするならば、一体どうなるでございませうか。(だから必要なんだ)と呼ぶ者あり)吉田首相は昨日の條約特別委員會におきまして、岡本委員の質問に答へ、日本においても原子爆弾投下の危険があるといふことを認められております。誠に恐るべき言葉ではありませうか。我々は再び原子爆弾のお見舞を受けなければならぬのでありませうか。国民は平和に對して切なる願いを持つております。(そうだ)と呼ぶ者あり)何とかして戦争を避けよう。若し戦争になるならば、一切の文化は破壊され、国土は荒廢に陥るのであります。このような恐ろしい戦争を二度と再び繰返してはならぬ。(外的の侵略を追拂はせよ)と呼ぶ者あり)この国民の悲願が日本国内における滔たる平和運動の盛り上りとなつて発展しているではありませんか。(だから條約が必要だ)何の平和運動であるか(誤まつた平和運動)と呼ぶ者あり)次に私は、この二つの條約が日本の民主憲法を踏みにじり、日本の再軍備を準備する條約であるといふことを申

さなければならぬのであります。(「独断だ」何が独断だ)と呼ぶ者あり)平和條約は日本の再軍備については何ら制限しておらぬばかりか、これを禁止してもおらぬのであります。日米安全保障條約の前文を見ますと、日本は漸進的に自衛力を持つことを期待してゐるという旨の規定があります。国家が独立国家であるためには、自衛の権限があることは申すまでもありません。併しなからその自衛は必ずしも武力によるべきものではないのであります。憲法によつて、一切の武力、一切の戦力を否定した我が国は、むしろ国民の団結の力、組織の力によつて日本の国を守らなければなりません。日本憲法におけるところの第九條の規定は、決して、日本が戦敗国であつたがために、或いは勝戦国によつて強制されたがためであるとかいふような理由で設けられたものではありませぬ。日本國民が誤まれる政權のために過去数千年間帝國主義的な侵略をほしつてまいに、東亞の諸民族に對しまして大なる苦痛と屈辱を與へたことに對する強い反省と自責の念とから生れて参つたものであります。(そうだ)と呼ぶ者あり)終戦後六年、憲法が制定されて五年、この我々の反省と自責から生れたところの第九條の戦争放棄の憲法規定を、今や踏みこじらうとしておるのであります。(ノー)と呼ぶ者あり)我々は、あの終戦後、憲法の修正に對して我々のとつた態度を顧みて、今更に憚たるものを覚えるを得ないのであります。吉田首相はしばしば自分は再軍備をやらぬといふことを言明しておられる。その言明のごとくに、實際政治、實際施策の上において

これが現わされるならば、私もこれを了解するであります。併しなから事實的には実は軍備が始められつつあるのではありません。例の警察予備隊であります。警察予備隊は警察の任務を持つものである、国内の治安維持をその對象として警察予備隊は設けられたのだ、こう申しておられます。併しなから最近の裝備なり或いはその訓練の仕方を見れば、どこに国内の治安維持のためにあれほどの裝備を必要とするものがあるまじやう。どこに国内の治安維持のためにあれほどの団体的な訓練、いわゆる昔の連隊的な、或いは師団的な、そういうような団体的な訓練を必要とするものがあるまじやうか。(副議長退席、議長着席)

日本の警察予備隊につきましては、アジアの諸國の間に、やがては、これが日本の軍國主義の復活となり、再軍備へ變るべきものだといふことを指摘いたしまして、日本の軍國主義復活を警戒している声が強いのであります。我々は、この警察予備隊そのものがすでに軍備であると、こう認めざるを得ないのであります。(ソ連も日本軍隊を認めておる)と呼ぶ者あり)更に注意すべきことは、再軍備を準備しているといふばかりでなく、日本の民主化が、この議和條約と関連して踏みこじられ、逆轉せしめられてゐるということでありまして、(錯覚だ)「ノー」(と呼ぶ者あり)集会、結社、言論の自由、労働者の権利、これらのものがあとからく制限されようとしております。これらの制限は講和とは無関係ではないのであります。むしろこれは終戦後のどきどき紛れにできたものであり、日本の実情に即しない面についてこれを修正するのである、(その通り)と呼ぶ者あり)或いは又、占領下の特殊事情によつて生れた諸施設についてはこれを修正すべきであるといふような政府の意見であります。併しなからそれは單に名目に過ぎないのであります。事實的には、講和に関連せしめて國民の基本的な權利を奪おうとするファシズムの形態以外の何ものでもないであります。(ノー)「その通り」そんなことないよ「獨断」錯覚(と呼ぶ者あり)私は第五番目に、この二つの條約は、日本經濟の自立が何ら約束されないばかりか、大衆の生活はこれによつて一層窮乏化するものであるといふことを申上げなければなりません。(年中そう言つてゐる)と呼ぶ者あり)先ほど申上げましたように「もういい」と呼ぶ者あり)アジアの諸民族と善隣友好の關係を結ぶべきにもかかわらず、その機会がこの條約によつて失われる。勢ひ、經濟的の關係、特に通商貿易關係はますます困難になつて参つておるのであります。中国との貿易然り、インドとの貿易然り、その他、インドネシア、フィリピン、インドシナ、これらの國々との通商關係を考えます場合に、我々はこれらの地域において通商上の有利な地位を占めておるところの華僑の存在を思わなければなりません。中国との關係が好転しない限り、これらの地域におけるところの華僑との關係を好転せしめることは絶対に不可能なのであります。(嘘だよ「運」)と呼ぶ者あり)而もこの講和條約によりまして苛酷な賠償が日本に對して取立てられようとしておるのであります。フィリピンといひ、

インドネシアといひ、ビルマといひ、或いはインドシナといひ、二百億前後の賠償を要求いたしております。(その賠償は「賠償」ではなく、政府の賠償であるからして、国民経済に對して與える影響は大したことはない、といふ答弁であります。併しながら、役務に動員されることの技術力、労働力に對しましては、相當の對価が拂われなければなりません。而もその役務賠償に當つて使用された技術力や労働力が、(そんなら修正案を見たか)と呼ぶ者あり)更に日本国民経済の再生産に役立つものでないか。絶対に役立つものでないものであります。従つてこれらの賠償を通じて極めて苛酷な條件が日本に課されるのであります。又在外資産の問題であります。在外財産、連合國における在外財産、在外財産は連合國によつて処分される。中立國にあるところの在外財産は國際赤十字委員會に提供されなければならぬ。このようなる形において又日本の在外資産が重大な損失をこうむることになるのであります。更に又、連合國の我が國內に存するところの財産の損失について補償しなければなりません。而も、それらの連合國の財産は、連合國の無差別爆撃乃至は原子爆弾によつて損失を受けておるのであります。これをし我々は補償しなければならぬのであります。どこに和解と信頼の講和などという言葉の意味するものがありましようか。(簡單々々)と呼ぶ者あり)大衆の生活はこれによつてますます窮乏を加へざるを得ないのであります。低賃金は強行されます。労働強化はますます激しくなるのであります。

又、首切はどん／＼行われて行くであります。このようにして、今度の講和條約は、日本の自立経済を困難にするばかりでなく、大衆の生活を困難にして参るのであります。私は以上のような理由からして、この二つの條約に反對するものであります。なお、最後に私は「わかつた／＼」と呼ぶ者あり)日本の今後長きに亘つて歩むべきところの運命を決するこの二つの條約に對し承認するの否かといふ重大な瞬間に立つていゝと申上げなければなりません。私はこの瞬間に立つて、「承認」と呼ぶ者あり)私自身極めて當然たるものを覚えるのであります。若し諸君が、日本の独立を回復する、或いは安全を保障するという美名に心を奪われて、これを承認するならば、後代の日本国民は果してこれを何と見るのでありましよう。(「そうだ」「國民のためだ」と呼ぶ者あり)一瞬の不用意な行動が後に拔差しのならないところの破滅を導いたことは、歴史の証明するところでありましよう。(「その通り」と呼ぶ者あり)今日のこの議場で投票は極めて簡單であります。併しながら、それは、日本を平和に導くか、それとも戦争に導くかの岐路を指示するものであると申さなければなりません。(「君らが戦争の道を示している」と呼ぶ者あり)諸君は平和のため、ここに敢然として良心に従つて行動されんことを私はお願いいたします。私の反對討論を終るものであります。(拍手)

悠やれ「頭張れ」と呼ぶ者あり) ○兼岩傳一君 私は日本共産黨を代表してこの二つの條約に反對いたすものであります。この二つの條約の内容を簡潔に表明して見ましよう。その特徴を見ましよう。(「よくわかつている」と呼ぶ者あり)これは先ず第一に、アメリカ軍のために日本の人的、物的資源をことごとく提供するという内容であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)それは平和條約第五條に「あらゆる援助」、無條件の言葉、「あらゆる援助」といふ言葉で表現されております。それから(「アメリカからの援助だ」と呼ぶ者あり)必ず再軍備を強要されて、失業に苦しみ生活に苦しむ幾千萬幾百万の日本の我々の青年を傭兵にしよとする内容を持つてゐる。これは安保條約の前文において明瞭であります。第二の特徴は、「少し元気がないぞ」と呼ぶ者あり)これが日本の主權と獨立を剥奪してゐるというものであります。(「どこにもそんなこと書いてない」と呼ぶ者あり)外國の軍隊の駐在する獨立國がありますか。(「あります、イギリス」と呼ぶ者あり)國會の權限を無視し、國民の意思を蹂躪して、全部白紙委任状を出すような行政協定を結んだ獨立國が世界にありますか。(「ありません」と呼ぶ者あり)かような点、(「ソ連の衛星國にたくさんある」と呼ぶ者あり)

第三の特徴は、日本國憲法によつて戦争を放棄したと安心させられてゐる日本國民に、「二つの條約が、アメリカの思ふままに戦争に、自由自在に、日本國民にも相談せず、日本國會にも相談しないで、すつと入れるようにできております。(「心配いらぬ」「ソ連がすつと入つて来るのを見守るんだ」と呼ぶ者あり)第四の特徴は、不法極まる信託統治をやつてゐるということでありましよう。何のための信託統治か。これにつきまして我々は委員會であらゆる角度から尋ねました。ところが總理以下何にも答えない。何にも答へられない。答へられないわけですから、これを言へば露骨に、(「共産黨は北の話をしないじやないか、北はどうした」と呼ぶ者あり)殊に日本は琉球小笠原百万の我らの同胞をアメリカに賣渡し、そうしてこれを國連憲章に違反して信託統治にした、その魂胆がどこにあるか。それは、將來日本が、日本の全民族が、日本國民がたまた一握りの少數のかたは別です、少數の、國を賣渡す一握りの諸君を別にして、大部分の國民が團結して、労働者階級を中心とし、労働者階級が農民と同盟を結び、中小企業者がこの周圍に集結して、平和と獨立を愛する大經營者といへども、これを中心にして集結して来た場合に、必ずやアメリカ軍は撤退しなげやならなくなると。だからアメリカでは、シックスティという言葉を使つてゐるそうですが、横文字、六十日の占領である。こういう言葉がアメリカのジャーナリズムに使われてゐる。(「そうだ」と呼ぶ者あり)即ち信託統治の眞の狙ひは、そのような日本民族が獨立と平和の意識に目覺め、且つ團結して立ち上つたとき、これを「せん」とするところの目的を持つてゐることは、何人といへども否定することのできない事實である。

第五の特徴は、日本の經濟を徹底的に破滅させるところの平和條約であるといふことでありましよう。國內、國際的にも、いわばアジアから切り離され、中國から買つべき品物をアメリカから買ふ、地中海から買ふ、アフリカから買ふために、我々はアジアから孤立するのみならず、全産業と全貿易が衰亡して行く。漁業問題も解決できない。化學纖維の原料の解決もできない。即ち平和的な發展も全部塞がれて、いや応なしにアメリカの軍需製造の下請をし、極度に労働者に低賃金を押しつけ、首切りその他の合理化をやつて、そうして軍需製造、いわゆる特需或いは新特需の道に進んで行つて、そうしてキャンセルで叩かれて、ひどい目に遭ひながら、戦争の場面に日本の全民族を引つ張つて行こうとするところの意圖を持つてゐる。これが経済的な特徴である。(「それは共産黨だ」と呼ぶ者あり)第六の特徴は、平和條約という言葉の内容が全部戦争の條約であるやうに、安全保障條約とは日本の安全を絶対に保障しないといふことの表現である。(「不安な條約」と呼ぶ者あり)何故ならば、日本が希望したなどと安全條約の初めに書いてありますが、だんだん読んで参りますと、この安保條約は、日本の希望によつては絶対に破棄できないやうにできてゐる。日本の獨立のために、日本の平和のために、日本の希望によつてアメリカの軍隊が駐在する、前文に書いておいて、最後の所を見ると、この條約は日本とアメリカの両方の意思がびつたり合ふなければ(「当たり前じゃないか」と呼ぶ者あり)破棄できない。即ちこれは当然前だとい

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その二) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

う諸君のごときは、日本人ではなくな
つておられるから、そういう感じが出
る。(拍手)何故ならば、日本のため、
日本の独立と平和を守られるか否かを
アメリカ人に聞かなければならぬとい
うこの安全保障条約に対して、何人
がこれを以て本当の安全保障条約であ
るといふことができるか。(まだわか
らん)「当り前じゃないか」「黙つて聞
くから早く切上げてくれ」「呼ぶ者あり」
即ちこの二つの條約を、極く簡単に
私はこの六つの特徴を表現したのであ
ります。(騒ぐと長くなるよ)「二時間
やるから」と呼ぶ者あり)これを一言に
して言へば、この二つの條約こそ、徹
頭徹尾、ウォール街の千万長者、モ
ガン、ロックフェラーその他の財閥、
(紋切型はよせよ)と呼ぶ者あり)これ
らに操られるところの反動勢力、こ
れが世界を支配し、

約を持つてゐる真実の特徴、真実の内
容を日本に知らせることを妨害する政
府は、如何なることをやつて来たか。
(それは緊急質問でやれ、あとで)と
呼ぶ者あり)国会では、特に衆議院で
はろくに審議をさせない間に、議論
もさせないで、あつという間に通して
しまった。(笑)ところが参議院では
それができない。慎重なる審議を進め
られた。(脱線しては駄目だよ)と呼
ぶ者あり)ところが政府は我々の慎重
なる質問に対して一つも誠意ある答弁
をしていない。詭弁とごまかしの連続
である。(質問がなつておらんからだ
よ)と呼ぶ者あり)おまけにプレスコー
ド違反を議長も同意せられてゐるの
ですが、このプレスコードは止むを得ぬ
というので、我々の国会内に僅かに
保障された言論の自由が全国民に通達
されることをし得ない條件において國
会の審議を進められて来た。国会の外
ではどうであるか。我々が講和の論議
をし平和の論議をすれば、必ず武装警
官の大歓迎を受ける。(笑)現に昨日
幾千の労働者諸君、平和を愛する労働
者諸君が来られたときに、武装警官が
襲いかかつたではないか。(誰の税金
で、拂つてゐるんだ)と呼ぶ者あり)
この二つの條約は、中国を除外しソ
ヴィエトを除くのみでなく、あら
ゆるその他のボツダム協定以下の國際
協定を踏みにじつており、國連憲章に
至るところ違反している、誠に無法
に至るところ無視している、誠に無法
且つ非法なものであると言わなけれ
ばならない。(それは共産党じゃない
か)「共産党は憲法を忘れた」と呼ぶ者
あり)

と平和を守るべきか。如何なる條件に
おいて、日本の真の独立と、平和と、
そしてアジアの繁栄が守られるか。こ
れは、現在二つの條約が、やれ共産主
義の侵略であるとか無責任な軍國主義
であるとか、軍事的な真意であるとか
いう作り事を前提として、平和なるべ
き世界に戦争をしかけておる。この資本
主義体制の決定的な反省である。(ソ
連であり中共である)と呼ぶ者あり)我
等は資本主義体制と社会主義体制が現
実に世界に存在していることを事実と
して承認する。各国各民族はおの／＼
自分の國の政治形態の形を決定し、か
りすめにも他國に軍隊を置いて内政に
干渉することとは絶対に排撃する。
(内政干渉はどつちだと呼ぶ者あり)
若しも、社会主義國、資本主義國のど
ちらかが、どれかの色によつてかちこ
れを武力を以て統一しようとするれば、
第三次世界大戦の勃発は避けることが
できない。(それでソ連は避けるにつ
けろ)と呼ぶ者あり)そうして全世界の
(共産党を注意しろ)と呼ぶ者あり)
全世界の健全な常識を持つておる全
民、全民族、あらゆる人たちは、老い
も若きも第三次大戦を絶対に起しては
ならぬという決意を持つておる。すで
に第二次大戦において、ファシスト的
な國家構造の日独伊の侵略に対して、
資本主義國であるイギリスとアメリ
カ、社会主義國であるソヴィエト・ロ
シア、これが同盟して共に戦つた。こ
れは歴史的事実である。この歴史的
な基礎から國連憲章が生み出され、國
際連合が組織せられておるのである。
(「簡単に頼みます」と呼ぶ者あり)
その第三次大戦を避ける唯一の道であ

る。そうして、この國連憲章の精神
は、資本主義米英、社会主義ソ同盟以
下の國々が協調して行き、そうしてす
べての國家は、人口が多かろうと少か
ろうと、白い色だろうと黄い色だろ
うと、主権は平等である、内政には干
渉しない、そうしてこの二つの体制の
有力な五大國が協力し、軍備を縮小
し、平和を守ること、これが第三次世
界大戦を避ける唯一の道である。(ソ
連の干渉はどうだ)と呼ぶ者あり)この
國連憲章の大原則が守られないなら
は、日本に幾ら軍隊を持つて来ようと
も、陸海軍をどんなに遠路はる／＼持
つて参りましたが、日本の安全が保障
されないことは明瞭である。
事実を見給へ。朝鮮の現状はどうで
あるか。若しも朝鮮の経済体制を暴力
によつて無理に南と北に分けないで、
朝鮮人自身に、朝鮮人自身の國家構
造、経済体制を選ばしめておるなら
ば、朝鮮は平和的な解決の道を歩いた
といふことは明瞭であります。(中
共、ソ連が手を引けば平和だ)と呼ぶ
者あり)然るに朝鮮では、僅かに数
人のアメリカ人軍事顧問の指揮の下
に、日本の警察予備隊よりも遙かに装
備がよく訓練もよいところの韓國軍、
これについてはアメリカの国会では、
これは一流の軍隊である、共産主義軍
隊に対抗できる素晴らしい軍隊だとい
う折紙の付いてる優秀な十数萬の韓
國軍がいた。そうして、これに隣接し
てゐるところの日本、琉球には、有力
なアメリカの軍隊がいた。即ち決して
真空状態になかつた。而も戦争が始ま
るや、國連の決定がまだ定まらないの

に、
—アメリカの空軍と海軍が出動し
た。それで朝鮮人民の安全が保障され
たか。(だから保障されたじやない
か)「三十八度線はどつちが破つたの
だ」(と呼ぶ者あり)これは過去一カ
年の実績が示す通り、(笑)数十萬の
アメリカ、朝鮮、中国の罪なきこれら
の國々の青年が死に、傷つき、片輪に
なり、數百萬の罪なき朝鮮の人たちが
死に、傷つき、それなのに職局は三
十八度線を中心とする振り出しに戻つ
てゐるではないか。(それを誰がやつ
たのだ)と呼ぶ者あり)若しも朝鮮人
民の希望を容れて、昨年六月朝鮮統一
の提案を容れて、三十八度線を渡つた平
和使節を李承晩が殺害することなく、
外國軍隊が朝鮮の内政に干渉すること
なく、(共産党が侵略することなく)
(と呼ぶ者あり)國際連合憲章の精神が
守られたならば、このような悲劇は起
らなかつた。(簡單々々)と呼ぶ者あ
り)これが過去一カ年半の幾百萬の人
民が血を流すことによつて得た尊い教
訓である。(もうたくさんだ)やめろ
やめろ)と呼ぶ者あり)ここに李承晩
政府の内務大臣金錫錫(そんなことは
いいよ)と呼ぶ者あり、(笑)李承晩
政府の前内務大臣金錫錫は、朝鮮戦争
勃発後間もなく朝鮮人民軍によつて捕
虜にされ、自分の罪業を罪亡ぼしたた
めに、自分のして来たことを、(何だ
何だ)と呼ぶ者あり)内戦の挑発の経
過から三十八度線の真相を事細かに書
いてゐるが、私はその朗讀はしな
い。(笑)ただ(駄目だ、やつちや)
(と呼ぶ者あり)ほんの五行か六行、彼
の後悔に堪えない良心の叫びだけを朗
讀してみましよう。(笑)「李承晩政
府の内務部長官をつとめていた期間
中、わたしは

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議第二十号(その二) 平和条約の締結について承認を求める件外一件

と李承晩一派の奸策を実行するために、これらにありとあらゆる援助をあたえた。わたしはゆるすべからざる反逆の徒として、もつとも恥すべき方法でわが祖国と人民を裏切った。しかし現在、わたしはわが祖国と人民にたいするわたしの過去の罪悪のさすかざすを、このうえなく骨髄にしみるほど後悔している。いまわたしはこの眼で、いかにわが祖国が――

「不法な干渉によつてふみ荒され破壊されているか、またいかに罪なき人民が大量に虐殺されているかをみてゐる。わたしは――」と

その下僕である李承晩一派の協力者であつた自分が、いかに重大な罪人であつたかを、身にしみて感じてゐる次第である。〔笑聲、〕「この記事だ」そんなものは当てになるものか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。然らば我我はこの貴重な教訓を基として、

「(もうたくさんだ)」と呼ぶ者あり。如何に日本の安全を守り、如何にして日本の独立を保障するか。〔もうよくわかつた「簡単々々」と呼ぶ者あり〕日本の安全を保障する唯一の途は、米英と中ソが互いに納得行く形で講和の條件を定め、これを我々が受諾する全面講和以外の途によつては、絶対に達成せられない。〔ソ連の提案を受諾したかどうか日本は』と呼ぶ者あり。〕そして、日本の資本主義をこれ以上統制するか。或いはこれを社会主義の途に推し進めるか。若し社会主義に推し進めるとすれば、それは如何なる道程を通つて、各階級が如何なる協力的な形においてこれを実現するかは、これは中国、ソヴィエトの問題でもなければ、

ば、アメリカ、イギリスの問題でもなく、これはまさに日本国民が決定するところの日本人自身の問題である。〔拍手、〕「共産党の宣伝か」と呼ぶ者あり。然るにこの二條約はアメリカのためのものである。〔何を言つてゐるんだ』と呼ぶ者あり。〕

日本の国土と国民を――

することは明らかであると言わなければならない。〔そうだ〕「ノー」〔「簡単々々」わかつてゐるじやないか』と呼ぶ者あり、笑聲、拍手、〕「慌てろ」慌てろな」まだ時間はあるよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。〕

議長(佐藤尚武君) 静粛に願います。

○兼岩傳一君(統) 成るほど〔笑聲〕成るほどたくさんさんの国が調印をいたしました。併しそれにもかかわらず、サンフランシスコ條約が破綻し失敗せしめられることは明瞭である。〔何でもいから簡単に』簡単にやつてゐるじやないか』と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。〕予言するほどのことではない。フイリビンの選挙がこれに諸君の眼の前に明らかにしてゐるではないか。〔ノー』と呼ぶ者あり。〕フイリビンでは條約の批准権を持つ上院の選挙が行われ、〔聞いたよ』と呼ぶ者あり。〕――

――キリノの政界が敗北を喫し、サンフランシスコ條約に反対してゐる野党が決定的な勝利を占めてゐるではないか。オーストラリア、インドネシア然り。〔それがどうした』と呼ぶ者あり、笑聲。〕而も日本人は、このような條約が持ち来たとするところの内外の経済的な破綻及び戦争の来襲を手を拱いて待つべきではない。日本人は、アジアの十億の諸民族及び世界の平和を愛好する民族と提携して、このようなサンフランシスコ條約が失敗し、且つ破綻することによつて、〔破綻しない』と呼ぶ者あり。〕我々の祖国の独立と平和を守ることを道を進むことは明らかであります。〔笑聲〕

私の先ほどの演説を頻りに妨害しておられる自由党の諸君、〔妨害はしない』聞いてゐるよ』と呼ぶ者あり。〕僕の極めて短かい時間の、議運の委員会決定によつて認められてゐる僅かな時間の私の演説さえも頻りに妨害しておられる自由党の諸君、〔妨害しない』と呼ぶ者あり。〕諸君は、恐らく今日これから〔ゆつくりやれ』時間がな

い』と呼ぶ者あり。〕議院、民主黨その他の同調者の援助によつて、多数を以てこの二條約を通過させ、〔脱線するな』と呼ぶ者あり。〕恐らく今夕あたり勝利の祝杯を挙げられることであらう。〔笑聲、〕「うらやましいだろう」脱線するな」まじめに言え』と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。〕併したとえいらくの事情から白票を投ぜられたとしても、心ある議員の諸君の眼には、諸君の今夕挙げられる祝杯の中には、八千万同胞の苦しい生活の姿、戦争に駆り立てられようとしてゐる嘆きの姿が映つてゐるはずである。〔笑聲、〕

議長(佐藤尚武君) 静粛に願います。

「共産党の同調はやらないから心配しないで』と呼ぶ者あり。日本共産党は、この二條約に反対の青票を投ぜられた、はつきりと青票を投ぜられた労働党、社会党その他の諸君と共に、平和と独立を求むる全国民を結集し、〔簡単簡単』と呼ぶ者あり。〕戦争と亡国の運命を打破するために、平和と独立日本を建設するために、たとえ長期且つ困難な闘いであろうとも、これを乗り切つて進める決意であることを表明し、

〔最後に笑う者が本場に笑う者である。〕という(その通り』と呼ぶ者あり。〕有名な一句を以て、反対討論を終る次第である。〔拍手〕

議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

先ず平和条約の締結について承認を求める件の件を問題に供します。本件の表決は記名投票を以て行います。委員長報告の通り本件に承認を與えることに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

議長(佐藤尚武君) 投票の結果を御報告いたします。

投票総数二百十九票
白色票百七十四票、(拍手)
青色票四十五票、
よつて平和条約の締結について承認を求める件の件は承認を與えることに決しました。(拍手)

賛成者白色票の氏名 百七十四名

結城 安次君	山内 良一君
山本 勇造君	山内 卓郎君
村上 義一君	溝口 三郎君
前田 穰君	藤森 眞治君
藤野 繁雄君	早川 慎一君
波多野林一君	野田 俊作君
西田 天香君	徳川 宗敏君
常岡 一郎君	伊達源一郎君
竹下 豊次君	高橋 道男君
高橋龍太郎君	高木 正夫君
田村 文吉君	鈴木 直人君
杉山 昌作君	西郷吉之助君
小林 政夫君	小宮山常吉君
楠見 義男君	木下 辰雄君
河井 彌八君	片柳 眞吉君
柏木 康治君	加藤 正人君
加賀 操君	岡本 愛祐君
岡部 常君	尾崎 行雄君
小野 哲君	梅原 眞隆君
楠瀬 常雄君	玉柳 實君
青山 正一君	長島 銀藏君
木村 守江君	宮本 邦彦君
秋山俊一郎君	高橋進太郎君
仁田 竹一君	宮田 重文君
上原 正吉君	草葉 隆圓君
石川 榮一君	大谷 肇潤君
九鬼紋十郎君	深水 六郎君
加納 金助君	平沼彌太郎君
大矢半次郎君	城 義臣君
岡崎 眞一君	西川基五郎君
小野 義夫君	鈴木 安孝君
寺尾 豊君	黒田 英雄君
石坂 豊一君	岩沢 忠恭君
北村 一男君	中川 幸平君
一松 政二君	黒川 武雄君
横尾 龍君	徳川 頼貞君
中山 壽彦君	中川 以良君

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その二) 平和条約の締結について承認を求めるの件外一件

飯島連次郎君	伊藤 保平君
井上なつゑ君	赤澤 興仁君
赤木 正雄君	松本 昇君
廣瀬兵衛君	野田 卯一君
重宗 雄三君	大野木秀次郎君
加藤 武雄君	長谷山行教君
松平 勇雄君	古池 信三君
杉原 荒太君	平井 太郎君
白波瀬米吉君	山縣 勝見君
安井 謙君	山本 米治君
岡田 信次君	愛知 揆一君
滝井治三郎君	石村 幸作君
田方 進君	平林 太一君
溝淵 春次君	鈴木 恭一君
入交 太藏君	島津 忠彦君
石原幹市郎君	紅露 みつ君
深川タマエ君	木内キヤウ君
池田宇右衛門君	大島 定吉君
郡 祐一君	川村 松助君
谷口弥三郎君	有馬 英二君
油井賢太郎君	山田 佐一君
西山 龜七君	堀 末治君
團 伊能君	鈴木 強平君
櫻内 義雄君	三好 始君
西田 隆男君	大屋 晋三君
泉山 三六君	平岡 市三君
小林 英三君	栗栖 越夫君
林屋龜次郎君	櫻内 辰郎君
一松 定吉君	鬼丸 義齊君
片岡 文重君	上條 愛一君
堂森 芳夫君	松永 義雄君
齋 武雄君	原 虎一君
加藤シヅエ君	赤松 常子君
山田 節男君	田中 一君
神祇 益君	村尾 重雄君
小松 正雄君	深川榮左エ門君
菊田 七平君	大野 幸一君
松浦 清一君	相馬 助治君
小林 亦治君	大隈 信幸君

前之園喜一郎君	岩本 哲夫君
岩男 仁藏君	中村 正雄君
下條 恭兵君	山下 義信君
波多野 鼎君	小川 久義君
木内 四郎君	稻垣平太郎君
伊藤 修君	棚橋 小虎君
吉川末次郎君	小泉 秀吉君
三木 治朗君	岡村文四郎君
東 隆君	森 八三二君
三浦 辰雄君	石川 清一君
松浦 定義君	堀木 鍾三君
反對者(青色票氏名)	四十五名
高良 とみ君	門田 定藏君
中田 吉雄君	野澤 勝君
清澤 俊英君	三橋八次郎君
若木 勝藏君	小酒井義男君
栗山 良夫君	森崎 隆君
吉田 法晴君	須藤 五郎君
岩間 正男君	兼岩 傳一君
千葉 信君	木村晴八郎君
堀 眞琴君	水橋 藤作君
鈴木 清一君	成瀬 晴治君
重盛 壽治君	山花 秀雄君
梅津 錦一君	江田 三郎君
三輪 貞治君	小林 孝平君
羽生 三七君	荒木正三郎君
内村 清次君	佐多 忠隆君
松原 一彦君	大山 郁夫君
羽仁 五郎君	藤原 道子君
高田なほ子君	木下 源吾君
矢嶋 三義君	西園寺公一君
佐々木良作君	小笠原三三男君
菊川 孝夫君	椿 繁夫君
岡田 宗治君	金子 洋文君
和田 博雄君	

の締結について承認を求めるの件を問
題に供します。本件の表決は記名投票
を以て行います。委員長報告の通り本
件に承認を與えることに賛成の諸君は
白色票を、反對の諸君は青色票を、御
登壇の上御投票を願います。氏名点呼
を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはござ
いませんか……投票漏れないと認めま
す。これより開票いたします。投票を
参事に計算させます。議場の閉鎖を命
じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報
告いたします。

投票総数二百二十三票、
白色票百四十七票、
青色票七十六票、
よつて日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障條約の締結について承認
を求めるの件は承認を與えることに決
しました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票氏名) 百四十七名
結城 安次君 山川 良一君
山内 卓郎君 村上 義一君
山内 三郎君 前田 穰君
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 西田 天香君
徳川 宗敬君 常岡 一郎君
伊津源一郎君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高橋龍太郎君

高木 正夫君	田村 文吉君
鈴木 直人君	杉山 昌作君
西郷吉之助君	小林 政夫君
小宮山常吉君	楠見 義男君
木下 辰雄君	河井 彌八君
片柳 眞吉君	柏木 庫治君
加藤 正人君	加賀 操君
岡本 愛祐君	岡部 常君
尾崎 行雄君	小野 哲君
梅原 眞隆君	楠瀬 常緒君
玉柳 實君	青山 正一君
長島 銀藏君	木村 守江君
宮本 邦彦君	秋山俊一郎君
高橋進太郎君	仁田 竹一君
宮田 重文君	上原 正吉君
草葉 隆圓君	石川 榮一君
大谷 豊清君	九鬼紋十郎君
深水 六郎君	加納 金助君
平沼彌太郎君	大矢半次郎君
城 義臣君	岡崎 眞一君
西川甚五郎君	小野 義夫君
鈴木 安孝君	寺尾 豊君
黒田 英雄君	石坂 豊一君
岩沢 忠恭君	北村 一男君
中川 幸平君	一松 政二君
黒川 武雄君	横尾 龍君
徳川 頼貞君	中山 壽彦君
中川 以良君	飯島連次郎君
伊藤 保平君	井上なつゑ君
赤澤 興仁君	赤木 正雄君
松本 昇君	廣瀬兵衛君
野田 卯一君	重宗 雄三君
大野木秀次郎君	加藤 武雄君
長谷山行教君	松平 勇雄君
古池 信三君	杉原 荒太君
平井 太郎君	白波瀬米吉君
山縣 勝見君	安井 謙君
山本 米治君	岡田 信次君

愛知 揆一君	滝井治三郎君
石村 幸作君	田方 進君
平林 太一君	溝淵 春次君
鈴木 恭一君	入交 太藏君
島津 忠彦君	石原幹市郎君
紅露 みつ君	深川タマエ君
木内キヤウ君	池田宇右衛門君
大島 定吉君	郡 祐一君
川村 松助君	有馬 英二君
谷口弥三郎君	山田 佐一君
油井賢太郎君	堀 末治君
西山 龜七君	堀 強平君
團 伊能君	鈴木 三好 始君
櫻内 義雄君	大屋 晋三君
西田 隆男君	平岡 市三君
泉山 三六君	栗栖 越夫君
小林 英三君	櫻内 辰郎君
林屋龜次郎君	鬼丸 義齊君
一松 定吉君	菊田 七平君
深川榮左エ門君	前之園喜一郎君
大隈 信幸君	岩男 仁藏君
岩木 哲夫君	岩間 正男君
小川 久義君	境野 清雄君
木内 四郎君	稻垣平太郎君
岡村文四郎君	東 隆君
森 八三二君	三浦 辰雄君
堀木 鍾三君	
反對者(青色票氏名)	七十六名
高良 とみ君	永井純一郎君
カニエ邦彦君	片岡 文重君
門田 定藏君	中田 吉雄君
上條 愛一君	堂森 芳夫君
松永 義雄君	齋 武雄君
野澤 勝君	齋 武雄君
原 虎一君	清澤 俊英君
赤松 常子君	加藤シヅエ君
三橋八次郎君	山田 節男君
若木 勝藏君	若木 勝藏君
田中 一君	

曾根 益君	村尾 重雄君
島 清君	小松 正雄君
小酒井義男君	栗山 良夫君
大野 幸一君	松浦 清一君
相馬 助治君	小林 亦治君
森崎 隆君	吉田 法晴君
中村 正雄君	下條 恭兵君
山下 義信君	波多野 鼎君
伊藤 修君	棚橋 小虎君
吉川末次郎君	小泉 秀吉君
三木 治朗君	須藤 五郎君
岩間 正男君	鎌田 傳一君
千葉 信君	木村福八郎君
堀 威琴君	水橋 藤作君
鈴木 清一君	成瀬 暢治君
重盛 壽治君	山花 秀雄君
梅津 錦一君	江田 三郎君
三輪 貞治君	小林 孝平君
石川 清一君	松浦 定義君
羽生 三七君	荒木正三郎君
内村 清次君	佐多 忠隆君
松原 一彦君	大山 郁夫君
羽仁 五郎君	藤原 道子君
高田なほ子君	木下 源吾君
矢嶋 三義君	西園寺公一君
佐々木良作君	小笠原三三男君
菊川 孝夫君	榊 繁夫君
金子 洋文君	和田 博雄君

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、連合
国財産補償法案(内閣提出、衆議院送
付)を議題といたします。
先ず委員長の報告を求めます。大蔵
委員長平沼彌太郎君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

昭和二十六年十一月十八日 衆議院會議録第二十号(その二) 連合国財産補償法案

連合国財産補償法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十六年十一月十六日

衆議院議長 林 護治

衆議院議長佐藤尚武殿

連合国財産補償法案

連合国財産補償法

目次

第一章 総則(第一條―第四條)

第二章 損害額の算定(第五條―
第十三條)

第三章 補償金の支拂(第十四
條―第十九條)

第四章 連合国財産補償審査会
(第二十條)

第五章 雑則(第二十一條―第二
十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、連合国との間
の平和の回復に伴い、連合国又は
連合国人が本邦内に有していた財
産について戦争の結果生じた損害
に対し、補償を行うことを目的と
する。

(定義)

第二條 この法律において「連合国」
とは、日本国との平和條約(以下
「平和條約」という。第二十五條に
規定する連合国をいう)。

2 この法律において「連合国人」と
は、左の各号に掲げるものをい
う。

一 連合国の國籍を有する者

二 連合国の法令に基いて設立さ
れた法人その他の団体

三 前号に掲げるものを除く外、
営利を目的とする法人その他の
団体で、前二号又は本号に掲げ
るものがその株式又は持分(当
該法人その他の団体の役員が有
する株式又は持分を除く)の全
部を有するもの

四 第二号に掲げるものを除く
外、前三号又は本号に掲げるも
のが支配する宗教法人その他の
営利を目的としない法人その他
の団体

3 この法律において「本邦」とは、
本州、北海道、四国、九州その他
平和條約により日本国の主権が回
復される地域をいう。

4 この法律において「戦時特別措
置」とは、旧敵産管理法(昭和十
六年法律第九十九号)による措置
その他の對敵措置であつて、連合
国の國籍を有する者の逮捕、抑留
若しくは拘禁又は連合国人の財産
の処分若しくは売却その他の日本
政府又はその代理機關による公権
力の行使として執られた措置をい
う。

5 この法律において「財産」とは、動
産、不動産、これらのものの上に
存する権利、特許権、実用新案
権、意匠権、商標権、債権、株
式、出資に基づく権利その他これ
らに準ずる財産権をいう。

(補償の原則)

第三條 連合国又は連合国人が昭和
十六年十二月八日(以下「開戦時」
という)において本邦内に有して
いた財産について戦争の結果損害

が生じたときは、日本政府は、そ
の損害を補償するものとする。但
し、連合国人が有していた財産に
ついては、当該連合国人が旧敵産
管理法により敵國として告示され
た國に所屬する場合又は当該連合
国人が戦時特別措置により逮捕さ
れ、抑留され、若しくは拘禁され
れ、若しくはその有していた財産
を没収され、処分され、若しくは
売却された場合に限る。

2 前項に規定する場合を除く外、
戦時中本邦内に居住していなかつ
た個人又は本邦内において業務を
行つていながつた法人である連合
国人が開戦時において本邦内に有
していた財産について第四條第一
項第一号又は第五号に掲げる損害
が生じたときは、日本政府は、そ
の損害を補償するものとする。

3 返還できる状態にある財産につ
いて平和條約に規定される期限ま
でに返還の請求がされなかつたと
きは、その財産について生じた損
害は、補償されないものとする。
但し、その期限までに返還の請求
がされなかつたことにつき日本政
府がやむを得ない事由があると認
めたときは、この限りではない。

4 第一項又は第二項の規定による
損害の補償の請求をすることがで
きる者は、連合国である場合を除
く外、開戦時及び平和條約の効力
発生時において連合国人であるも
のでなければならぬ。

5 連合国人の財産の承継人が平和
條約の効力発生時において連合国
人であるときは、その承継人は、
第一項又は第二項の規定による損

害の補償の請求をすることができ
る。但し、承継人が損害の生じて
いた財産を承継した場合において
は、その損害についての補償の請
求権を当該財産とともに承継した
ときに限る。

6 前五項の規定は、旧外貨債処理
法(昭和十八年法律第六十号)の
規定の適用を受けた公債及び社債
並びにこれらに係る利子債権につ
いては、適用しない。

(損害の範圍及び財産の所在)

第四條 前條第一項に規定する戦争
の結果財産について生じた損害
は、左の各号に掲げる損害とす
る。

一 日本国又は日本国と戦争し、
若しくは交戦状態にあつた國の
戰闘行為に基因する損害

二 戦時特別措置その他日本政府
又はその代理機關の措置に基因
する損害

三 当該財産の管理者又は所持人
が相當の注意を怠つたことに基
因する損害

四 連合国人が戦争のため当該財
産を本邦内において保険に付す
ることができなかつたことに基
因する損害

五 連合国占領軍が当該財産を使
用した期間中に生じた損害で、
連合国占領軍が相當の注意を怠
つたこと又は連合国人が当該財
産を保険に付することができな
かつたことに基因する損害

2 開戦時公海を航行中の日本船舶
に船積されていた運送品又は手荷
物であつて本邦内に陸揚されたも

2. 日本政府は、前項の請求があつた場合において、その金額が合理的なものとして認めるときは、その請求に係る金額を請求権者に支拂わなければならない。

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議第二十号(その二) 連合國財産補償法案

(報告等の徴収)

第二十四條 日本政府は、連合國人の財産について生じた損害額の調査に關し必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、その財産について権利若しくは義務を有していた者又は有している者で請求権者以外のものから報告又は資料を徴収することができる。

(実施規定)

第二十五條 この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、平和條約の最初の効力發生の日から施行する。

〔平沼彌太郎君答覆、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程になりました連合國財産補償法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、対日平和條約第十五條の規定に基き、且つ條約と一体をなす補償事項についてその実施方法を規定したものとするものであります。本案の内容の主な点について申し上げます。

第一は補償の原因についての規定であります。補償の原則としては連合國又は連合國人が開戦時において本邦内に有していた財産について戦争の結果損害が生じたときは、日本政府はその損害を補償することとしたしております。

第二は損害額の算定についての規定であります。損害額の算定方法につきましては、財産の種類ごとに規定を設けられてありますが、原則として、財産を開戦時の状態に回復するため必要な金額によることになっております。

第三は補償金の支拂方法についての規定であります。補償請求の手続及び期限は、請求権者が、その所属する國の政府を経て、平和條約の発効時から十八ヵ月以内に、日本政府に対し補償金支拂請求書を提出することを要し、この期間内に提出がないときは補償金の支拂請求権を放棄したものとみなされることとしております。なお補償金の支拂は原則として円貨を以てし、又一会計年度における支拂限度を百億圓に限定いたしております。

第四は、日本國政府の決定した補償金額に異議がある場合の解決方法として、一定期間内に再審査の請求をすることを認め、これを審議するため、大蔵省に連合國財産補償審査会を置くことになっております。

次に本案の審議における質疑の主な要旨を申し上げます。

なぜ補償に關する規定を国内法で決めたかとの質問については、補償に關する規定は、本来ならば平和條約中に明記するべき性質のものである。然るに對日平和條約において、條約中には原則のみを掲げて、詳細を国内立法に委任したのは、平和條約を簡單ならしめて、その早期成立を促進するためである旨の答弁がありました。又、金銭債権の補償について円貨値の下落を考えているかとの質問に対しては、この法案は直接の戦争被害を補償する原則をとっており、円貨建の金銭債権について、円貨値の下落による損害は補償しないこととなつてゐる旨の答弁がありました。その他重要な質疑応答がなされたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくして質疑を終局し、討論に入りまして、菊川委員より反対の意見が述べられましたが、その要旨は、第一に、平和條約は永久的に世界外交文書として残るものであるから、その條文中に、詐欺、強迫等の文字があることは余りにも卑屈であること、第二に、本案は国内法になつてゐるが、むしろ平和條約に規定するべきものであること、第三は、予算の審議権を拘束していること等でありました。次に松永委員より、国民生活の安定を脅かさないよう処理されることを希望條件として本案に賛成されました。次に木村委員から反対の意見が述べられましたが、その要旨は、第一は、本案は平和條約に規定するべきものであるのに、講和を促進するといふ理由の下に切り離してゐること、第二は、賠償一般の問題として取扱われるべきであること、第三は、予算の審議権が制約されておること等でありました。次に小林委員より、平和條約を承認する以上、当然本案については賛意を表するものであるが、相当苛酷な條件であると考へられるので、今後賠償等の國際的解決を要する問題については、政府当局の遺憾なき善処を要するとの意見が述べられ、次に菊田委員より、日本の獨立を早急に実現するための平和條約と一体をなすものであるから本案に賛成するとの意見が述べられ、最後に森委員から、国会の審議権を阻害することなきよう、又政令で定められる審査会の構成運営は、國家の利益が公正に確保されるよう十分に配慮されたいとの希望を付して、賛成の意見が述べられました。

かくして採決の結果、多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤隆夫君) 本案に対し討論の通告がございまして、順次発言を許します。菊川孝夫君。

〔菊川孝夫君答覆、拍手〕

○菊川孝夫君 私は社会党の第二控室を代表して、連合國財産補償法案に反対の意見を申述べます。

この法案は平和條約の第十五條の規定に基いて制定されんとするものであり、我々は條約を承認することに反対でありませんので、必然的に本案にも反対する次第であります。(拍手)條約に反対する反対理由は、先刻岡田宗司君が闡明いたしましたので、省略いたしますが、條約の第十五條に「條約発効後九ヵ月以内に申請があつたときは、六ヵ月以内に、戦前日本にあつた連合國及びその國民の財産及び權利利益を返還する」とあり、但書で「強迫又は詐欺によることなく自由に処分した場合はこの限りでない」とあります。

従ひまして、返還されるものは、すべて戦争中に日本政府が強迫又は詐欺を行つたものといふことになるのであります。そうして、返還された財産の中で戦争によつて損害をこうむつておるものについて補償を行うのであります。その結果、この法案は、戦争中に日本政府が犯したところの國際的強迫罪、詐欺罪の償いをする法律を制定することになるのであります。(それは解釈の相違だと呼ぶ者あり)私は、戦争中に日本の軍隊が戦場或いは占領地においてかす／＼の罪惡を犯したこと、は認めなければなりませんけれども、少くとも内地においては、一応、國際

法、慣例に準拠して、諸般の処置を行なつたと思ふのであります。特に連合國又は連合國人の財産を日本政府が強迫又は詐欺行為によつて接収その他の処置を行なつたことにはないと思ひます。平和條約は永久に歴史的文獻として残るものでありまして、世界歴史の上に日本民族が公的に詐欺を行なつたことを承認せられた上に、この三年間、毎年百億ずつの補償金を負担しなければならぬのが本案であります。(限度だと呼ぶ者あり)政府の説明によりますと、強迫又は詐欺といふのは修飾語であつて、言葉のあやである、こゝ言つておられますが、言葉のあやに過ぎないものであるとするならば、もつと適當な用語を用いるべきであつたと思ひます。(その通りだと呼ぶ者あり)特にこの際、考へなければならぬのは、我々として極めて不満足な言ひです。極めてこれに對しては反感を持たなければならぬと思ふあのヤルタ協定の締結に當つて當時の日ソ不可侵條約の規定蹂躪という事実を、外交史上汚点を残したくないといふ観点から如何に処理するかというので、米ソ兩國間に極めて微妙な取引が行われたと伝えられております。外交は歴史を創造するといふ誇りを持つてその御に當るべきものであつて、(そうだと呼ぶ者あり)私は、この法案審議に當つて、強迫だとか又は詐欺だとかいふ字句を承認した吉田外交の底に流れるところの卑屈性を追及して、反対理由の第一とするのであります。(拍手、一君のほうによつて提出をされておりますけれども)

次に、本案は形式的には法律案として提出をされておりますけれども、法、慣例に準拠して、諸般の処置を行なつたと思ふのであります。特に連合國又は連合國人の財産を日本政府が強迫又は詐欺行為によつて接収その他の処置を行なつたことにはないと思ひます。平和條約は永久に歴史的文獻として残るものでありまして、世界歴史の上に日本民族が公的に詐欺を行なつたことを承認せられた上に、この三年間、毎年百億ずつの補償金を負担しなければならぬのが本案であります。(限度だと呼ぶ者あり)政府の説明によりますと、強迫又は詐欺といふのは修飾語であつて、言葉のあやである、こゝ言つておられますが、言葉のあやに過ぎないものであるとするならば、もつと適當な用語を用いるべきであつたと思ひます。(その通りだと呼ぶ者あり)特にこの際、考へなければならぬのは、我々として極めて不満足な言ひです。極めてこれに對しては反感を持たなければならぬと思ふあのヤルタ協定の締結に當つて當時の日ソ不可侵條約の規定蹂躪という事実を、外交史上汚点を残したくないといふ観点から如何に処理するかというので、米ソ兩國間に極めて微妙な取引が行われたと伝えられております。外交は歴史を創造するといふ誇りを持つてその御に當るべきものであつて、(そうだと呼ぶ者あり)私は、この法案審議に當つて、強迫だとか又は詐欺だとかいふ字句を承認した吉田外交の底に流れるところの卑屈性を追及して、反対理由の第一とするのであります。(拍手、一君のほうによつて提出をされておりますけれども)

も、條約の中に、「日本国内閣が一九五一年の七月十三日に決定したところの通合國財産補償法案の定める條件より不利でない條件で補償される」とあり、また、その條約の中には、條約を先刻本院において承認してしまつたからして、もはや審議の余地がなくなつてしまつたのであります。それを形式的に、只今審議を求められるこの政府の態度は、國會の權威を冒瀆するものであると言わざるを得ないのであります。(承認してゐるじやないか)と呼ぶ者あり。而も政府の説明により、本來は平和條約の中に挿入されるべきものであるけれども、イタリヤとの平和條約の例に鑑みても、連合國間の調整が困難であるので、法案の形式をとつたのであるけれども、平和條約の折衝と並行して、アメリカを初め關係國との間に話し合ひが進められていたことが明らかになつたのであります。(審議権を承認してゐるじやないか)と呼ぶ者あり。拍手。若しそつたとすれば、大善の処置として、國會の常任委員會に報告する等の配慮ぐらひはなされて然るべきであつたと存じます。然るに、その處置さえもとらずに、實際に審議の余地のないものを法案として提出する政府の態度は、國會を愚弄するものであり、憲法第四十一條違反であるとして断ぜざるを得ません。(拍手)そして、これは國家百年の大計を無視して條約の調印を急いだところの吉田内閣の拙速外交の一端を露呈したものと云わざるを得ないと思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

第三に、本法案が成立いたしますと、向う三か年、毎年百億ずつ、丁度旧憲法時代の皇室費のように、實際的には國會において審議の余地のない予算的措置が必要となつて来るのであります。そして、その他の講和費用と共に國民生活に重圧を加えて参りますことは申すまでもないこととあります。第四に、日本政府として又日本人として不可抗力であつたところのB二九の爆撃だとか、特に原子爆弾による損害までも補償の対象となるのであります。が、(その通り)と呼ぶ者あり、拍手。なかんずくこの原子爆弾は今や人類にとつての最も重大な課題となつており、その解決のために全世界の人間が今關心してゐるのであります。日本が今政敵の責任として原爆被害を補償するといふことは、人類歴史の上に問題を提起することになると思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手。

最後に、今回の平和條約は寛大な條件であると言われて來ましたけれども、本法案の内容を検討してみますと、ぬか喜びであつた点がほつと、明らかになつて來るのであります。例を挙げてみますと、株式の損害については、株式を返還した上に、更にその会社の戦争損害について、連合國人の持分の比率に相當する額を國家の責任において補償しなければならぬことになつておりますが、これは株式の經濟的觀念を無視したものであるし、当該会社の将来性について何ら配慮が拂われておらないのであります。その他これに類する條項が隨所にあります。省略をいたしまして、私はここで吉田總理に申し上げたいと存じます。我々國民に向つて「ミズーリ條上のことを忘れるな」と言つて常に叱られる前に、それよりも、世界情勢の變化と時の経過といふことをもつと強調しまして、アメリカに向つてイギリスに向つて、眞の國民外交の先頭に老軀をひたして立たれんことを要求する次第であります。(その通り)やつてゐるじやないか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

以上を以て、私は、このような無理な法案を而も世界の條約の歴史の中に、こゝろの條約の中に國內法案を入れて調印をさせられたという先例が殆んど見当たらない、このやうな、條約の中に法案を吞まされたという状態で我々が押し付けられるこの法案に対しては、絶対に承認することはできないといふことを、ここに明言いたしまして、反對討論を終る次第であります。(拍手) ○議長(佐藤武吉) 木村福八郎君。(木村福八郎君登壇、拍手) ○木村福八郎君 私は「簡單々々」と呼ぶ者あり。三つの理由によつてこの法案に反対いたしますのであります。第一の理由は、この法案は實質的には平和條約の一部を構成するものであることは申すまでもないわけであり、す。実はこの法案は、講和に關する阿條約特別委員會に付託されるのが本筋であるべきなんだ。(その通り)と呼ぶ者あり。それがどうしたわけだ。國內の特別な法律案になりまして大蔵委員會に付託されたのか。私は政府委員に対して、どうしてこの法案が條約の中に織り込まれないで國內法として大蔵委員會に付託されたのか、こゝろのこと、を質問したものであります。これに對して政府委員の答弁は「通常であつたならば、例えばイタリヤなどと同じ

ように手続的事項が長く條約に織り込まれて規定されたのでありまして、講和の促進をできるだけスムーズに持つて参りたいというアメリカ側及び日本側の希望が合致いたしました。手続規定等につきましてなが／＼と條約の文章の中に入れますことが、各國の足並みを急速に揃えにくいかも知れないといふことのために、手続的事項を別の形にして外した次第であります。こゝろの答弁でございました。併しなからこれは手続的な規定でございまして、先ほど菊川君もおつしやいましたように、昨年の七月十三日の閣議におきまして、そうして、すでにこの閣議で定めた條件より不利な條件でこれを補償してはいけなないといふことになつた、その内容規定がこれでありました。昨年の七月十三日にこの法律案を政府はきめたわけなんです。そして、この内容は何かと言へば補償の内容がきめてある。そして、大体毎年百億を下らない範圍においてこれを補償するといふことになつておる。總額大体三百億、これが手続規定でありまして、これは實際には實質的なものであります。従つて、これは當然平和條約の條文の中に挿入しなければならぬはずなんです。(その通り)と呼ぶ者あり。それを昨年の七月十三日の閣議で決定してございながら、これを何も國民に知らせなかつた。國會にも知らせなかつたのです。そして突如としてこゝろの法案が出て來たわけなんです。(それこそ詐欺だ)と呼ぶ者あり。こゝろのやうな経過で、これが條約の草案の中に挿入されるのが當然であると政府委員も説明されてゐる。大蔵大臣も説明されてゐる。單

な手続法ではありませんが、實質的には、これは賠償の広義の意味における内容を形成するものであります。それを便宜のために、この講和を早くするために、これを除外して、そして國內法としたわけなんです。何のためにこれを除外したか。講和を早くする。何のために講和を早くするのでありますか。(その通り)と呼ぶ者あり。何のために講和を早くするのでありますか。(誰が急ぐんだ)と呼ぶ者あり。それは先ほど菊川委員が言われましたように、アメリカの戰略的な利益を促進するために特に朝鮮動亂後の講和條約を急がれたのであります。(拍手)こゝろの経過を顧みれば、これはアメリカの戰略的利益のためにこれを促進したことは明らかであります。(そんなことはないぞ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。日本のほうではどうしてこれを促進しようとしてゐるか。日本のほうでこれを促進しようとしてゐると、テイルマンといふ人がはつきり言つておられます。この講和によつて、日本の大きな資本家は、早く昔の状態に歸ると言つてゐる。この講和條約ができるのと独占禁止法が緩和される、事業者団体法が廢止される、労働基準法が改悪されて、そして大工業家は昔のやうな低賃金で労働者を搾取することができる自由と獨立が與えられる。政府はこの講和によつて日本の國が獨立するのだ、自由になるのだと言つておられますけれども、誰のための自由であり誰のための獨立なんですか。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手。独占禁止法を緩和するところの自由、労働基準法を改悪するところの自由である。一体、誰のためのこれが自由ですか。

のであり、且つ又日本をアジアの覇王に陥れるところのものであります。口を開けば敗戦国だから仕方がない、こういうことが国内で言われており、そうして、その源泉は実は政府そのもののことがそういうことを言つておる。そういうことによつて日本人もそういうふうな考へておる。(笑声)併し、必要以上に米英の前に屈服するこの卑屈な態度は、決して国家と民族の前途に対して光明と再建の道を開くものではないといふことを、私は断言するものであります。今やアジアの民族解放運動に目を開くことがない者は、日本の政治を論ずる資格はないのである。中華人民共和國は言うまでもない。ヴィエトナ

ム、ビルマ、イランはどうなつてい
る。(「デマを飛ばすな」と呼ぶ者あり)
又極く最近では、先ほど述べられまし
たように、フイリビンの例が挙げられ
ておるのであります。

——キリノの自由党は敗退しつつあ
るではないか。(「何だ」「懲罰だ」と呼
ぶ者あり、その他発言する者多し)こ
れこそ、一握りの売国奴を除いた全
国民の下からの盛り上りによる民族解
放闘争の力の現われである。このアジ
アの諸国と提携せずして、太平洋の
なだのアメリカに媚び諂う連合国財産
補償法案のようなやり口をこれから重
ねて行けば、我が国の前途は甚だ憂
べきものであると言わねばならないの
であります。(「デマを言うな」と呼ぶ
者あり)

以上我々は三つの理由を挙げてこの
法案に反対したのでありますが、最後
に最も驚くべきことは、本法案による
と、交戦国の戦闘行為による被害の一
切を補償することになつてゐる事実で
あります。日本に対する爆撃は、広
島、長崎の原爆攻撃に見られるよう
に、婦人、子供はもとより、一切の市
民が無差別の攻撃を受けておるのであ
ります。当時の原爆使用の目標は如何
なるものであつたか。このことは、米
国の戦略爆撃調査団報告も明らかにこ
れを語つておる通りに、広島と長崎と
は、それらが人口の集中地点であつた
故に、目標として選ばれたのであり、
又ロンドン・タイムスのワシントン特
派員は次のように報じておるのであり
ます。即ち、六月初旬までは、大統領
と軍部指導者たちは、この新兵器は使
用さるべきでないという点で意見が一
致していたが、最近六十日間に、い

な、恐らく三十日間にこの最高統帥部
の政策は逆転したのである。(「いい加
減なことを言うな」と呼ぶ者あり)この
ボルチモア・サン紙の報道は一九四五
年八月八日のこととあります。これに
対して、この報告があつた翌日、八月
九日にトルーマンは次のように述べ
ておる。「最初の原爆が軍事基地広島
に投下されたことに世界は気が付くで
あろう。これは何よりも先ず市民の殺
戮をできるだけ避けようとしたから
である。こういうような声明を行わざ
るを得なくなつておるのであります。
併しこういうことについては、私はく
どく述べようとするものではなくて、
いずれにしても、我が日本国民の頭
上に最初の人類大規模殺傷兵器が投下さ
れた事実は蔽ふことのできない事実
である。このような無差別爆撃による
連合国資産の被害の一切を我が国が補
償しなければならぬとは、余りにもこ
れは苛酷ではないだろうかと思はる
のであります。イタリヤの平和條約に
おきまして、損害の三分の二を補償
すればよいことになつておるのであり
ます。而も更に悪いことには、吉田内
閣は、この補償の源泉を、戦争の真の
犠牲者であるところの国民大衆の乏し
い金に上つて賄おうとしておる事実であ
ります。(拍手)これは三重三重の日本
国民に課せられたところの悲惨事と私
は言わねばならぬのである。

以上述べたように、吉田総理が和解
と信賴の講和であると言つて諷刺して
来た平和條約は、その僅かな一部分で
あるこの連合国財産補償法案だけを見
ましても、国会を無視し、国民に何ら
具体的な内容の発表もできず、アジア

の諸国との友好を阻害し、アメリカの
言いなりになるものでありまして、イ
タリヤの平和條約よりもなお苛酷なも
のであることは、今まで述べましたよ
うに明らかであります。(「共産党はど
この言いなりになるのだ」と呼ぶ者あ
り)日本共産党は、このような反社会的
的な法案に對して、絶対にこれに
賛成することはできないのである。我
は、先ほどの表決にも現われたので
ありますが、ああいうような事態が起
つておるのでありますけれども、併し
こういうような事態がますます一つ一
つ国民の前に明らかになることによ
つて、(時間々々)と叫ぶ者あり)諸君
の投ぜられましたところのこの表決が
如何なるものであるかということが、
おい／＼はつきりして来るだろう。こ
れによつて、こういう事態によつて、
国民はその真実を知るであらうとい
うことを申し上げまして、私は、ここに、
この反対討論を終る次第であります。
(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の
通告者の発言は全部終了いたしましたし
た。討論は終局したものと認めます。
これより本案の採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛
成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。
(拍手)
本日の議事日程はこれにて終了いた
しました。次会の議事日程は決定次第
公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時十七分散会

○本日の会議に付した事件
一、日程第一 平和条約の締結につ
いて承認を求めるの件
一、日程第二 日本国とアメリカ合
衆国との間の安全保障条約の締結
について承認を求めるの件
一、日程第三 連合国財産補償法案

出席者は左の通り。

議長	議員	副議長	結城 安次君	山本 勇造君	村上 義一君	前田 穰君	藤野 繁雄君	波多野林一君	西田 天香君	常岡 一郎君	竹下 豊次君	高橋龍太郎君	田村 文吉君	杉山 昌作君	高良 とみ君	小宮山常吉君	木下 辰雄君	片柳 眞吉君	加藤 正人君	岡本 愛祐君	尾崎 行雄君	梅原 眞隆君	青山 正一君	長島 銀藏君	宮本 邦彦君	高橋進太郎君	宮田 重文君	草葉 隆圓君	大谷 隆潤君
佐藤 尙武君	三木 治朗君	山川 良一君	山内 卓郎君	薄口 三郎君	藤森 眞治君	早川 慎一君	野田 俊作君	徳川 宗敬君	伊達源一郎君	高橋 道男君	高木 正夫君	鈴木 直人君	西郷吉之助君	小林 政夫君	楠見 義男君	河井 彌八君	柏木 康治君	加賀 操君	岡部 常君	小野 哲君	楠瀬 常雄君	玉柳 實君	木村 守江君	秋山俊一郎君	仁田 竹一君	上原 正吉君	石川 榮一君	九鬼紋十郎君	
徳川 頼貞君	中川 以良君	伊藤 保平君	赤澤 與仁君	松本 昇君	野田 卯一君	大野木秀次郎君	長谷山行毅君	古池 信三君	平井 太郎君	山縣 勝見君	山本 米治君	愛知 揆一君	石村 幸作君	平林 太一君	鈴木 恭一君	島津 忠彦君	紅露 みつ君	大内キヤウ君	大島 定吉君	川村 松助君	谷口弥三郎君	油井賢太郎君	西山 龜七君	團 伊能君	櫻内 義雄君	西田 隆男君	泉山 三六君	小林 英三君	林屋龜次郎君
中山 壽彦君	飯島連次郎君	井上なつ多君	赤木 正雄君	廣瀬與兵衛君	重宗 雄三君	加藤 武徳君	松平 勇雄君	杉原 荒太君	白波瀬米吉君	安井 謙君	岡田 信次君	滝井治三郎君	田方 進君	薄淵 春次君	入交 太蔵君	石原幹市郎君	深川タマエ君	池田宇右衛門君	郡 祐一君	竹中 七郎君	有馬 英二君	山田 佐一君	堀 末治君	鈴木 強平君	三好 始君	大屋 晋三君	平岡 市三君	栗栖 魁夫君	櫻内 辰郎君

昭和二十六年十一月十八日 参議院會議録第二十号(その二)

一松 定吉君	鬼丸 義齊君
永井純一郎君	カニエ邦彦君
片岡 文重君	門田 定蔵君
中田 吉雄君	上條 愛一君
堂森 芳夫君	松永 義雄君
齋 武雄君	野澤 勝一君
清澤 俊英君	原 虎一君
加藤シヅエ君	赤松 常子君
山田 節男君	三橋八次郎君
若木 勝蔵君	岩崎正三郎君
田中 一君	曾根 益君
村尾 重雄君	島 清君
小松 正雄君	小酒井義男君
栗山 良夫君	深川榮左エ門君
菊田 七平君	大野 幸一君
松浦 清一君	相馬 助治君
小林 亦治君	森崎 隆君
吉田 法晴君	大隈 信幸君
前之園喜一郎君	岩本 哲夫君
岩男 仁蔵君	中村 正雄君
下條 恭兵君	山下 義信君
波多野 鼎君	小川 久義君
境野 清雄君	木内 四郎君
稻垣平太郎君	伊藤 修君
柳橋 小虎君	吉川末次郎君
小泉 秀吉君	須藤 五郎君
岩間 正男君	兼岩 傳一君
千葉 信君	木村福八郎君
堀 夏琴君	水橋 藤作君
鈴木 清一君	成瀬 橋治君
重盛 壽治君	山花 秀雄君
岡村文四郎君	東 隆君
森 八三三君	梅津 錦一君
江田 三郎君	三輪 貞治君
小林 孝平君	三浦 辰雄君
石川 清一君	松浦 定義君
羽生 三七君	荒木正三郎君
内村 清次君	佐多 忠隆君
堀木 鐵三君	松原 一彦君

大山 郁夫君	羽仁 五郎君
藤原 道子君	高田なほ子君
木下 源吾君	矢嶋 三義君
西園寺公一君	佐々木良作君
小笠原三三男君	菊川 孝夫君
柿 繁夫君	岡田 宗司君
金子 洋文君	和田 博雄君
池田七郎兵衛君	
内閣総理大臣	吉田 茂君
外務大臣	大蔵大臣 大橋 武夫君
法務大臣	池田 勇人君
大蔵大臣	天野 貞祐君
文部大臣	橋本 龍伍君
厚生大臣	根本龍太郎君
農林大臣	山崎 猛君
運輸大臣	根本龍太郎君
郵政大臣	佐藤 榮作君
電気通信大臣	保田 茂君
労働大臣	野田 卯一君
建設大臣	岡野 清豪君
国務大臣	岡野 清豪君
国務大臣	周東 英雄君
国務大臣	益谷 秀次君
政府委員	
内閣官房長官	岡崎 勝男君
法制意見長官	佐藤 達夫君
外務政務次官	草葉 隆圓君
外務省條約局長	西村 龍雄君

一六〇	堂森 芳夫君
一六一	松永 義雄君
一六二	齋 武雄君
一六三	野澤 勝一君
一六四	清澤 俊英君
一六五	原 虎一君
一六六	加藤シヅエ君
一六七	赤松 常子君
一六八	山田 節男君
一六九	三橋八次郎君
一七〇	若木 勝蔵君
一七一	岩崎正三郎君
一七二	田中 一君
一七三	曾根 益君
一七四	村尾 重雄君
一七五	島 清君
一七六	小松 正雄君
一七七	小酒井義男君
一七八	栗山 良夫君
一八二	大野 幸一君
一八三	松浦 清一君
一八四	相馬 助治君
一八五	森崎 隆君
一九一	吉田 法晴君
一九二	中村 正雄君
一九三	下條 恭兵君
一九四	山下 義信君
二〇〇	波多野 鼎君
二〇一	伊藤 修君
二〇二	柳橋 小虎君
二〇三	吉川末次郎君
二〇四	小泉 秀吉君
二〇五	三浦 辰雄君
二〇六	成瀬 橋治君
二〇七	重盛 壽治君
二〇八	山花 秀雄君
二〇九	梅津 錦一君
二一〇	江田 三郎君

二二四	三輪 貞治君
二二五	小林 孝平君
二二六	羽生 三七君
二二七	荒木正三郎君
二二八	内村 清次君
二二九	佐多 忠隆君
二三〇	和田 博雄君
二三一	河崎 ナツ君
二三二	高田なほ子君
二三三	木下 源吾君
二三四	小笠原三三男君
二三五	菊川 孝夫君
二三六	柿 繁夫君
二三七	岡田 宗司君
二三八	金子 洋文君
二三九	藤原 道子君
二四〇	和田 博雄君

頁 段 行	誤	正
一五	五百九十三	四百六十二
一六	五百九十八	三百七十五
一七	七百七十四	五百七十六

第十六号正誤

頁 段 行	誤	正
一五	五百九十三	四百六十二
一六	五百九十八	三百七十五
一七	七百七十四	五百七十六

第十七号正誤

頁 段 行	誤	正
一五	五百九十三	四百六十二
一六	五百九十八	三百七十五
一七	七百七十四	五百七十六

第十八号正誤

頁 段 行	誤	正
一五	五百九十三	四百六十二
一六	五百九十八	三百七十五
一七	七百七十四	五百七十六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日
定価 一部 十 円
十 円
発行所 東京郵政区市街本町一五
電話九段側 一五〇〇
郵便部 一五〇〇